

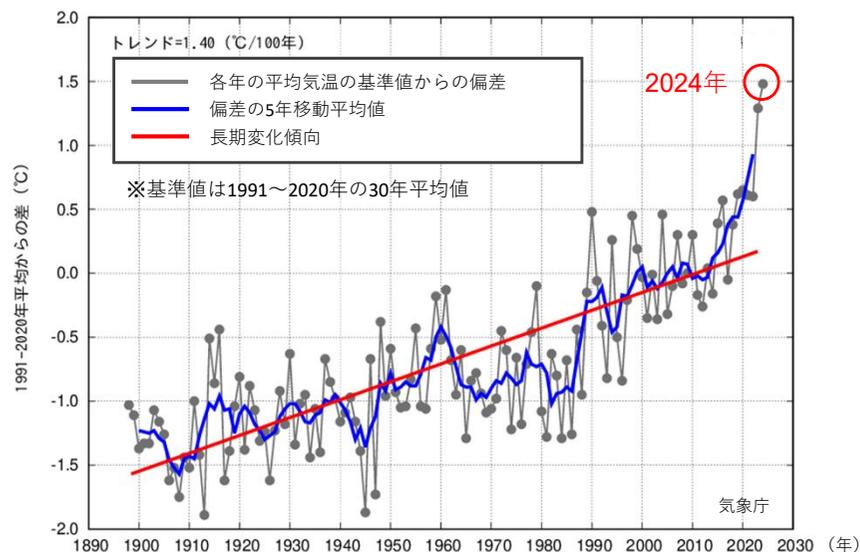
みどりの食料システム戦略の実現に向けて

令和 8 年 1 月
農林水産省
北海道農政事務所

気候変動・大規模自然災害の増加

- 日本の年平均気温は、100年あたり1.40℃の割合で上昇。
- 2024年の日本の年平均気温は、統計を開始した1898年以降最も高い値。
- 農林水産業は気候変動の影響を受けやすく高温による品質低下などが既に発生。
- 降雨量の増加等により、災害の激甚化の傾向。農林水産分野でも被害が発生。

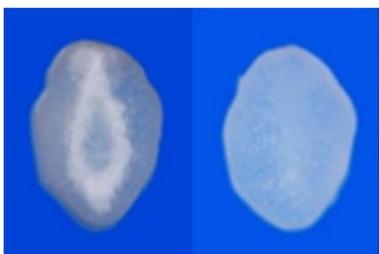
■ 日本の年平均気温偏差の経年変化



年平均気温は長期的に上昇しており、特に1990年以降、高温となる年が頻出

■ 農業分野への気候変動の影響

- ・ 水稲：高温による品質の低下
- ・ リンゴ：成熟期の着色不良・着色遅延

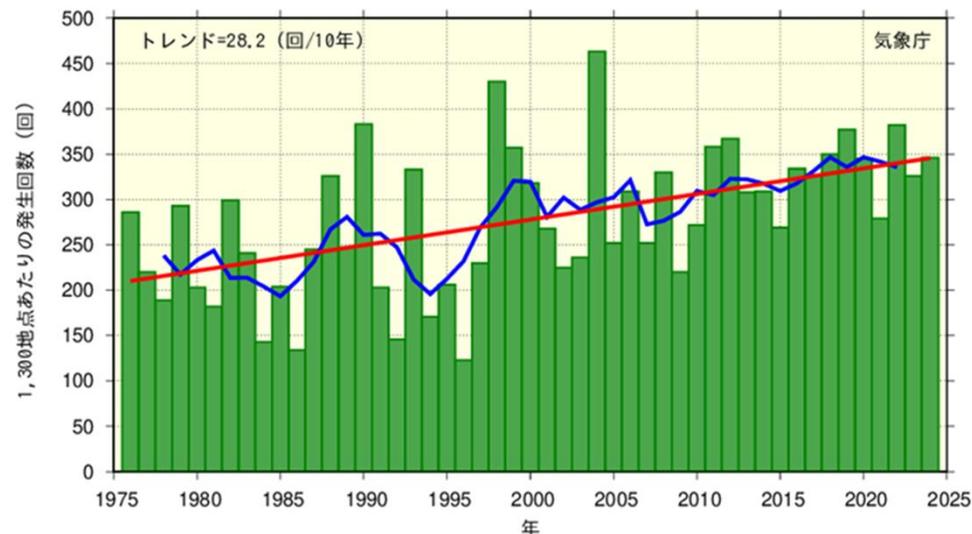


白未熟粒(左)と正常粒(右)の断面



成熟終期 1カ月間の温度を17℃(上)、22℃(中)、27℃(下)で管理したりんごの着色状況

■ 1時間降水量50mm以上の年間発生回数

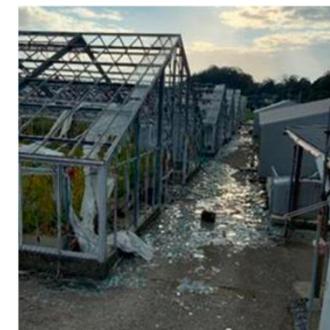


2015年～2024年の10年間の平均年間発生回数は約334回
1976年～1985年と比較し、約1.5倍に増加

■ 農業分野の被害



河川氾濫によりネギ畑が冠水
(令和5年7月秋田県能代市)

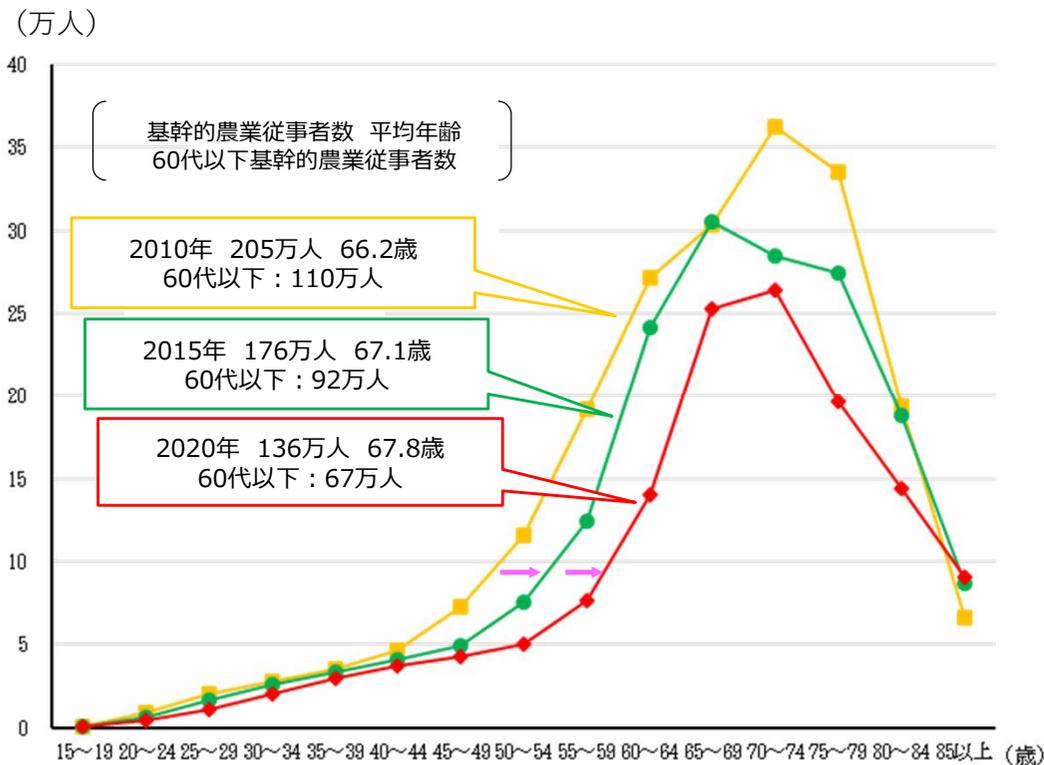


被災したガラスハウス
(令和元年房総半島台風)

生産基盤の脆弱化 地域コミュニティの衰退

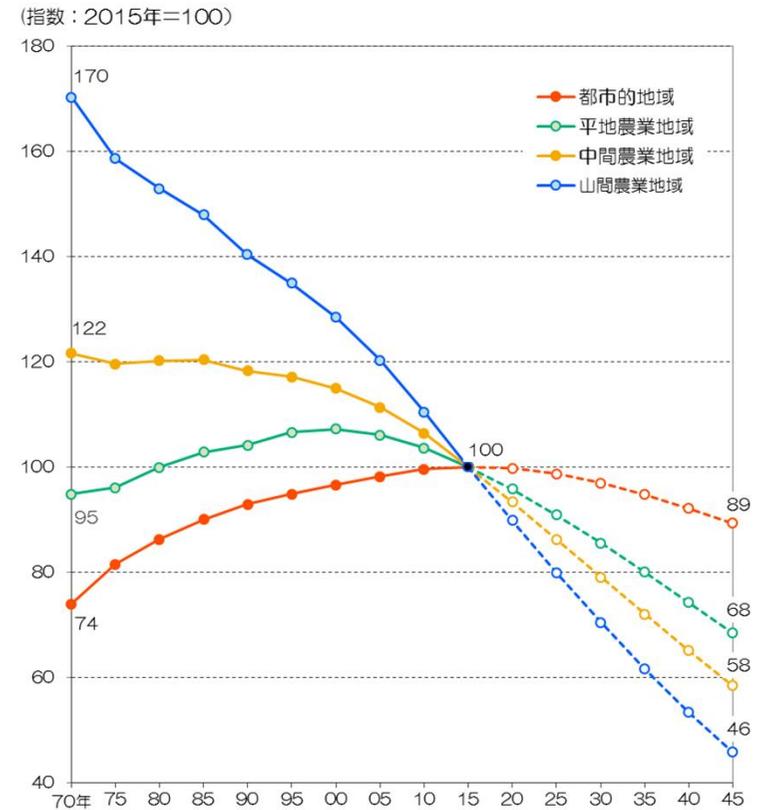
- 日本の生産者は年々高齢化し、今後一層の担い手減少が見込まれ、労働力不足等の生産基盤の脆弱化が深刻な課題となっている。
- 農山漁村の人口減少は特に農村の平地や山間部で顕著に見られる。
- これらの影響を受け、里地・里山・里海の管理・利用の低下による生物多様性の損失が続いている。

担い手の高齢化と担い手不足



出典：農林水産省「2020年農林業センサス」、「2015農林業センサス」(組替集計)、
「2010年世界農林業センサス」(組替集計)
基幹的農業従事者：15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいう。

農山漁村における人口減少

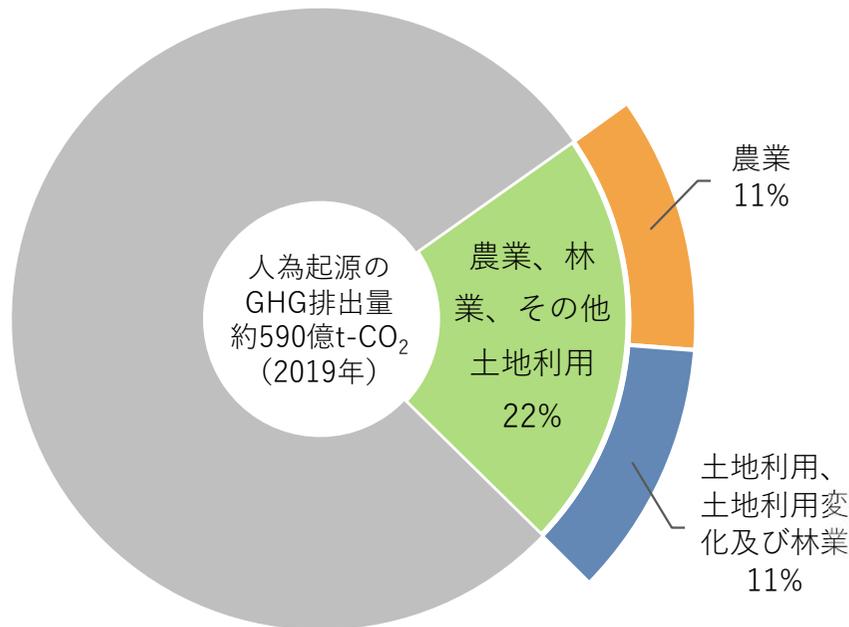


注1) 国勢調査の組替集計による。なお、令和2年以降(点線部分)はコーホート分析による推計値である。
2) 農業地域類型は平成12年時点の市町村を基準とし、平成19年4月改定のコードを用いて集計した。

世界全体と日本の農林水産分野の温室効果ガス(GHG)の排出

- 世界のGHG排出量は、590億トン (CO₂換算)。このうち、農業・林業・その他土地利用の排出は22% (2019年)。
- 日本の排出量は10.71億トン。うち農林水産分野は5,103万トン、全排出量の4.8% (2023年度)。
* 日本全体のエネルギー起源のCO₂排出量は世界比約3.2%(第5位、2019年(出典:EDMC/エネルギー経済統計要覧))
- 日本の吸収量は5,369万トン。このうち森林4,517万トン、農地・牧草地686万トン、沿岸湿地34万トン (2023年度)。

■ 世界の農林業由来のGHG排出量

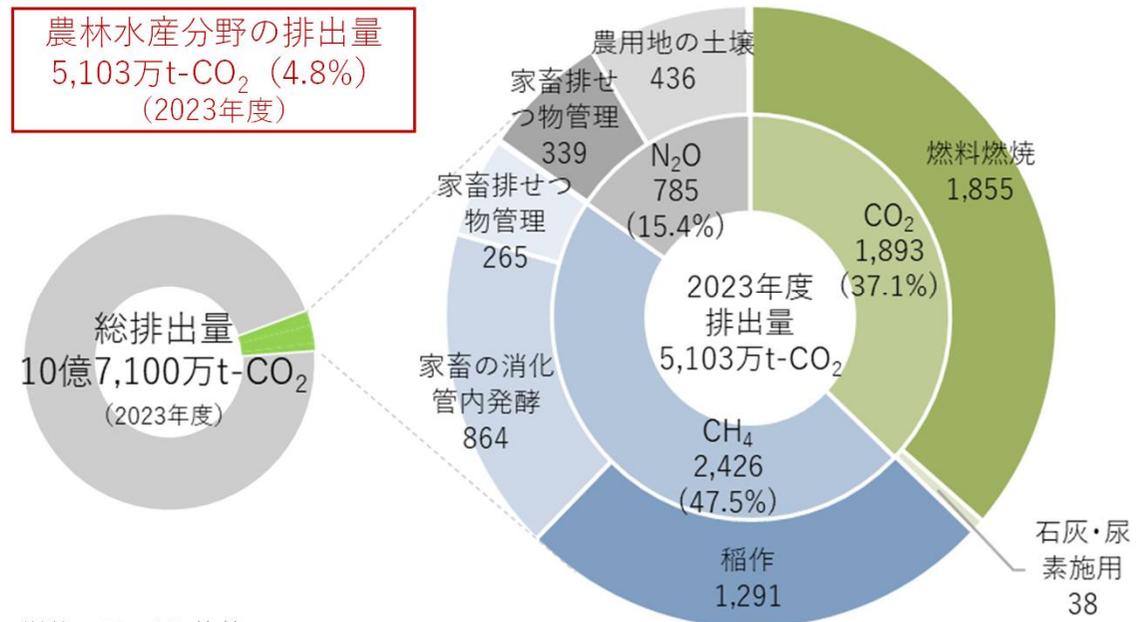


単位：億t-CO₂換算

* 「農業」には、稲作、畜産、施肥などによる排出量が含まれるが、燃料燃焼による排出量は含まない。

出典：「IPCC 第6次評価報告書第3作業部会報告書 (2022年)」を基に農林水産省作成

■ 日本の農林水産分野のGHG排出量



単位：万t-CO₂換算

* 温室効果は、CO₂に比べCH₄で28倍、N₂Oで265倍。

* 排出量の合計値には、燃料燃焼及び農作物残渣の野焼きによるCH₄・N₂Oが含まれているが、僅少であることから表記していない。このため、内訳で示された排出量の合計とガス毎の排出量の合計値は必ずしも一致しない。

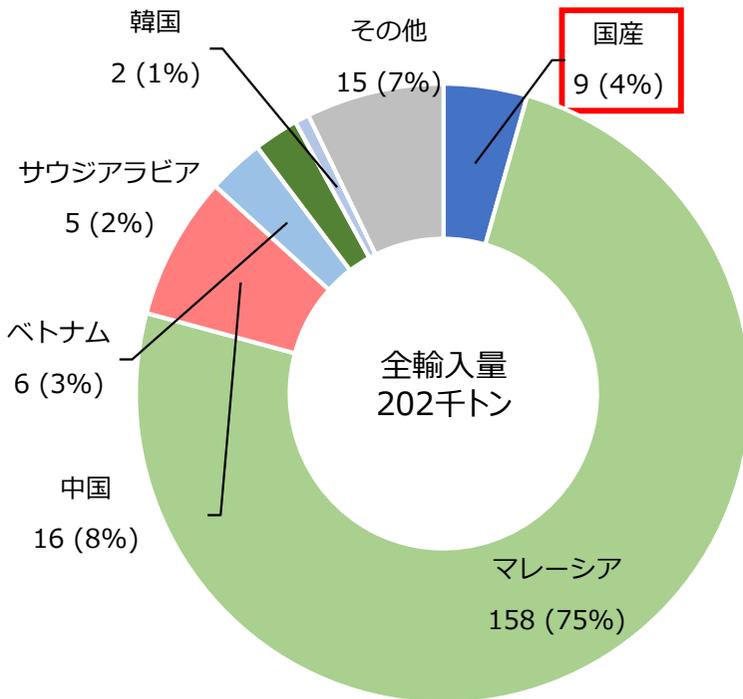
出典：国立環境研究所温室効果ガスインベントリオフィス「日本の温室効果ガス排出量データ」を基に農林水産省作成

食料生産を支える肥料原料の状況

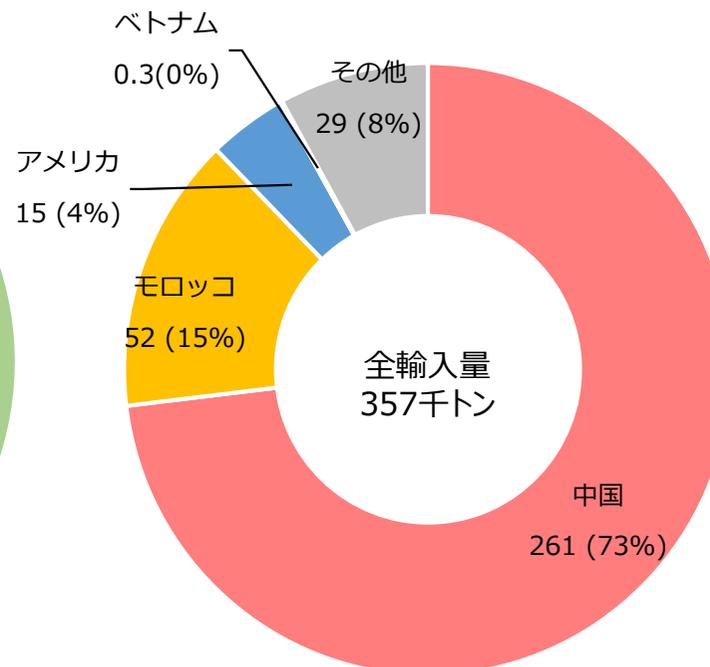
○ 食料生産を支える肥料原料を我が国は定常的に輸入に依存。

R 5 肥料年度（令和 5 年 7 月～令和 6 年 6 月）

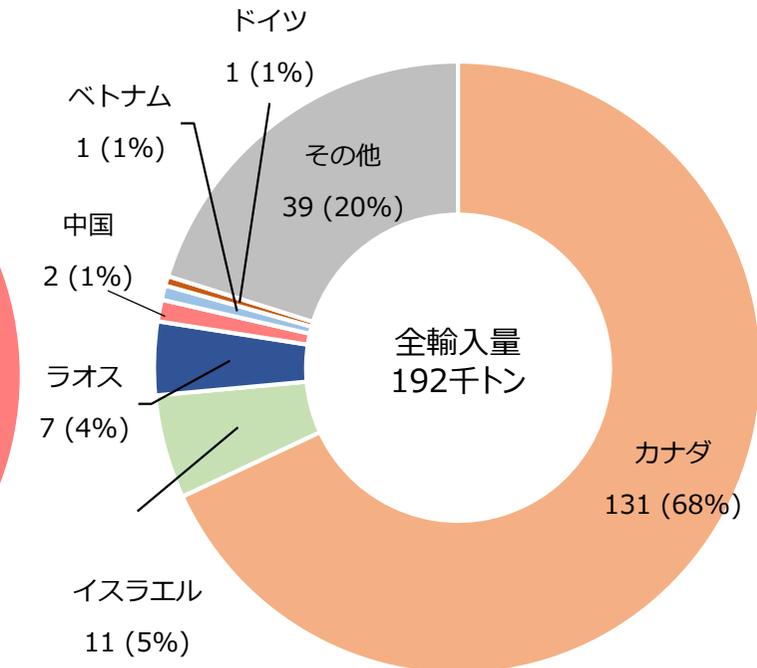
尿素（N）



りん安
(N・P)



塩化加里（K）



資料：経済安全保障推進法第48条第1項の規定に基づく調査結果をもとに作成（工業用仕向けのものを除く。）。

注：1）「その他」には、輸入割合が1%未満の国の他、財務省関税課への非公表化処理申請に基づき貿易統計上非公表とされている国を含む。

2）全輸入量には、国産は含まれない。



みどりの食料システム戦略 令和3年(2021年)策定



～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～

- 地球温暖化対策や生物多様性保全など、食料システムにおける環境問題への世界的な対応が、2020年代に入りさらに進展。
- 我が国の農林水産業の生産現場においても、気候変動の影響や資材調達の不安定化が年々深刻化。食料システムの持続性確保は喫緊の課題。
- こうした状況の下、農林水産省において、令和3年に「みどりの食料システム戦略」を策定。持続可能な食料システムの確立に向け、革新的技術の社会実装も踏まえ、長期的視点に立ったKPIを設定し、様々な施策を展開。また、アジア・モンスーン地域の持続的な食料システムのモデルとして国外へ発信。

戦略実現を支える主な制度

食料・農業・農村基本法 (R6改正)
食料・農業・農村基本計画 (R7改定)

「環境と調和のとれた食料システムの確立」が主要政策として位置付け

みどりの食料システム法 (R4制定)

- ✓ 農林漁業者が単独または共同で行う環境負荷低減の計画を都道府県知事が認定

〔省エネ設備の導入、化学肥料・化学農薬の使用低減、有機農業等〕

- ✓ 新技術の提供等を行う事業者の計画を国が認定

〔農林漁業者だけでは解決しがたい技術開発や市場拡大等〕

※ 融資の特例、国庫補助金の優先採択等のメリット措置を実施

環境配慮のチェック・要件化

全ての補助事業等で、最低限行うべき取組を義務化

※ 令和9年度から本格実施

環境直接支払交付金

環境配慮のチェック・要件化よりもさらに進んだ取組を支援

※ 令和9年度からみどりの食料システム法の認定に対する支援に移行予定



戦略実現に向けた主な取組

スマート農林水産業の推進・気候変動への適応

データを利用した可変施肥、高温耐性品種への転換等



J-クレジットの活用推進

中干し期間の延長、バイオ炭の施用等



環境負荷低減の取組の「見える化」

みえるらべるの普及、拡大



有機農業の推進

オーガニックビレッジの拡大、産地と消費地の連携等



国際的な展開

農林水産分野GHG排出削減技術海外展開パッケージ (通称:MIDORI∞INFINITY)

我が国が有するGHG(温室効果ガス)排出削減技術を海外へ展開

▶ 国際ルールメイキングにおけるプレゼンス発揮へ

みどりの食料システム戦略KPIの2021年、2023年及び2024年実績値一覧について

「みどりの食料システム戦略」KPIと目標設定状況							
KPI		2030年 目標		2050年 目標	2021年 実績値	2023年 実績値	2024年 実績値
温室効果ガス削減	① 農林水産業のCO ₂ ゼロミッション化 (燃料燃焼によるCO ₂ 排出量)	1,484万t-CO ₂ (10.6%削減)		0万t-CO ₂ (100%削減)	1,815万t-CO ₂ (9.5%増加)	1,856万t-CO ₂ (11.9%増加)	2026年4月に把握予定
	② 農林業機械・漁船の電化・水素化等技術の確立	既に実用化されている化石燃料使用量削減に資する電動草刈機、自動操舵システムの普及率：50%	2040年 技術確立	自動操舵システム：4.7% 電動草刈機：16.1%	自動操舵システム：7.8% 電動草刈機：23.7%	自動操舵システム：9.8% 電動草刈機：27.7%	
							高性能農林業機械の電化等に係るTRL TRL 6：使用環境に応じた条件での技術実証 TRL 7：実運転条件下でのプロトタイプ実証
		小型沿岸漁船による試験操業を実施	漁船の具体的な検討を開始				水素燃料電池養殖作業試験船の仕様決定
③ 化石燃料を使用しない園芸施設への移行	加温面積に占めるハイブリッド型園芸施設等の割合：50%		化石燃料を使用しない施設への完全移行	10.6%	11.6%	2026年3月に把握予定	
④ 我が国の再生エネルギー導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生エネルギーの導入	2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入を目指す。		2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入を目指す。	-	-	-	
環境保全	⑤ 化学農薬使用量（リスク換算）の低減	リスク換算で10%低減		11,665 (リスク換算値) (50%低減)	21,230 (リスク換算値) (約9%減)	19,839 (リスク換算値) (約15.0%減)	18,682 (リスク換算値) (約19.9%減)
	⑥ 化学肥料使用量の低減	72万トン (20%低減)		63万トン (30%低減)	85万トン (約6%低減)	68万トン (約25%低減)	2026年7月に把握予定
	⑦ 耕地面積に占める有機農業の割合	6.3万ha		100万ha (25%)	2.66万ha	3.45万ha	2026年6月に把握予定
食品産業	⑧ 事業系食品ロスを2000年度比で半減	273万トン (50%削減)			279万トン (49%削減)	231万トン (58%削減)	2026年6月に把握予定
	⑨ 食品製造業の自動化等を進め、労働生産性を向上	6,694千円/人 (30%向上)			5,152千円/人 (0%向上)	5,913千円/人 (14.9%向上)	5,859千円/人 (13.8%向上)
	⑩ 飲食料品卸売業の売上高に占める経費の削減	飲食料品卸売業の売上高に占める経費の割合：10%			13.4%	12.4%	2026年7月に把握予定
	⑪ 食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現	100%			36.5%	41.6%	49.3%
林野	⑫ 林業用苗木のうちエリートツリー等が占める割合を拡大 高層木造の技術の確立・木材による炭素貯蔵の最大化	エリートツリー等の活用割合：30%		90%	6.2%	9.5%	2026年4月に把握予定
水産	⑬ 漁獲量を2010年と同程度（444万トン）まで回復	444万トン			315万トン	289万トン	2026年3月に把握予定
	⑭ ニホンウナギ、クロマグロ等の養殖における人工種苗比率 養魚飼料の全量を配合飼料給餌に転換	13%		100%	2.9%	4.7%	2026年3月に把握予定
		64%		100%	45%	49%	47%

みどりの食料システム法の運用状況について

みどりの食料システム法の運用状況

みどりの食料システム法 施行（令和4年7月1日） 施行令・施行規則等も施行

国の基本方針 公表（令和4年9月15日）

告示・事務処理要領・申請書様式、ガイドライン等も併せて公表

○令和4年度中に全都道府県で基本計画が作成

令和5年度から都道府県による
**環境負荷低減事業活動に取り組む
農林漁業者の計画認定が本格的にスタート**

○全都道府県で計30,000以上の経営体を認定

○34道府県82区域で特定区域を設定

特定計画が7県9区域で認定

○有機農業を促進するための栽培管理協定が 茨城県常陸大宮市で締結

（令和7年12月25日時点）

生産現場の環境負荷低減を効果的に進めるため、
現場の農業者のニーズも踏まえ、
**環境負荷低減に役立つ技術の普及拡大等
を図る事業者の計画を認定**



リモコン草刈機の普及



可変施肥田植機の普及



堆肥散布機の普及

○98の事業者を認定（令和7年11月末時点）

引き続き、農林漁業者・事業者の計画認定を拡大するとともに、みどり投資促進税制、融資の特例、予算事業の優先採択等により、環境負荷低減の取組を推進。

みどりの食料システム法に基づく生産者※の認定状況（全国及び都道府県別） （令和7年11月末）

○ 全国の認定状況

	都道府県数	認定者数
全国の認定者数	47	31,259

○ 都道府県別の認定状況

都道府県	認定者数（経営体数）	都道府県	認定者数（経営体数）
北海道	340	滋賀県	50
青森県	109	京都府	404
岩手県	3,910	大阪府	25
宮城県	1,763	兵庫県	121
秋田県	234	奈良県	91
山形県	114	和歌山県	671
福島県	447	鳥取県	67
茨城県	649	島根県	316
栃木県	1,344	岡山県	42
群馬県	470	広島県	41
埼玉県	116	山口県	268
千葉県	175	徳島県	285
東京都	11	香川県	94
神奈川県	142	愛媛県	1,273
山梨県	157	高知県	604
長野県	151	福岡県	20
静岡県	361	佐賀県	60
新潟県	188	長崎県	339
富山県	438	熊本県	1,905
石川県	838	大分県	62
福井県	11,096	宮崎県	131
岐阜県	64	鹿児島県	455
愛知県	303	沖縄県	365
三重県	150	合計	31,259

※みどりの食料システム法に基づき、環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画を作成し、都道府県知事の認定を受けた者。

農家のみなさまへ

みどり認定

受けませんか？

グループ申請も
増えています！

農林水産省は

『環境にやさしい農業』に取り組む生産者
を応援します！

認定を受けたらイイことあるの？

土づくりをしたいから
堆肥をまく機械が
ほしいなあ…子供たちのために
環境にやさしい農業を
続けたい！取組を消費者にアピール
したいなあ…

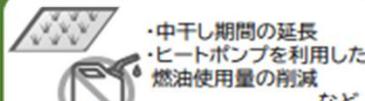
主に3つの支援が受けられます！

- ①農林水産省の補助事業の採択で優遇
- ②設備投資時の所得税・法人税の優遇
- ③日本政策金融公庫の無利子融資等

①優遇対象事業
の一覧②みどり投資促進
税制概要③税制対象機械
の一覧④無利子融資等の
概要掲載(4ページ目)

そのほか、消費者などに環境にやさしい農業に取り組んでいることをアピールできます！

認定の対象となる『環境にやさしい取組』とは？

土づくり
+
化学肥料・
化学農薬の
低減温室効果
ガスの削減・中干し期間の延長
・ヒートポンプを利用した
燃油使用量の削減
など

その他



バイオ炭の農地施用

生分解性マルチの使用
プラスチック資材の排出又は流出の抑制ペースト肥料の活用
など

グループ申請とはどんなこと？

- 農協の生産部会など、同じ品目や取組を行う生産者がまとまって1つの計画を作成・申請し、**グループ(団体)**として認定を受けることができます。
- グループ申請の場合も、計画に含まれる**構成員は税制等の特例を活用することができます。**

グループ申請のイメージ

栽培型など共通の栽培方法に基づき
環境負荷低減を実践している農協の生産部会

生産部会

化学肥料・化学農薬を削減した栽培型

共同利用設備を活用しながら、構成員のそれぞれが
環境負荷低減に取り組む集落営農組織

集落営農組織等

共同利用設備の導入



どんな担い手が受けているの？

- ①品目
- ②環境にやさしい取組
- ③認定を受けたきっかけ



佐竹 直人氏 (名寄市)

①水稲、甜菜、小豆



②稲刈り後の秋に稲わらを土壌中にすき込む(秋耕)ことで、温室効果ガスの排出量の削減に資する取り組みを行っています。

③持続可能な農業を目指しています。また、融資制度や補助事業のポイント加算があることを知り、認定を受けました。

(株)Jリード (豊頃町)

①牧草、デントコーン



②バイオガスプラントから発生する家畜ふん尿由来の液肥消化液をほ場に散布することによって、化学肥料及び化学農薬の使用量の低減に取り組みます。

③補助事業の加算ポイントがあること知り、認定を受けました！

【グループ認定】

JAにかいっふピーマン
生産部会 (新冠町)

①ピーマン

②ピーマン生産部会に所属する50経営体で、馬ふん堆肥の活用や天然物質由来の農薬への切替を図り、化学肥料・化学農薬の使用低減に取り組んでいます。

③エコファーマー制度に代わるものとして認定を受けました。また、消費者への訴求に繋がることに期待しています！

【参考】道外でのグループ認定事例

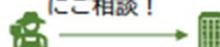
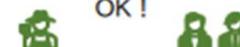
岩手ふるさと農業協同組合(岩手県奥州市)

令和7年3月24日、岩手県の「岩手ふるさと農業協同組合」では、3,756名のグループ認定を受けました。

同日には、認定証の交付式が行われ、実施計画で、特別栽培米の生産拡大、秋耕の実施、中干し期間の延長について目標が掲げられ、取組を進めていく決意表明が行われました。

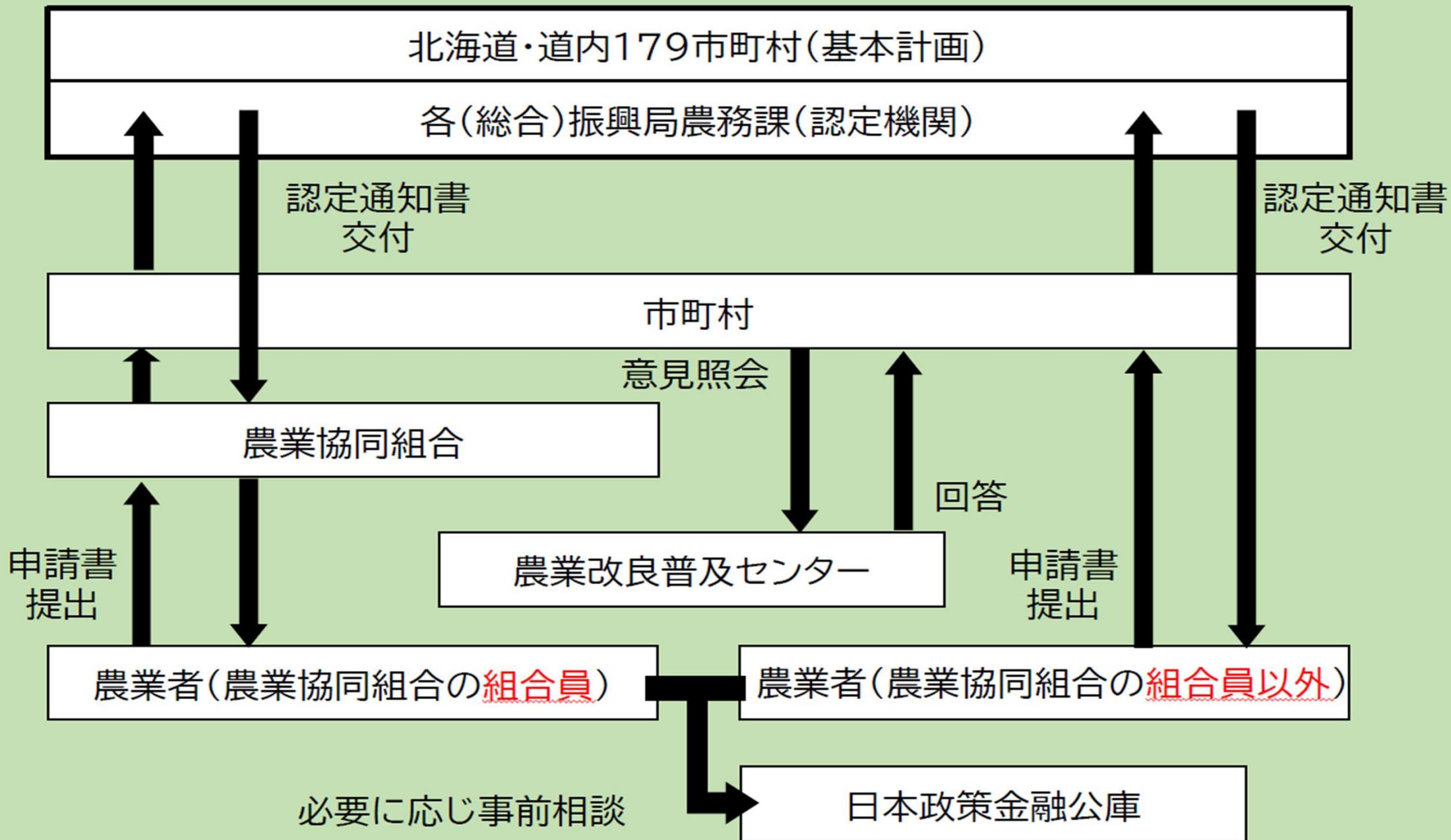
岩手県内では、本グループ認定を機に、他のJA等での認定への関心が高まっているとのこと。

認定を受けるにはどうしたらいいの？

まずは最寄りの
道の振興局やJA、市町村
にご相談！申請書を提出
グループでも個人でも
OK！道の各振興局が認定！
みどり認定農業者に！詳しくはこちら！
(道庁HP)お問合せ先:農林水産省 北海道農政事務所 みどりの食料システム戦略推進事務局
(TEL:011-330-8822)

(令和7年6月)

【農業者向け認定フロー図】



みどり法に基づく特定区域とは

- 特定区域は、地域ぐるみで環境負荷低減に取り組む計画が基本計画に位置付けられたモデル地域。
- 特定区域の設定に当たっては、特定区域の範囲やその中で行われる取組の内容についてそれぞれ要件を満たすよう計画を作成する必要。区域内では、有機農業の栽培管理協定や国庫補助事業の優遇等のメリットあり。

✓ 特定区域とは

地域ぐるみで以下①～③の環境負荷低減に取り組む計画が地方自治体の基本計画に位置づけられた地域

① 有機農業による生産活動

(例：有機農業の団地化)



独自ブランドの確立



有機農業のための栽培管理協定の締結

② 廃熱その他の地域資源の活用により

温室効果ガスの排出量の削減に資する生産活動

(例：工場の廃熱・廃CO₂を活用した園芸団地の形成)



工場



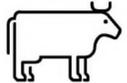
廃熱・廃CO₂
を供給



施設園芸団地で活用

③ 環境負荷の低減に資する先端的な技術を活用して 行う生産活動

(例：ペレット堆肥の活用による資源循環の取組)



家畜



排せつ物の堆肥化・ペレット化



地域ぐるみで施用

✓ 特定区域設定の要件

- ☑ 設定する区域は、自然的社会的諸条件からみて一定のまとまりを有すること
- ※ オーガニックビレッジなど市町村ぐるみで取り組む場合などは、市町村全域での設定も可能!
- ☑ 二戸以上の共同又は地域の実態に照らして相当程度の事業規模で取り組むこと
- ☑ 生産方法又は流通・販売方法の共通化を図ること
- ☑ 地方自治体と連携して、地域における環境負荷低減事業活動の普及拡大に努めること

範囲
の要件

取組内容
の要件



特定区域設定のメリット

① 特定環境負荷低減事業活動の認定取得が可能

⇒ 認定を取得すると、機械・施設の導入時にみどりハードの活用が可能

② 有機農業を促進するための栽培管理協定の締結が可能

③ 国庫補助の予算事業で優遇

(例：オーガニックビレッジ事業において、特定区域の設定に向けて取り組む地域を支援します。)

その他、地域ぐるみで環境低減に取り組んでいることをアピールできます!

さらに詳しく知りたい場合・・・

特定区域設定の手引きをご参照ください。

特定区域設定の手引き →



特定区域（モデル地区）の設定状況

○ 地域ぐるみで環境負荷低減の取組を行う**特定区域（モデル地区）**は、**34道府県82区域**で設定（令和7年12月25日時点）

類型ごとの区域数(重複有)

有機農業★	68区域
GHG削減★	5区域
先端技術の活用★	14区域

北海道ブロック（6区域）

北海道 湧別町★、岩見沢市★、安平町★、新十津川町★、赤井川村★、旭川市★

北陸ブロック（8区域）

新潟県 新発田市★、阿賀野市★、佐渡市★
 富山県 南砺市★、富山市★
 石川県 白山市（2区域）★★
 福井県 越前市★

東北ブロック（11区域）

青森県 黒石市★
 宮城県 山元町★、涌谷町★、美里町（2区域）★★★
 登米市★、大崎市★★★
 秋田県 大潟村★
 山形県 西川町★、川西町★
 福島県 喜多方市★★★

中国四国ブロック（15区域）

鳥取県 八頭町★
 島根県 浜田市★、江津市★、美郷町★、津和野町★
 岡山県 真庭市★、新庄村★
 広島県 神石高原町★
 徳島県 徳島市★、小松島市★、阿南市★、阿波市★、海陽町★
 高知県 馬路村★、本山町★★★

関東ブロック（15区域）

茨城県 石岡市★、常陸大宮市★
 栃木県 塩谷町★、野木町★
 千葉県 千葉市★、木更津市★、成田市★、佐倉市★、匝瑳市★、いすみ市★、神崎町★、多古町★
 山梨県 北杜市★
 長野県 佐久市★
 静岡県 藤枝市★

九州・沖縄ブロック（11区域）

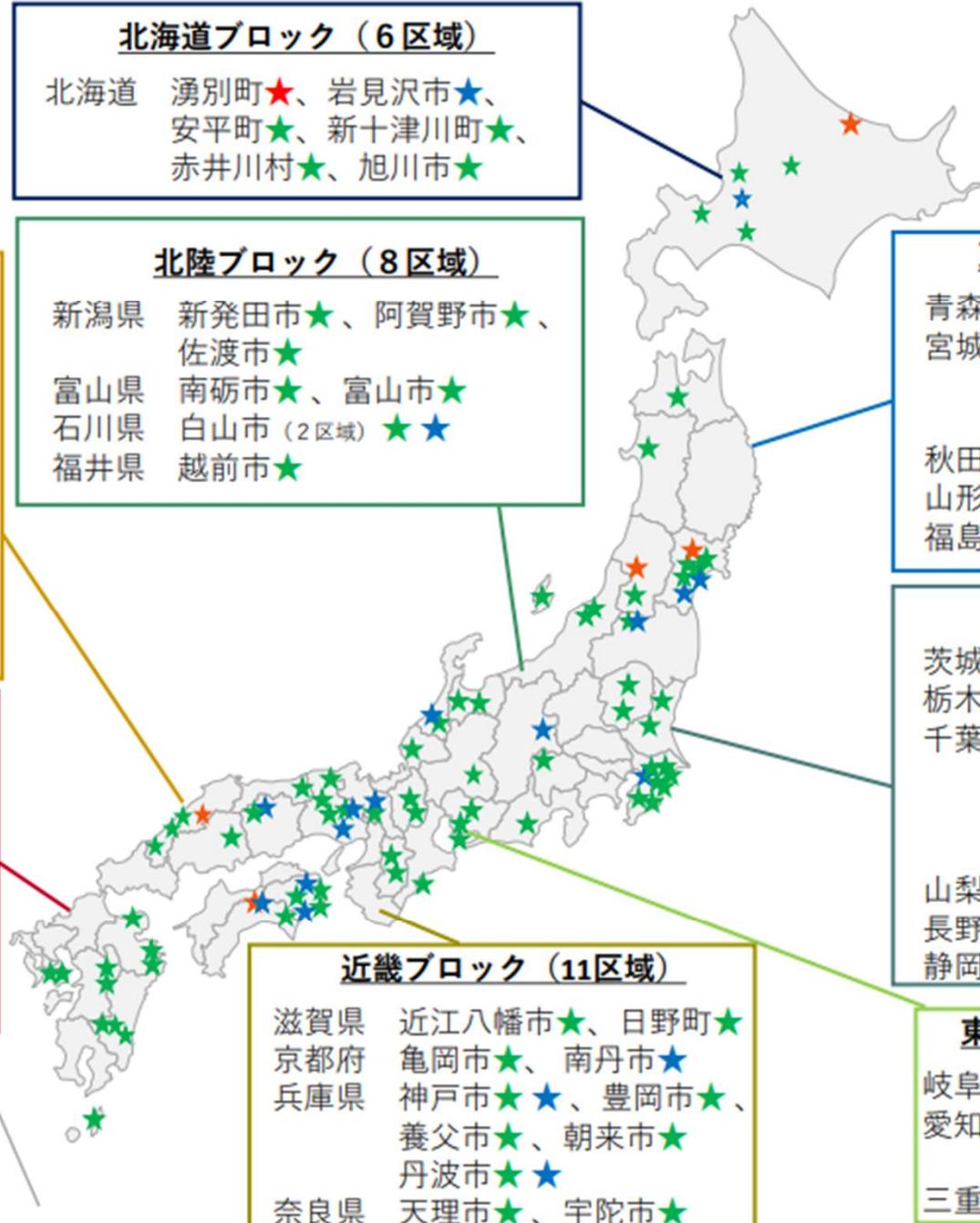
長崎県 雲仙市★、南島原市★
 熊本県 山都町★、南阿蘇村★
 大分県 佐伯市★、臼杵市★、豊後高田市★
 宮崎県 えびの市★、宮崎市★、綾町★
 鹿児島県 南種子町★

近畿ブロック（11区域）

滋賀県 近江八幡市★、日野町★
 京都府 亀岡市★、南丹市★
 兵庫県 神戸市★★★、豊岡市★、養父市★、朝来市★
 丹波市★★★
 奈良県 天理市★、宇陀市★

東海ブロック（5区域）

岐阜県 白川町★
 愛知県 岡崎市★ 大府市★、南知多町★
 三重県 尾鷲市★



北海道における特定区域（モデル地区）の事例

湧別町福島地区

温室効果
ガス削減

○目指す姿

バイオガスプラントに園芸施設を併設し、プラントから発生する余剰熱を活用して園芸作物を栽培することで、**温室効果ガスの排出削減と高収益作物生産を両立したモデルの構築**を目指す。



○取組内容

・高収益作物（トマト・イチゴ等）を栽培する園芸施設において、**バイオガスプラントから発生する余剰熱を活用し、温室効果ガス排出を削減**する取組を推進。



余剰熱を活用した施設園芸イメージ

（令和5年12月18日設定）

岩見沢市全域

先端技術

○目指す姿

産学官連携のもと**ICT・AI等の先端技術を活用した次世代型農業の実現**に向けたスマート農業の取組を推進し、『未来につなぐ“強いいわみざわ農業の実現”』を目指す。



○取組内容

- ・トラクターの自動操舵や自動運転に必要な**高精度位置測位情報を全国に先駆けて構築したRTKGNSS基地局を市内4か所に整備**。
- ・「業務用無線方式（免許局）」と「Ntrip方式」の2種類の配信方法による運用を行うことで、**運転技術が未熟な農業者でも効率的で正確な作業が可能**。
- ・これらの技術を活用した**マップベースの可変施肥等による燃料及び化学肥料使用量の削減や省力化を図る取組**を推進。



高精度位置測位情報を活用した協調型ロボットトラクターによる無人走行の実証景

（令和6年12月23日設定）

安平町全域

有機

○目指す姿

有機農業の技術指導を通じて**慣行農業からの転換、新規就農者の増加を促し、有機農業の取組を推進**するとともに、**有機農産物の活用場を拡大を図り、有機農産物の産地形成**を目指す。



○取組内容

- ・慣行農業者の意識醸成、新規就農者の確保のため、**有機農業に関する講演会**などを開催。
- ・**学校給食への有機農産物を活用**や**有機農産物の加工品の開発**を支援。
- ・北海道有機農業協同組合を通じて、**流通・販売先を開拓し、有機農産物の販路の確保**を図る。



フランスから講師を招き学校給食に関する講演会を開催

（令和6年12月23日設定）

北海道における特定区域（モデル地区）の事例

新十津川町全域

有機

○目指す姿



新十津川町有機農業推進協議会が中心となり、**オーガニックビレッジ宣言に向けた有機農業の普及推進活動**を行うことで、**有機農業に参入しやすい環境の構築を目指す**。また、**有機農業による水稲の栽培の先進地**となることで、**産地の価値を向上させ、持続可能な農業の実現を目指す**。

○取組内容

- ・有機農業に参入しやすい環境の構築を目指し、**農業者向けの有機JAS認証の説明会や勉強会の開催、栽培技術の実証やマニュアル化、スマート農業機械活用の検証、流通・販売先の確保に向けた検討等**、関係機関と連携して取組みを推進。
- ・**有機米のパックごはんを製造してイベント等での配布、学校給食への有機米の提供、町民向けの講演会の開催等**を通して、町内での有機農業への理解醸成に努める。

(令和7年12月23日設定)

赤井川村全域

有機

○目指す姿



赤井川村が主体となり、**オーガニックビレッジ宣言に向けた普及推進活動**を行うことで、**地域全体での有機農業の活性化を図る**。また、**有機農業の栽培面積の拡大を目指すとともに、計画的な出荷体制・出荷量の確保**を行うことで、**販路の拡大と所得の向上を目指す**。

○取組内容

- ・**栽培マニュアルを作成し、栽培する品種や資材を統一することで、品質の安定化**に取り組む。
- ・**同一品種の苗を生産する育苗施設を整備し、有機農業者に提供する**。
- ・**有機農業のPRや新規就農者の受け入れ、既存農家の有機転換を推進する**。

(令和7年12月23日設定)

旭川市全域

有機

○目指す姿



全国で初となる生産地（旭川市）と消費地（泉大津市）の遠隔地連携によるオーガニックビレッジ宣言に基づき、**生産地と消費地が直接「顔の見える関係性」**でつながり、**双方にとっての地域課題の解決が図られるような共存共栄の関係性を構築**することで、**全国の「農業連携」のモデルケース**となることを目指す。また、**有機産物の販路の拡大や、有機農業の取組者及び取組面積の拡大**を目指す。

○取組内容

- ・**泉大津市の学校給食への旭川産有機米の提供の継続**。
- ・**有機農業への理解促進と機運醸成を図るため、旭川市と泉大津市の両市において有機農業に関するPR活動を行うほか、大都市圏などの他のエリアにおいてもPR活動を行う**。
- ・**農業機械や設備、機器等の導入を支援**。

(令和7年12月23日設定)

みどりの食料システム法に基づく基盤確立事業の認定状況

- 令和7年11月末時点で、環境負荷低減に資する研究開発や機械・資材の販売等を行う**98の事業者**の取組を認定。
化学肥料・化学農薬の低減に資する農業機械**89機種**がみどり税制の対象となっている。**(うち道内10件)**
- 認定がきっかけとなって、特に化学肥料・化学農薬の低減に役立つ機械・資材等の普及に向けた取組が拡大しつつある。

日本家畜貿易株式会社

建屋の設置を必須とせず、自動攪拌機よりも維持管理費が抑えられ、堆積方式よりも短期間での堆肥化を可能とするトラクター牽引式コンポストターナーを全国の酪農家・畜産農家等に販売し、堆肥の利用促進による化学肥料の使用低減に寄与。



トラクター牽引式
コンポストターナー

運搬時の形態

機械の生産・販売 (55件 **うち道内4件**)

日本ニューホランド (株)



ファテライザー
スプレッダー
(可変施肥機)
等

(株) IHIアグリテック



可変施肥
ブロードキャスト
等

エム・エス・ケー農業機械 (株)



オフセット
シュレッター
等

別海バイオガス発電 (株)

家畜排せつ物等を活用したバイオガス発電の副産物として発生する液肥の普及拡大に取り組む。



(株) 北土開発

てんさいの製糖工場から排出される脱水汚泥を原材料とした汚泥肥料の普及拡大を図り、化学肥料の使用低減に寄与。



大地の素
(汚泥肥料)

新品種の開発

(道内のみ1件)

(地独) 北海道立総合研究機構

稲のいもち病や小麦の雪腐病、ばれいしょのジャガイモシロシストセンチュウなどの病害虫に強く、収量性を兼ね備えた新品種の育成を行い、クリーン農業など北海道における環境保全型農業の推進に貢献。



水稻

小麦

ばれいしょ

研究開発・実証 (5件) 機械のリース・レンタル (1件) 流通の合理化 (4件)

新商品の開発

(5件 **うち道内2件)**

(株) フレッシュフーズ

有機カット野菜サラダを首都圏で広く販売するため、製造拠点となる食品加工工場を新設し、有機農産物の消費拡大に取り組む。認定を受け、**食品流通改善資金**を活用し、施設整備を行う。



(株) じんもん 神門

有機^{たん}韃靼そばを原料とした乾麺を自社製造するための製麺設備を導入し、あわせて有機JAS 認証及びHACCP認証を取得することにより、有機韃靼そばの乾麺の有利販売と有機農業の取組拡大を図る。



資材の生産・販売

(27件 **うち道内3件)**

(有) 営農企画

地域のバイオマス資源 (もみ殻燻炭、鶏糞、きのこの廃菌床、野菜くずなど) を活用した堆肥の生産拡大に向けて必要な設備を新たに導入するとともに、周辺地域の農業者にも販路を拡大することで化学肥料の使用低減に寄与。



堆肥原料の自動攪拌機

環境にやさしい農林漁業を応援するため

みどりの基盤認定

を受けてみませんか？

「みどりの食料システム法」に基づき、

環境負荷の低減に取り組む農林漁業者の取組を支える

事業者の計画認定制度が始まっています！

計画の取組類型と認定を受けるメリット



環境負荷低減に資する 技術の研究開発・実証	病害抵抗性や少肥適応性など を有する新品種の開発	環境負荷の低減に資する 資材・機械の生産・販売
<p><認定事例></p> <p>画TOWING(愛知)</p>  <p>農地への炭素固定と有機栽培に適した土質を画立する「高機能バイオ画」を開発。</p> <p>バイオ画配布の様子</p> <p><認定を受けるメリット></p> <ul style="list-style-type: none"> 農林水産省が取組概要をWEBで公開し、事業のPRを行います。 国庫補助事業で優先採択のためのポイント加算がつかえます。(全取組共通のメリット措置です) 	<p><認定事例></p> <p>(地独)北海道立総合研究機構(北海道)</p> <p>北海道で広く栽培されている稲、小麦、ばいれんについて、病害虫に強い品種を育成。</p>  <p><認定を受けるメリット></p> <ul style="list-style-type: none"> 品種登録出願を行う際に、出願料が軽減または免除されます。 	<p><認定事例></p> <p>三和油脂(山形)</p> <p>こめ油の副産物を活用した堆肥ペレット等について、製造機械を導入し、普及拡大。</p> <p>画天神製作所(宮崎)</p> <p>堆肥の生産を効率的に行う自動攪拌機の普及拡大。</p> <p><認定を受けるメリット></p> <ul style="list-style-type: none"> みどり投資促進税制(特別償却)が活用できます。 資材・機械を生産する設備の取得等に必要資金について、新事業活動促進資金の活用が可能です。
環境負荷の低減に資する 機械のリース・レンタル	環境負荷低減の取組で 生産された農林水産物を 原料とした新商品の開発	環境負荷低減の取組で 生産された農林水産物の 流通の合理化
<p><認定事例></p> <p>画ハタケホットケ(長野)</p>  <p>水田内を走行し、水を濁らせることで雑草の成長を抑制し、除草作業を効率化する除草ロボットのレンタル拡大。</p> <p><認定を受けるメリット></p> <ul style="list-style-type: none"> 機械を生産する設備の取得等に必要資金について、新事業活動促進資金の活用が可能です。 	<p><認定事例></p> <p>千代菊(岐阜)</p>  <p>有機栽培米を使用した日本酒の消費拡大。</p> <p><認定を受けるメリット></p> <ul style="list-style-type: none"> 計画実施に必要な調査、設備の取得について、みどりの食料システム戦略推進交付金が活用できます。 食品等の製造施設、流通施設等の取得に必要な資金について、食品流通改善資金の活用が可能です。 	<p><認定事例></p> <p>画アトム(東京)、画アトム(アグリ・みちのく)(青森)</p> <p>FD-07等を用いて化学農薬の使用を低減した米を各地の拠点で集約・出荷する体制を構築し、ブランド米として付加価値を向上。</p> <p><認定を受けるメリット></p> <ul style="list-style-type: none"> 計画実施に必要な調査、設備の取得について、みどりの食料システム戦略推進交付金が活用できます。 食品等の製造施設、流通施設等の取得に必要な資金について、食品流通改善資金の活用が可能です。

(令和7年1月)

基盤確立事業実施計画の認定を受けてみませんか？

- 農林漁業は、地球温暖化による気候変動などの影響を受けやすい産業です。また、農林漁業自体も、燃料の燃焼による温室効果ガスの発生や化学農薬による生物多様性の低下といった環境負荷が生じている側面もあります。
- 今般、このような環境負荷を低減し持続可能な農業の実現に向けて、みどりの食料システム法(以下、「法律」と記載します。)が施行されました。
- 法律では、環境負荷低減に取り組む農林漁業者を支える事業者の概ね5年間の事業計画を認定し、各種支援措置を講ずることとしています。

【認定の対象となる取組類型】

- ①先端的技術の研究開発・実証
- ②新品種の育成
- ③機械又は資材の生産・販売
- ④機械のリース・レンタル
- ⑤新商品の開発、生産又は需要開拓
- ⑥流通の合理化



◁ 認定を受けた事業者の取組概要はこちら

□ 計画認定を受けるメリット

メリット① 設備投資の際の所得税・法人税が優遇されます！(右上取組類型の③)

Case1: 化学肥料・化学農薬に代替する資材(堆肥など)を生産・販売する場合

資材を製造するための専門の設備を導入する際に、特別償却(※)が受けられます。
(※) 機械など：取得価額×32%、建物など：取得価額×16%
【例：家畜排せつ物の自動攪拌機、ペレタイザー、バイオコンポスターなど】



良質な堆肥を供給する堆肥処理施設等

Case2: 化学肥料・化学農薬の使用を低減させる機械等を生産・販売する場合

製造する機械について、法律に基づき都道府県の認定を受けた農業者が導入した際に、特別償却(※)が受けられる対象機械に加えることができます。
(※) 機械など：取得価額×32%、建物など：取得価額×16%

【税制特例の対象機械の例】



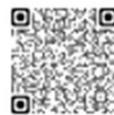
特別償却のイメージ



メリット② 設備投資等に活用可能な国庫補助金があります！

③資材の生産・販売、⑤新商品の開発、生産又は需要開拓、⑥流通の合理化に取り組む計画の認定を受けた事業者は、みどりの食料システム戦略推進交付金のうち、みどりの事業活動を支える体制整備(R6補正・R7当初)が活用できます。

※R7当初については予算成立前のため、変更が生じる場合があります。
◎栽培実証等(補助率:定額)や施設整備(補助率:1/2)で補助があります！



◁ 事業の詳細はこちら

メリット③ さまざまな国庫補助金の採択で優遇されます。(右上取組類型の①～⑥)

対象事業：みどりの食料システム戦略推進交付金、「知」の集積と活用によるイノベーションの創出、国内肥料資源利用拡大対策事業、林業・木材産業循環成長対策交付金 など



◁ 優遇措置のある事業はこちら

メリット④ 日本政策金融公庫の低金利融資の貸付けを受けられます。

活用可能な融資：新事業活動促進資金(取組類型の③、④)、食品流通改善資金(取組類型の⑤、⑥) など

お問合せ先 農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループ
(TEL:03-6744-7186)

みどりの食料システム法の認定による主な補助事業等の優先採択 (R6補正・R7当初)

- **みどりの食料システム法の計画認定等**を受けることで、例えば「**みどりの食料システム戦略推進交付金**」では、採択ポイントのうち**特定区域の設定や農業者の計画認定等で最大20点がプラス（ポイント加算）**されるなど、**補助事業の優先採択が受けられるメリット**がある。
- 他省庁予算も含め、様々な補助事業において、このような計画認定によるメリット措置が受けられることを広く説明していく。

みどりの食料システム戦略推進交付金

- ・ グリーンな栽培体系加速化事業 ★★★
- ・ 有機農業拠点創出・拡大加速化事業 ★★★ (有機農業の栽培管理協定の締結により更に加算)
- ・ 有機転換推進事業 ((特定) 環境負荷低減事業活動実施計画の認定が必要)
- ・ SDGs対応型施設園芸確立・地域循環型エネルギーシステム構築 ★★★
- ・ バイオマスの地産地消・みどりの事業活動を支える体制整備 ★★★

優先項目

★ (特定) 環境負荷低減事業活動実施計画

★ 基盤確立事業実施計画

★ 特定区域での取組

農業関係

- ・ 強い農業づくり総合支援交付金 ★★★
- ・ 国産野菜サプライチェーン連携強化緊急対策事業 ★★★
- ・ 国産小麦・大豆供給力強化総合対策のうち小麦・大豆生産技術向上事業 ★★★
- ・ 生産力強化に向けた水田経営モデル確立支援事業 ★★
- ・ 米粉需要創出・利用促進対策事業のうち米粉製品製造能力強化等支援対策事業 ★
- ・ 国内肥料資源利用拡大対策事業 ★★★
- ・ 農地利用効率化等支援交付金 ★
- ・ 担い手確保・経営強化支援事業 ★
- ・ 新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業 ★
- ・ 新規就農者確保緊急円滑化対策のうち世代交代・初期投資促進事業 ★
- ・ 経営継承・発展等支援事業 ★
- ・ 集落営農連携促進等事業 ★
- ・ 農山漁村振興交付金 ★★★
- ・ 持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進 ★★
- ・ 果樹農業生産力増強総合対策 ★
- ・ ジャパンフラワー強化プロジェクト推進 ★★
- ・ 時代を拓く園芸産地づくり支援のうち国産野菜周年安定供給強化事業 ★★★
- ・ 畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業 ★★
- ・ スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業 ★

林業関係

- ・ 林業・木材産業循環成長対策交付金のうち高性能林業機械等整備★、木質バイオマス利用促進施設の整備★★、特用林産振興施設等の整備★、コンテナ苗生産基盤施設等の整備★

水産関係

- ・ 漁業構造改革総合対策事業 ★

輸出促進関係・食品産業関係

- ・ GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト★
- ・ 大規模輸出産地モデル形成等支援事業 ★
- ・ 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業 ★★
- ・ コメ・コメ加工品輸出推進緊急対策事業 ★★★
- ・ 地域の持続的な食料システム確立推進支援事業 ★★
- ・ 食品ロス削減・プラスチック資源循環の推進、食品ロス削減緊急対策事業 ★

研究開発・実証関係

- ・ スマート農業技術開発・供給加速化緊急総合対策のうちアグリ・スタートアップ創出強化対策 ★
- ・ 「知」の集積と活用の場によるイノベーションの創出 ★★
- ・ 革新的新品種開発加速化緊急対策のうち政策ニーズに対応した革新的新品種開発 ★★
- ・ みどりの食料システム戦略実現技術開発・社会実装促進事業 ★★
- ・ 戦略的国際共同研究推進事業 ★★

畜産関係

- ・ 畜産生産力・生産体制強化対策事業 ★★
- ・ 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のうち施設整備事業及び機械導入事業 ★★
- ・ 飼料生産基盤確立立脚型酪農・肉用牛産地支援 ★

他省庁予算

- ・ 酒類業振興支援事業費補助金【国税庁】 ★
- ・ 地域脱炭素推進交付金【環境省】 ★

・優先採択等の詳細については、各事業の実施要綱・要領等を御確認願います。

みどりの食料システム戦略推進総合対策

(R6補正 みどりの食料システム戦略緊急対策事業)

【令和7年度予算額 612 (650) 百万円】
 (令和6年度補正予算額 3,828 百万円)

<対策のポイント>

環境と調和のとれた食料システムの確立に向け、調達から生産、加工・流通、消費に至るまでの環境負荷低減と持続的発展に向けたモデル的取組の横展開や有機農業の取組拡大、地域資源の循環利用を図るとともに、環境負荷低減の取組の「見える化」等関係者の行動変容と相互連携を促す環境づくりの推進、環境負荷低減の取組強化に向けた新たな制度設計に必要な調査を支援します。

<政策目標>

化学農薬（リスク換算）・化学肥料の使用量の低減等みどりの食料システム戦略に掲げたKPIの達成 [令和12年]

<事業の内容>

1. みどりの食料システム戦略推進交付金 361 (381) 百万円 【令和6年度補正予算額】3,281百万円

- 地域の特色を生かしたモデル的取組の横展開を図るため、以下の取組を支援します。
- ① 環境負荷低減活動定着サポート：みどり認定農業者による環境負荷低減の取組の拡大・定着に向けたサポートチームの体制整備
 - ② グリーンな栽培体系加速化事業：技術の速やかな普及に向け複数の産地で実施する環境にやさしい栽培技術の検証等を通じたグリーンな栽培体系への転換の加速化
 - ③ 有機農業拠点創出・拡大加速化事業：有機農産物の学校給食での利用や産地と消費地の連携等による生産から消費まで一貫した有機農業推進拠点（オーガニックビレッジ）づくり及び有機農業を広く指導できる環境整備
 - ④ 有機転換推進事業：慣行農業から有機農業への転換促進
 - ⑤ SDGs 対応型施設園芸確立：環境負荷低減と収益性向上を両立した施設園芸重点支援モデルの確立
 - ⑥ みどりの事業活動を支える体制整備：みどり法の特定認定等を受けた生産者やその取組を支える事業者が行う機械・施設導入
 - ⑦ 農林漁業を核とした循環経済先導地域づくり：地域の資源・再生可能エネルギーを地域の農林漁業において循環利用する包括的な計画（農林漁業循環経済先導計画）の策定やその計画に基づき行う施設整備
 - ⑧ バイオマスの地産地消：地域のバイオマスを活用したバイオマスプラント等の導入、バイオ液肥の利用促進
 - ⑨ 地域循環型エネルギーシステム構築：資源作物や未利用資源のエネルギー利用を促進する取組及び次世代型太陽電池（ペロブスカイト）のモデル的取組

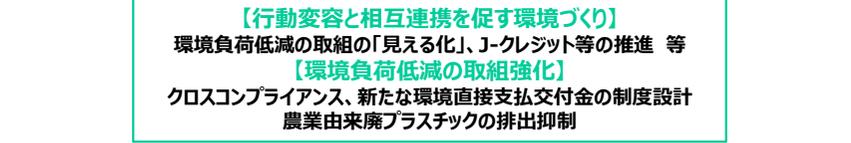
2. 関係者の行動変容と相互連携を促す環境づくり 252 (270) 百万円

- 食料システム関係者の行動変容と相互連携を促す環境整備を支援・実施します。
- ① 食料システム全体での環境負荷低減に向けた行動変容促進：環境負荷低減の取組の「見える化」の推進、J-クレジットの創出拡大、二国間クレジット活用に向けた環境整備、地域気候変動適応策の調査
 - ② 有機農業推進総合対策事業：有機農業への新規参入促進や有機加工食品原料の国産化、国産有機農産物の需要拡大
 - ③ 地域資源活用展開支援事業：再生可能エネルギー導入に向け、現場のニーズに応じた専門家の派遣

3. 環境負荷低減の取組強化のための新たな制度設計等 【令和6年度補正予算額】547百万円

- ① クロスコンプライアンスの本格実施に向けた緊急検証事業：環境負荷低減のクロスコンプライアンスの円滑な導入に向けた検証及びマニュアル作成の実施
- ② グリーン化に向けた新たな環境直接支払交付金の設計のための緊急調査事業：新たな環境直接支払交付金の設計に必要な調査の実施
- ③ 農業生産におけるプラスチック排出抑制対策事業：農業分野のプラスチック「お問合先」対策官房みどりの食料システム戦略グループ (03-6744-7186)

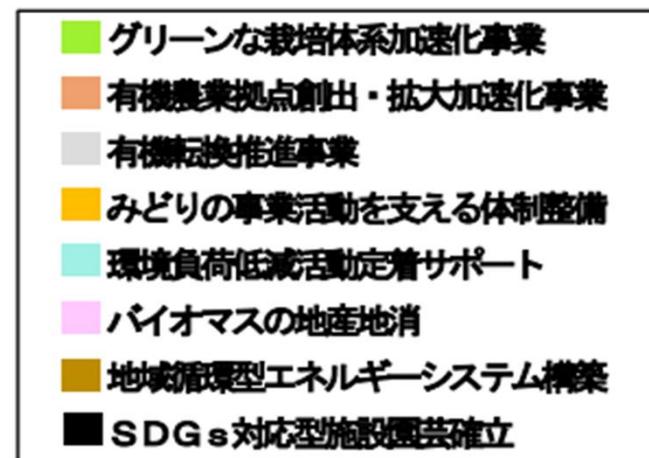
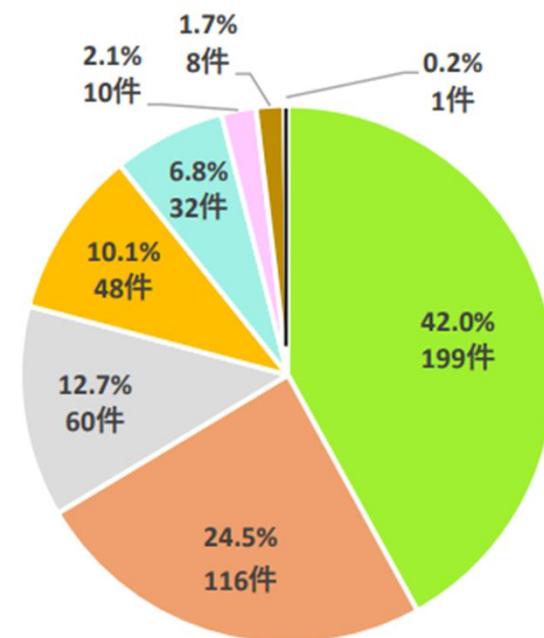
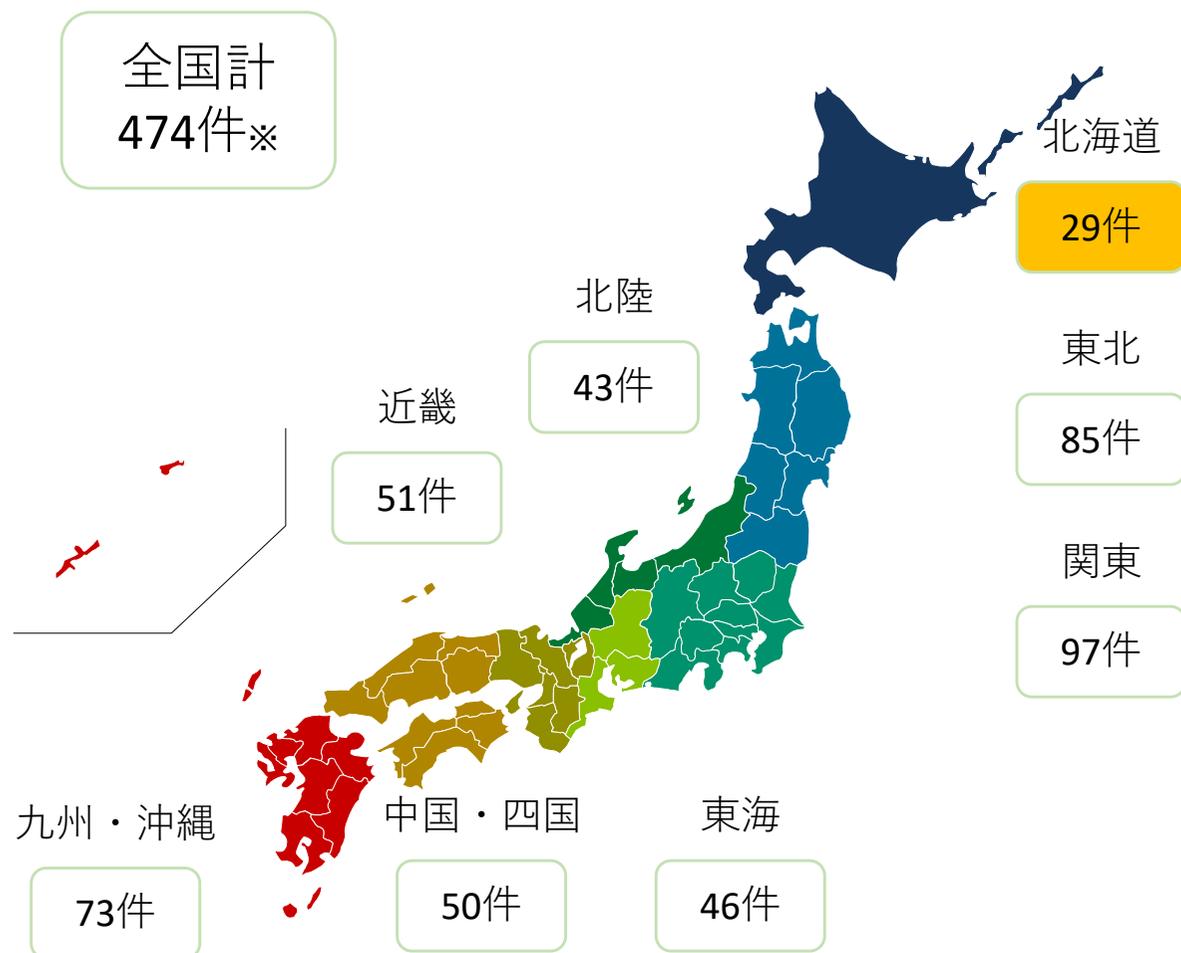
<事業イメージ>



みどりの食料システム戦略推進交付金の活用状況

○ 令和6年度補正予算及び令和7年度当初予算において措置した「みどりの食料システム戦略推進交付金」を活用し、資材・エネルギーの調達から生産、加工・流通、消費に至るまでの環境負荷低減と持続的発展に向け、全国で**474件（うち道内29件）**の取組が行われている。

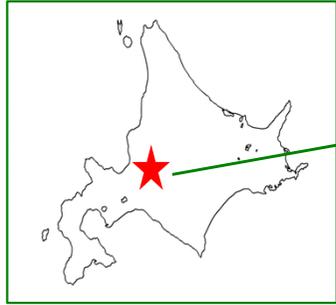
○メニュー別の割合とブロック別の件数（R7年7月1日現在）



※令和7年6月まで実施した要望調査に基づき採択を行った事業実施計画数

みどりの食料システム戦略推進交付金の取組事例① 「グリーンな栽培体系加速化事業」

滝川市GX技術検証コンソーシアム（滝川町）



滝川市

構 成 員

滝川市、JAたきかわ、
農業者

品 目

水稻、大豆

今後の取組

バイオ炭の施用による水稻及び大豆の生育に係る影響の検証結果を基に、グリーンな栽培マニュアルを作成し、地域農業者を対象とした説明会の中で配布することで地域全体の栽培体系の普及と持続的な発展を図る。

また、農薬散布用ドローンの導入による栽培の省力化効果を検証することにより、地域全体の栽培へ波及させていく。

背景・課題

本地域において環境に配慮した生産体系を確立するためには、地域の作付面積の大宗を占める基幹作物の水稻及び主要畑作物の大豆への環境にやさしい栽培技術（バイオ炭の施用）の導入が求められる。導入を進めるためには、バイオ炭の施用が地域における水稻及び大豆の生育に与える影響を検証する必要がある。

また、地域における労働力不足等の課題解決に向けて、農薬散布用ドローンの導入による作業時間の削減効果等を検証することにより、省力的な生産体系の確立を併せて目指す。

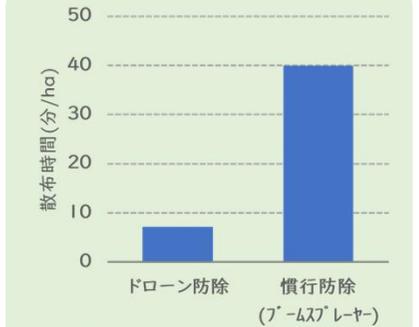
主な取組内容

- もみ殻バイオ炭の施用による水稻の生育への影響の検証
- 木質バイオ炭の施用による大豆の生育への影響の検証
- 農薬散布用ドローンと地域の慣行作業（ブームスプレーヤー）との作業時間の比較

取組時期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
土壤散布（前年収穫後）	■											
ドローン活用												■
融雪剤散布												■



（水稻）融雪剤としての効果が期待できる（3月）



（水稻）ドローンの活用により除草剤散布時間は、慣行の18%に短縮。粒剤散布など汎用性が期待できる(5~7月)

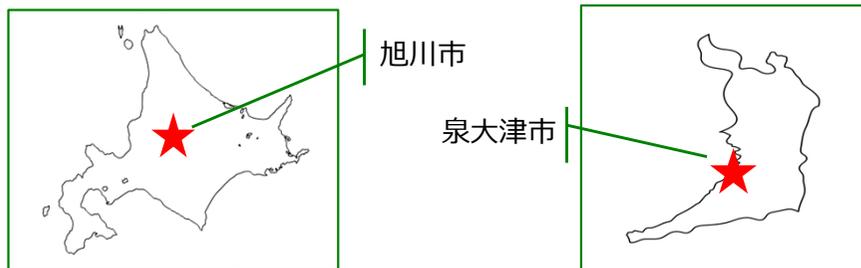


（水稻）水稻収穫後の秋施用（9~10月）
（大豆）秋まき小麦収穫後の施用（8月）
継続施用による土壤改良効果が期待できる

みどりの食料システム戦略推進交付金の取組事例②

「有機農業拠点創出・拡大加速化事業」

旭川市、泉大津市有機農業連携推進協議会
(北海道旭川市、大阪府泉大津市)



構 成 員

旭川市、泉大津市、JAあさひかわ、
JAたいせつ、JA東旭川、JA東神楽

品 目

水稻、トマト、かぼちゃ、
ハーブ

背景・課題

北海道旭川市と大阪府泉大津市は、生産と消費の両面から有機農業を推進するため、有機農業連携実施計画を策定し、全国初の生産地と消費地の遠隔地連携によるオーガニックビレッジ宣言を行った。

同計画に基づいた連携は、農地をほとんど持たない泉大津市における食料の安定的な確保に繋がり、旭川市においては旭川産有機農産物の流通拡大に繋がっており、連携以降は生産者意欲が高まっている。

旭川市における有機農産物生産量が急激に伸びていることから、更なる有機農業の推進のため、他の消費地へのPR等を実施する必要がある。

主な取組内容

- 旭川市及び泉大津市において、学校給食や各種イベントで旭川産有機農産物をPR（5事業）
- 旭川市乳幼児健康診査において、旭川産有機農産物を配布
- 泉大津市の親子を対象とした旭川市でのグリーンツーリズム事業を実施し、8組16人が参加

今後の取組

連携開始以降、有機農業の取組が急拡大しており、更なる有機農業推進のためには、生産体制の充実と販路の確保が重要となる。今後は、両市の連携を更に強化するとともに、設備投資への支援と大都市圏や旭川市と交流のある自治体と連携した消費拡大にも取り組む。



泉大津市の学校給食で旭川産有機米を提供。北海道の郷土料理を提供するイベントも実施した。



旭川市で開催された「北の恵みあさひかわ食べマルシェ」で、旭川産有機農産物を使用したメニューの販売を行った。



泉大津市民が旭川市をグリーンツーリズムで訪問し、トラクター試乗や有機農産物の収穫体験を行った。

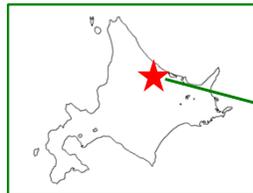


乳幼児健康診査で今津旭川市長から「元気に育ててね！すくすく旭川米」（旭川産有機米）を配布。

みどりの食料システム戦略推進交付金の取組事例③ 「バイオマスの地産地消」

- 家畜排せつ物を利用するバイオマス発電の取組は、家畜排せつ物から発生するメタンを発電に利用することで温室効果ガスの排出を削減。
- 発電の過程で生じた消化液や残渣、余剰熱といった副産物をバイオ液肥や再生敷料として利用。余剰熱は施設園芸等の熱源として利用することで温室効果ガスの排出を削減。
- エネルギーの調達における環境負荷低減のため、家畜排せつ物等の地域資源を活用し、エネルギー地産地消の実現に向けた施設整備を支援。

➤ オホーツク湧別バイオガス株式会社（湧別町）



湧別町

構 成 員

湧別町、湧別町農業協同組合、えんゆう農業協同組合、湧別漁業協同組合、農業者 等

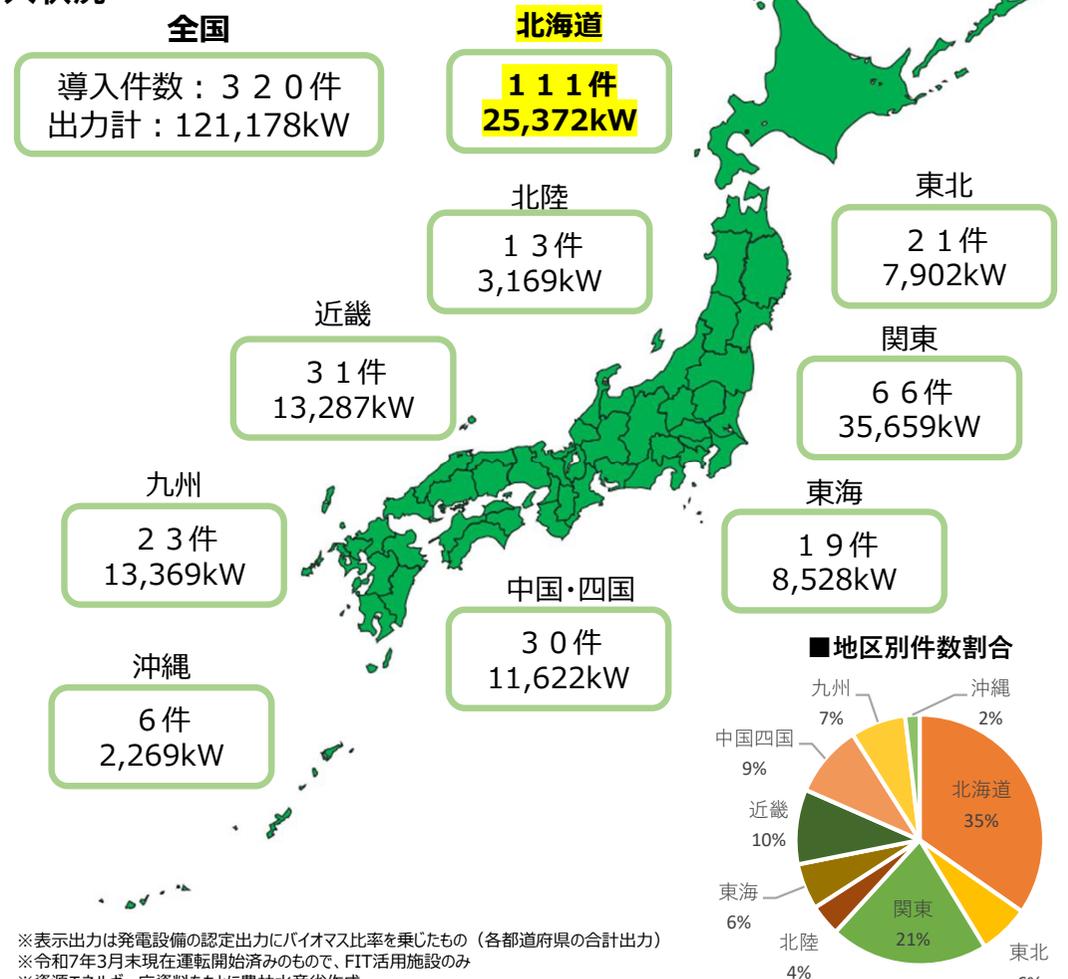


バイオガスプラント全景
(R7年10月から本格稼働)

主な取組内容

- 湧別町内の農協と漁協、町、農家、民間事業者などが共同して集中型バイオガスプラントを設置。
- 家畜排せつ物を利用するバイオマス発電施設では国内最大級であり、FIT認定の発電出力では道内2番目（FIT発電出力1,056kW）。
- 湧別町で酪農を営む23戸の酪農家から排出される約3,400頭分の家畜ふん尿の処理を、集中型バイオガスプラントに分業化することで、酪農家の負担を軽減する。
- 発酵残渣から製造したバイオ液肥と再生敷料は地域内利用し、酪農コストの削減を図る。
- 余剰熱は施設園芸の熱源として利用することにより、温室効果ガス削減を図る。

固定価格買取制度を活用したバイオマス発電（メタンガス）の導入状況



農林水産省の全補助事業に対する環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）①

- 農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する「愛称：みどりチェック」を導入。
- 補助金等の交付を受けるためには、みどりの食料システム法の基本方針に示された「農林漁業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための基本的な取組」について、① 取り組む内容を事業申請時にチェックシートで提出すること、② 実際に取り組んだ内容を事業実施後に報告することを義務化し、令和9年度の本格実施を目標に、令和6年度から試行実施。

どうして農林水産業で環境負荷低減に取り組まなければならないの？



農林水産業には環境により多面的機能がある一方で、環境に負荷を与えている側面もあります

農林水産業は環境の影響を受けやすいことに加え、農林水産業自体が環境に負荷を与えている側面もあります。

このため、日頃の事業活動の中で新たな環境への負荷が生じないように、7つの基本的な取組を実践することが重要です。

「みどりチェック」に取り組むことで、皆様が日頃から環境にやさしい取組を実践されていることを明らかにし、消費者の理解と評価を深めることにもつながります。

「みどりチェック」は誰もが取り組める環境負荷低減への「初めの一歩」です。

愛称を
「みどりチェック」
としました！



「みどりチェック」の7つの基本的な取組とポイント

<p>✔ 適正な施肥</p> <p>例えば… 肥料のムダをなくす</p>	<p>✔ 適正な防除</p> <p>農薬を正しく使う</p>	<p>✔ エネルギーの節減</p> <p>省エネを行う</p>	<p>✔ 悪臭・害虫の発生防止</p> <p>臭いや害虫の発生源の管理</p>	<p>✔ 廃棄物の発生抑制 循環利用・適正処分</p> <p>ゴミ削減 資源の有効活用</p>	<p>✔ 生物多様性への悪影響の防止</p> <p>不必要な防除の削減</p>	<p>✔ 環境関係法令の遵守</p> <p>法律を守る等</p>
--	--------------------------------	---------------------------------	---	---	---	----------------------------------

「みどりチェック」の詳しい内容はこちらから！

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/kurokon.html>



農林水産省の全補助事業に対する環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）②

- チェックシートを用いて、①事業申請時に取り組む内容をチェックして提出、②事業報告時に実際に取り組んだ内容をチェックして提出、③報告検査時等に抽出方式で報告内容の確認を行う。
- 令和6年度から①事業申請時のチェックシート提出に限定して試行的に実施。**令和7年度からは①に加え、②報告時のチェックシート提出、③報告内容の確認を試行的に実施。**令和9年度を目標に本格実施。

①事業申請時（申請書等※の一部として提出）

申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
<input checked="" type="checkbox"/>	肥料を適正に保管	<input type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/>	肥料の使用状況等の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/>	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討	<input type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/>	有機物の適正な施用による土づくりを検討	<input type="checkbox"/>

②報告時（報告書等の一部として提出）

申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
<input checked="" type="checkbox"/>	肥料を適正に保管	<input checked="" type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/>	肥料の使用状況等の記録・保存に努める	<input checked="" type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/>	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討	<input checked="" type="checkbox"/>
<input checked="" type="checkbox"/>	有機物の適正な施用による土づくりを検討	<input checked="" type="checkbox"/>

③報告内容の確認

国の担当者が、完了検査等の際に報告内容の聞き取り・目視により確認。

確認対象となる受益農業者等については、抽出により決定。



事業申請時に、各項目を読み、事業期間中に取り組む(します)内容を確認し、チェックを付けて提出。
(該当する項目は全てチェック)

試行実施 R6年度～



報告時に、実際に取り組んだ(しました)内容にチェックを付けて提出。
(該当する項目は全てチェック)

試行実施 R7年度～

※物品・役務（委託事業を含む）の調達や公共事業については、チェックシートの内容を仕様書等に反映して実施。

農産物の環境負荷低減の取組の「見える化」について①

- 環境負荷の少ない農業の取組を拡大していくためには、「見える化」により消費者の理解を深め、購買行動の変容を通じて、生産者の努力を応援することが重要。
- このため、消費者に分かりやすく環境負荷の度合いを伝える「見えるらべる」を令和6年3月からスタート。
- 道内ではこれまで90件（令和7年12月末時点）の「見えるらべる」の登録があり、イオン北海道（109店舗）での「たまねぎ」「ばれいしょ」「トマト」の販売や、道の駅等においてミニトマトを原料としたトマトジュース等の加工品の通年販売など、「見えるらべる」を貼った農産物を販売する動きが広がっている。

見えるらべる（みる+えらべる）

- ★：削減貢献率 5%以上
- ★★： // 10%以上
- ★★★： // 20%以上

温室効果ガス削減への貢献

栽培情報を用い、生産時の温室効果ガス排出量を試算し、地域の慣行栽培と比較した削減貢献率を算定

対象生産者の栽培方法

での排出量(品目別)

$$100\% - \frac{\text{対象生産者の栽培方法での排出量(品目別)}}{\text{地域の標準的栽培方法での排出量(品目別)}} = \text{削減貢献率(\%)}$$

地域の標準的栽培方法
での排出量(品目別)



生物多様性保全への配慮 ※米に限る

<取組一覧>

化学農薬・化学肥料の不使用	2点
化学農薬・化学肥料の低減	1点
冬期湛水	1点
中干し延期または中止	1点
江の設置等	1点
魚類の保護	1点
畦畔管理	1点

対象品目：24品目

米、トマト(露地・施設)、キュウリ(露地・施設)、なす(露地・施設)、ピーマン(露地・施設)、ミニトマト(施設)、ほうれん草、白ねぎ、玉ねぎ、白菜、ばれいしょ、かんしょ、キャベツ、レタス、大根、にんじん、アスパラガス、リンゴ、みかん(露地・施設)、ぶどう(露地・施設)、日本なし、もも、いちご(施設)、茶

※括弧書きがないものは全て露地のみ

道内のスーパーや道の駅など100以上の店舗で「見えるらべる」を貼った農産物を販売

※時期により、販売されていない農産物ががあります。



イナソーファームのトマトジュース（士別市）
※通年販売 道の駅「羊の町待・士別」



JAきたみらいのサステナブルたまねぎ（北見市）
JAきたみらいのサステナブルじゃがいも（北見市）
イオン北海道（道内109店舗）



平野農園のお米（恵庭市）
恵庭道の駅「かのな」



JAきたみらいのEcoみらいたまねぎ（北見市）
コープさっぽろ（北見市3店舗）

峯農産食品(株)のお米（岩見沢市）
(有)山石前野商店

(株)寅福のサステナブルトマト（上ノ国町）
イオン北海道（道内109店舗）
／サッポロドラッグストア（一部）

岩本農園の白ねぎ（北斗市）
道北アークス（各店）



「見えるらべる」
延べ登録数
106件

農産物の環境負荷低減の取組の「見える化」について②

○ 全国各地の小売店等において、みえるらべるを表示した農産物等の販売が広がっている。

マックスバリュ（北海道、岩手、愛知、沖縄）：スーパー

- ・北海道の店舗で玉ねぎ、岩手県の店舗でミニトマト、かんしょ、愛知県の店舗でなす、沖縄県の店舗できゅうりを販売。



ドン・キホーテ（沖縄）：ディスカウントストア

- ・化学農薬・化学肥料不使用で栽培されたきゅうりを販売。



イオン東北（岩手）：スーパー

- ・化学農薬の使用を最小限に栽培されたミニトマト、かんしょを販売。



エレナ（長崎、佐賀）：スーパー

- ・意欲ある地域の若手農業者が「見える化」に取り組む。
- ・緑肥の投入など環境に配慮して栽培されたキャベツ、にんじんを使用した千切りキャベツ、ミックスサラダを販売。



グリーンコープ生協（九州、広島、山口）：宅配

- ・化学肥料不使用で栽培された白ねぎを販売。

神明（全国）：米穀卸売

- ・化学農薬・化学肥料の使用低減や生物多様性保全に取り組む、JAみやぎ登米、JAたじまの米を全国のイオン等で販売。



道北アークス（北海道）：スーパー

- ・環境に配慮して栽培した白ねぎ、玉ねぎで「見える化」に取り組み、販売。



イオン北海道（北海道）：スーパー

- ・北海道内のイオン全店舗において、化学農薬・化学肥料を減らし、緑肥を投入して栽培された玉ねぎを販売。



マイヤ（岩手、宮城）：スーパー

- ・化学肥料不使用で栽培されたかんしょ、ばれいしょ、白ねぎ、大根を販売。



秋田県立増田高等学校（秋田）：学校

- ・生徒が環境に配慮して育てた米でGHG削減貢献・生物多様性保全の両方で星3つを取得。
- ・校内や地域イベントのほか、令和6年11月に東京・大丸の催事において生徒自らが対面販売。

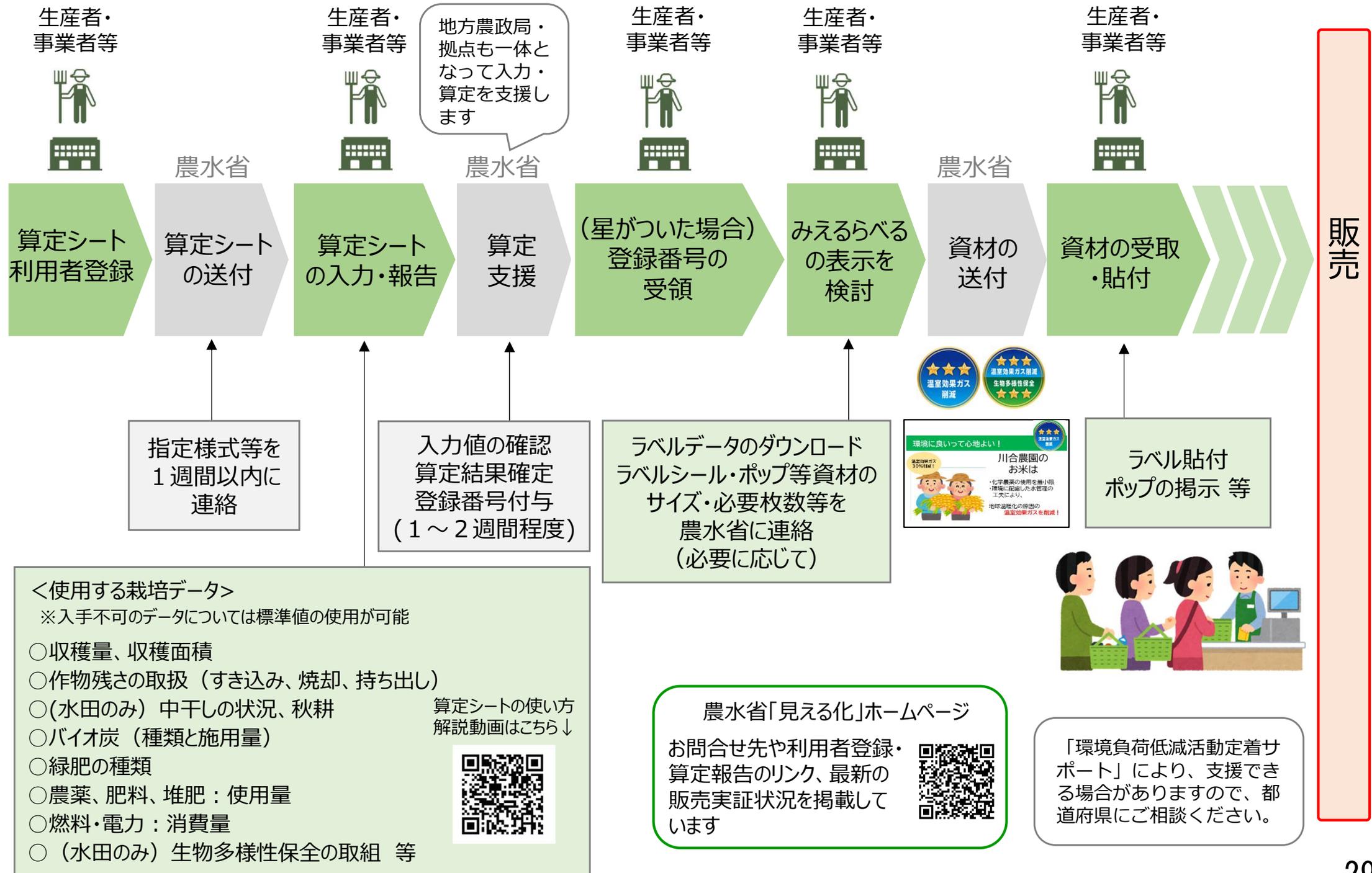


さとふる（Webサイト）：ふるさと納税

- ・令和6年12月より、米・野菜等の「見える化」農産物の返礼品を紹介する特集ページを公開。
- ・特集ページには、みえるらべるや「見える化」の取組の説明を掲載。



「見える化」の流れ



販売

はじめよう！ 「見える化」



★★★★
温室効果ガス削減
★★★★
生物多様性保全

みる×えらべる
～「みえるらべる」で差別化を～

農林水産省では、
環境にやさしい農産物の
「見える化」を進めています



環境負荷低減の等級ラベル「みえるらべる」

「みえるらべる」は生産者の皆様の取組を農林水産省に登録し、等級表示をできるようにする取組です。

温室効果ガス削減への貢献

栽培情報を用い、生産時の温室効果ガス排出量を試算し、地域の慣行栽培と比較した削減貢献率を算定。

対象生産者の栽培方法での排出量(品目別) ÷ 地域の標準的栽培方法での排出量(品目別) = 削減貢献率(%)

★ : 削減貢献率5%以上
★★ : " 10%以上
★★★ : " 20%以上

生物多様性保全への配慮

<取組一覧> ※米に限る

- 化学農薬・化学肥料の不使用 2点
- 化学農薬・化学肥料の低減(5割以上10割未満) 1点
- 冬期湛水 1点
- 中干し延期または中止 1点
- 江の設置等 1点
- 魚類の保護 1点
- 畦畔管理 1点

★ : 取組の得点1点
★★ : " 2点
★★★ : " 3点以上

北海道でも、量販店や道の駅等で、登録された「たまねぎ」や「ミニトマト」等が販売されています。



★★★★
温室効果ガス削減

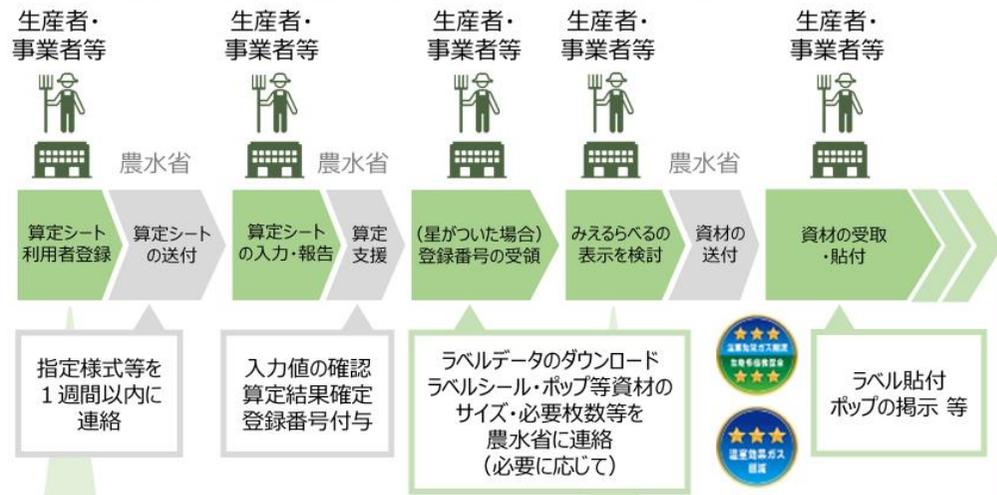
★★★★
温室効果ガス削減
★★★★
生物多様性保全

※上記の商標は商標出願中です

対象品目：24品目 ※令和7年4月にピーマン(露地・施設)が追加されました。
米、トマト(露地・施設)、キウイ(露地・施設)、ミニトマト(露地・施設)、なす(露地・施設)、ピーマン(露地・施設)、ほうれん草、白ねぎ、玉ねぎ、白菜、ばれいしょ、かんしょ、キャベツ、レタス、大根、にんじん、アスパラガス、リンゴ、温州みかん(露地・施設)、ぶどう(露地・施設)、日本なし、もも、いちご(露地)、茶 ※露地栽培のものまで登録のみ

お問合せ先：農林水産省 北海道農政事務所 みどりの食料システム戦略推進事務局 011-330-8822

「見える化」の流れ



利用者登録はこちら

https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/kanbo/b_kankyo/santeiapply.html

温室効果ガス簡易算定シートの利用者登録

ラベルのダウンロードはこちら

https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/being_sustainabl/e/mieruka/label.html

販売

「見える化」農産物の登録状況(北海道)

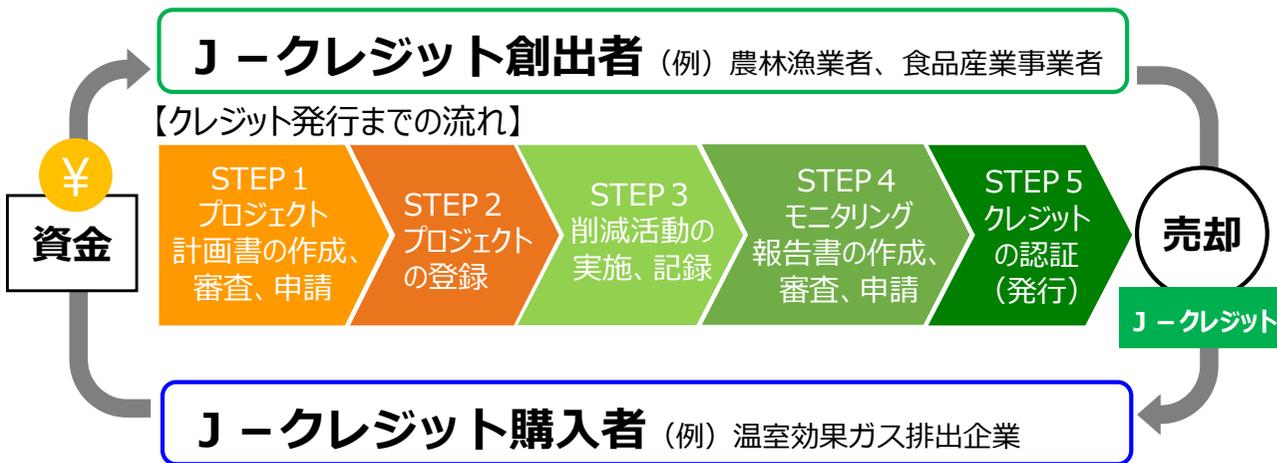
※2025年に登録された品目

取組者(生産者)	品目名	取組者(生産者)	品目名
有限会社滝本農場 <赤井川村>	アスパラガス	きたそらち農業協同組合 北竜支所<北竜町>	米
株式会社イナソーファーム <士別市>	ミニトマト施設	北見市真白部会 <北見市>	たまねぎ
株式会社寅福 <上ノ国町>	ミニトマト施設、トマト施設	JAびっぶ町特別栽培米部会 <比布町>	米
芦別市きらきらぼし 生産組合<芦別市>	米	新砂川農業協同組合 <砂川市>	米
農事組合法人岩谷農場 <長沼町>	米、たまねぎ、かんしょ	ファームカントリーロード <旭川市>	ミニトマト施設
川島 将宏 <清水町>	白ねぎ	北海道・藤井ファーム・ラボ 株式会社<札幌市>	米
きたみらい馬鈴薯振興会ECO 馬鈴薯部会<北見市>	ばれいしょ	株式会社Frontline <旭川市>	米
きたみらい玉葱振興会クリ ン栽培玉葱部会<北見市>	たまねぎ	平野農園 <恵庭市>	米
きたみらい玉葱振興会 特別栽培玉葱部会<北見市>	たまねぎ	帰山農園 <知内町>	米
訓子府町馬鈴薯耕作組合 特別栽培部会<訓子府町>	ばれいしょ	ひなた農園 <函館市>	にんじん、だいこん、なす露地、 白ねぎ、たまねぎ、ばれいしょ、 トマト露地、米
北見市玉葱振興会 特別栽培部会<北見市>	たまねぎ	北海道旭川農業高等学校 <旭川市>	白ねぎ、キャベツ、だいこん、 にんじん、かんしょ、たまねぎ、 はくさい、ミニトマト施設、 ピーマン施設、ほうれん草
道南いたさか農園 <厚沢部町>	ばれいしょ		

農林水産分野におけるカーボン・クレジットの推進

- 温室効果ガスの排出削減・吸収量をクレジットとして国が認証し、民間資金を呼び込む取引を可能とする J-クレジット制度は、農林漁業者等が削減・吸収の取組により生じるクレジットを売却することで収入を得ることができることから、農林水産分野での活用が期待される。
- 農林水産分野の J-クレジットのプロジェクト登録件数は340件で、農業者が取り組むものは52件。このうち、中干し期間の延長については25件。（令和7年9月現在）

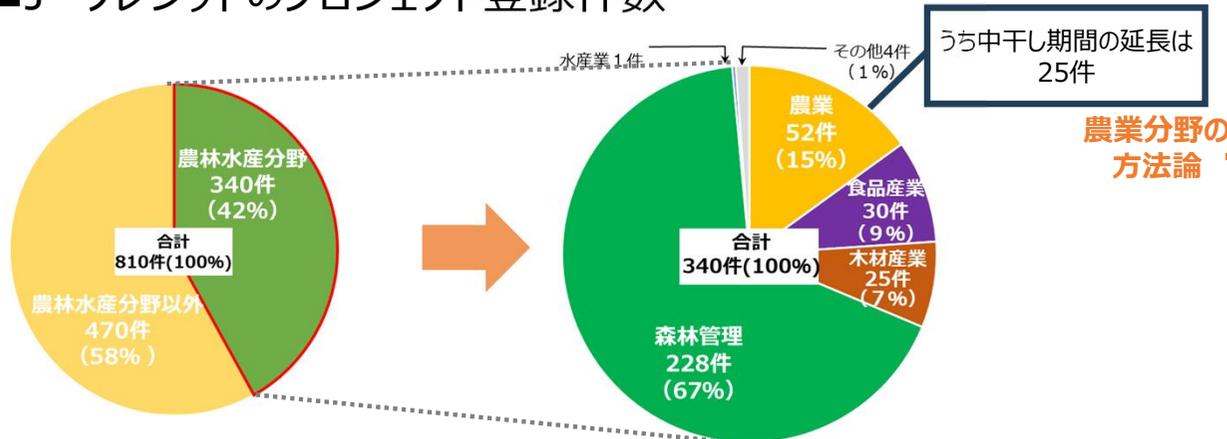
■J-クレジット制度の仕組み



■農林漁業者・食品産業事業者等による実施が想定される主な方法論

省エネ	ボイラーの導入
	ヒートポンプの導入
	空調設備の導入
	園芸用施設における炭酸ガス施用システムの導入
再エネ	バイオマス固形燃料（木質バイオマス）による化石燃料又は系統電力の代替
	太陽光発電設備の導入
農業	牛・豚・ブロイラーへのアミノ酸バランス改善飼料の給餌
	家畜排せつ物管理方法の変更
	茶園土壌への硝化抑制剤入り化学肥料又は石灰窒素を含む複合肥料の施肥
	バイオ炭の農地施用
	水稻栽培における中干し期間の延長
	肉用牛へのバイパスアミノ酸の給餌
森林	森林経営活動
	再造林活動

■J-クレジットのプロジェクト登録件数



※農業分野の52件は農業者等が実施するプロジェクト件数を集計したもの。
うち、10件が省エネ・再エネ方法論による取組、42件が農業分野の方法論に基づく取組（令和7年9月現在）

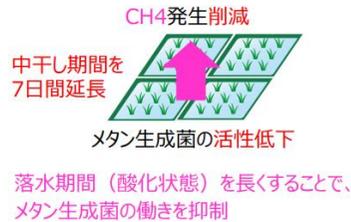
「水稲栽培における中干し期間の延長」の取組の広がり

- 水稲栽培における「中干し」の期間を従来よりも延長することで、土壌からのメタン発生量が削減。
- 「中干し期間の延長」については令和5年から、J-クレジット制度における農業分野の方法論として認められた。
- 北海道における取組面積は、令和5年で約1,100ha、6年は約14,100ha、7年は約20,100ha*と大幅増。
*令和7年11月時点の農林水産省の聞き取り情報に基づく。

■水稲栽培における「中干し」の期間延長について

方法論の概要

- ・ 水稲の栽培期間中に水田の水を抜いて田面を乾かす「中干し」の実施期間を、従来よりも7日以上延長
- ・ 土壌からのCH₄排出量を3割程度抑制



農業上の効果

(中干しの効果)

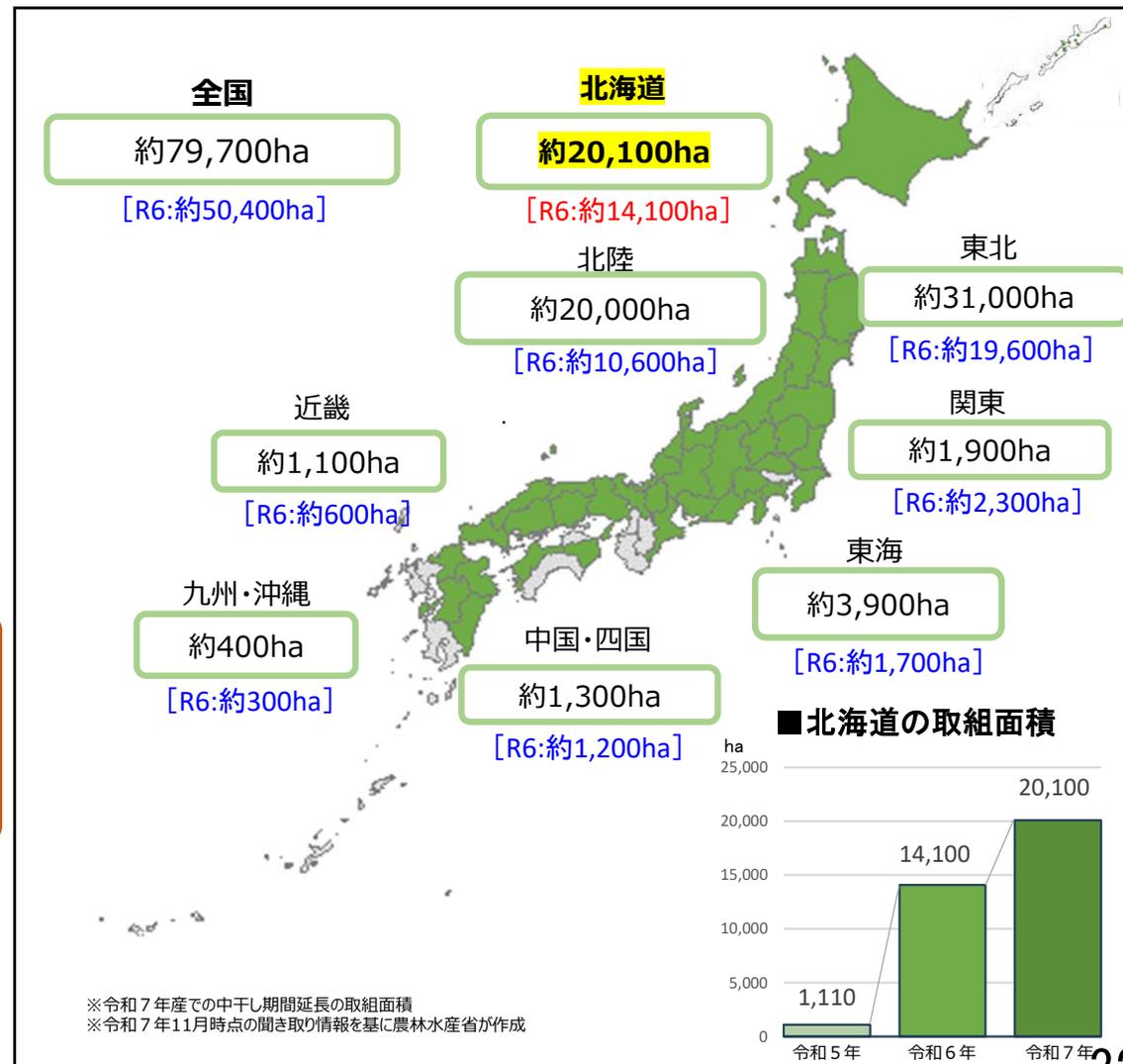
- ・ 根の成長の促進
- ・ 過剰分げつの抑制
- ・ 土を固くし作業性を向上 等



分げつ期の水稲
(出典：A-PLAT)

- 既存の農法である中干しの期間を延長するものであり、生産者にとって取り組みやすい
- 取り組みやすさを活かし、小規模の削減活動を含めてまとまったロットでクレジットを創出

■全国の「水稲栽培における中干し期間の延長」の取組状況（面積）



地方農政局等によるみどりの食料システム戦略の実現に向けた取組

○ 生産から消費に至る多様な関係者の理解促進と行動変容に向けて、各地方農政局等が創意工夫によりみどりの食料システム戦略の実現に向けた取組を推進。

全国で若手職員等を中心
に自由な発想を生かして取組
拡大中！



近畿：商談会の開催



オーガニックビレッジ宣言をした市町村で有機農業に取り組む生産者を対象とした商談会を開催。併せて、商談会会場に農政局ブースを設置し、みどり認定や「みえるらべる」の紹介・相談も実施。（個別商談：延べ163回、商談成立・見込み：74品目）

東北：紙芝居で親子向けに発信



親子で楽しくみどり戦略について学んでいただけるよう、地球にやさしい米づくりや買い物などを紹介する「ころころまとさがすちきゅうにいいこと」の紙芝居を実施。その際、「みえるらべる」やエシカル消費の取組についても紹介。

北海道：高校へ出前授業



釧路拠点では、標茶高校の学生に対し「みどりの食料システム戦略の出前授業」を実施。拠点の若手職員からみどり戦略を説明するとともに、職員も参加して「みどり戦略のKPI」に関連したテーマごとにグループワークを実施。グループワークでは活発な議論が行われ、最後に学生からグループで取りまとめた内容を発表。

中国四国：県拠点で推進チームを結成



山口県拠点の職員で構成するTeamみどりを結成。Team Aは山口県立大学の学生と野菜づくり、Team Bは山口大学の有機ほ場等で生物多様性を調査。Team Kは地域関係者と意見交換を実施し、その意見交換を契機に、地域関係者とともにマルシェを開催。用意した有機農産物や「みえるらべる商品」などは、早々に完売。

東海：みえるらべる取得農産物のPRイベント実施



三重県拠点が、「みえるらべる」を取得した「たき土力(どりよく)の会」と三重県立相可高校と連携し、PRイベントを開催。星3つを取得した「たき土力の会」のメンバーが生産した野菜と、星3つを取得した相可高生徒が生産した「コイするお米」の試食・販売、三重県拠点による「みえるらべる」のパネル展示、チラシ配布を行った。

北陸：地域のみどりな取組への『推し活』



北陸農政局独自の取組として、「地域の環境」に着目したプロジェクト「+みどり計画」を開始。生態系保全など環境に配慮した農業・食産業に取り組む地域を「みどりあ」、こうした取組を行う人々を「みどりす」とし、記事や管内の有機農産物販売店マップの掲載、イベントでの展示、インスタでの発信等を行い、関係人口を増やしている。

沖縄：マッチングイベントの開催



域内の観光需要が高いという強みを活かし、リゾートホテルやレストランと環境負荷低減に取り組む生産者等のマッチングイベントを開催。参加したリゾートホテルのシェフや生産者等に対して若手職員がみえるらべるのPR活動を実施。アンケートでは、環境負荷低減につながる食材を購入したいとの回答を複数得られた。

九州：生産者、店舗紹介のガイドブック作成等



若手職員によるチャレンジチームでは、環境にやさしい農産物を取り扱う生産者・店舗を紹介するガイドブックを作成。また、大分県内のSNS等で情報発信を行う農業者等をオフィシャルインフルエンサーとして委嘱、拠点と連携しSNS等でみどり戦略を情報発信。さらに、宮崎市のオーガニックビレッジ宣言にあわせ、市内の商業施設で行われたオーガニック収穫祭において、ブースを設置し、みどり戦略をPR。

関東：BUZZ MAFFやインスタでの情報発信等



5月の東京都主催食イベントにて、都内みどり認定者による農産物や「みえるらべる」農産物を販売するなど、各種イベントにおいて拠点とも連携し、みどり戦略のPRを実施。また、若手職員による若者世代への情報発信「食ミラプロジェクト～食と環境を未来の子どもたちへ～」により、BUZZ MAFFでの農作業活動の発信や、インスタでの生産者・企業・学生等の取組紹介、大学でのワークショップ等を実施。

みどり戦略学生チャレンジ

- 「みどりの食料システム戦略」の実現に向けて、将来を担う若い世代の環境に配慮した取組を促すため、大学生や高校生等がみどりの食料システム戦略に基づいた活動を実践する機会として「みどり戦略学生チャレンジ」を実施。
- 令和6年実施の第1回大会では、全国から応募された約400校の取組から、大臣賞・官房長賞等を選定。
- 北海道から28校(高校の部19校※1、大学専門学校の部9校※2)の参加があり、北海道農政事務所長賞等を選定。

※1 檜山北高等学校、中標津農業高等学校、剣淵高等学校、更別農業高等学校、函館水産高等学校、音更高等学校、新十津川農業高等学校、大野農業高等学校(3チーム)、旭川農業高等学校(2チーム)、別海高等学校、夕張高等学校、真狩高等学校、当別高等学校、静内農業高等学校(2チーム)

※2 北見工業大学(3チーム)、北見工業大学大学院(3チーム)、拓殖大学北海道短期大学、北海道立農業大学校、東京農業大学

全国大会

- ・令和7年2月8日に本省にて全国大会(表彰式・交流会)を開催し、34チームが出場。
- ・農林水産大臣賞は、宮城県農業高等学校と沖縄工業専門高等学校が受賞。
- ・山本農林水産大臣政務官より、農林水産大臣賞受賞チームに対し、表彰状を授与するとともに、交流会を実施。



江藤農林水産大臣によるビデオメッセージ



全体写真



宮城県農業高等学校



沖縄工業高等専門学校

北海道ブロック

- ・全国大会に北海道から3校(中標津農業高等学校、音更高等学校、北見工業大学)が出場し、そのうち2校が官房長賞を受賞。



中標津農業高等学校



北見工業大学

- ・北海道農政事務所長賞、JAグループ北海道会長賞、北海道農業研究センター長賞、優秀チャレンジ賞を高校の部・大学専門学校の部に授与。

○高校の部

北海道農政事務所長賞



音更高等学校

JAグループ北海道会長賞



大野農業高等学校

北海道農業研究センター長賞



静内農業高等学校

○大学専門学校の部

北海道農政事務所長賞
北見工業大学大学院1

JAグループ北海道会長賞
北見工業大学大学院2

北海道農業研究センター長賞
拓殖大学北海道短期大学

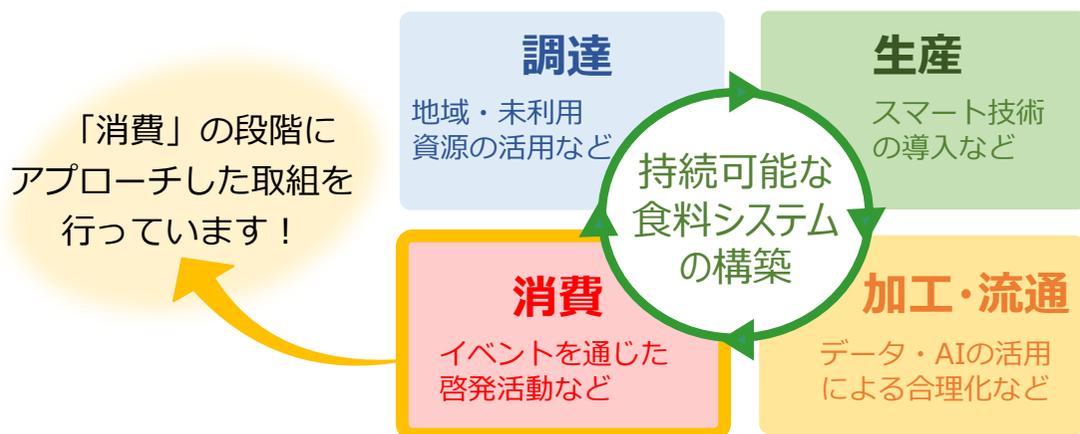
みどりの食料システム戦略食卓プロジェクトチーム（食卓PT）

○ 北海道農政事務所では、消費者の食と環境への関心を高め、環境に配慮した消費行動への変容を促すため、若手職員を中心とした「みどりの食料システム戦略食卓プロジェクトチーム（食卓PT）」を結成（2022年7月1日）し、「みどりの食料システム戦略」に関する様々な取組を展開。

【R7年度食卓プロジェクトチーム編成】

- * やさいめぐりチーム
- * 有機農作業体験チーム
- * みどり戦略PRチーム
- * 新規企画チーム

主に入省1～6年目の若手職員で構成しており、生産者や関係事業者・機関・団体等との意見交換等を通じて、消費者の食と環境への関心を高め、環境に配慮した消費行動への変容を促す様々な取組を企画展開しています。



有機農業に係る農作業体験の実施



小冊子「やさいめぐり」の作成・発行



各種イベントでのパネル展示等

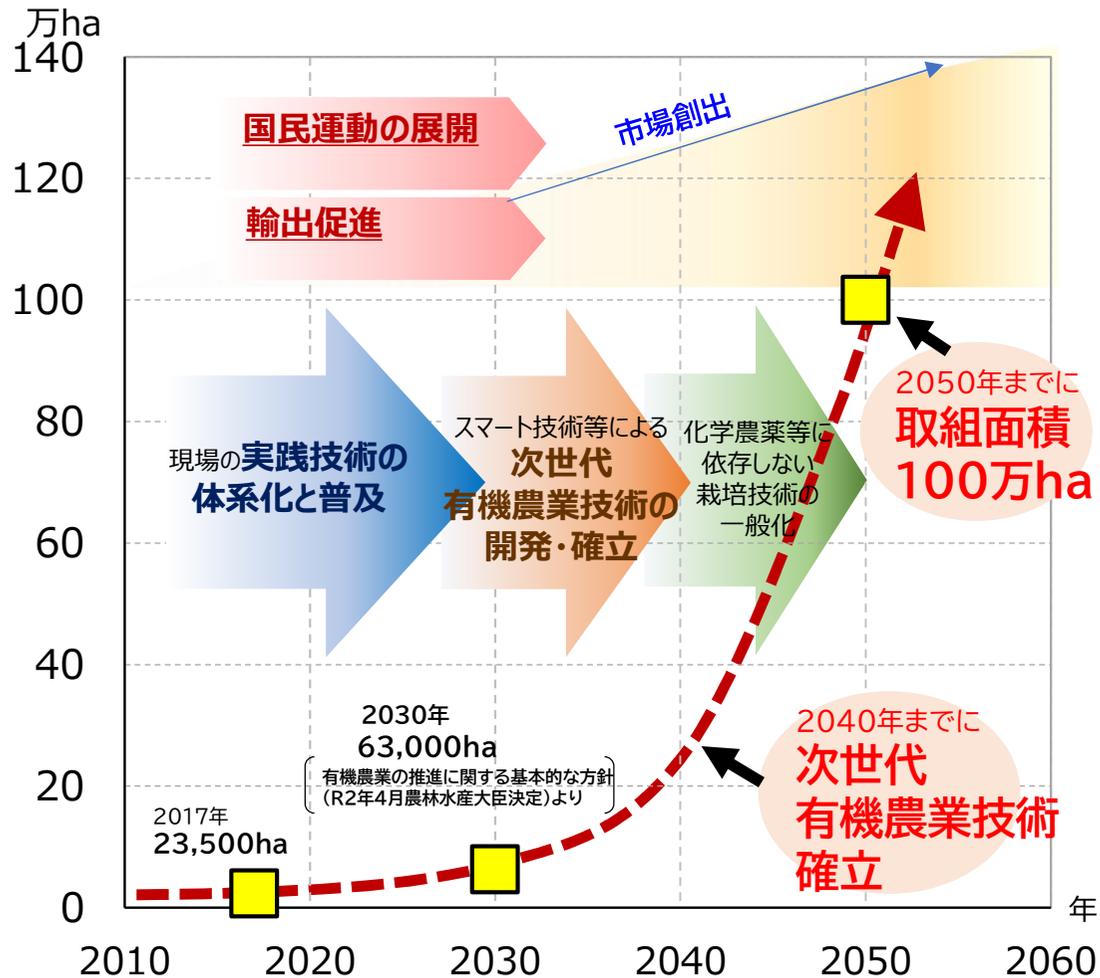


有機農業の状況について

有機農業の取組の拡大

目標

- ・2050年までに、オーガニック市場を拡大しつつ、耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%（100万ha）に拡大（※国際的に行われている有機農業）
- ・2040年までに、主要な品目について農業者の多くが取り組むことができる次世代有機農業技術を確立



有機農業の推進に関する基本的な方針

推進及び普及の目標

- 10年後（2030年）の国内外の有機食品の需要拡大を見通し、生産および消費の目標を設定。

有機農業の取組面積

23.5千ha(2017)→**63千ha** (2030)

有機農業者数

11.8千人(2009)→**36千人** (2030)

有機食品の国産シェア

60%(2017)→**84%** (2030)

有機食品を週1回以上利用する者の割合

17.5%(2017)→**25%** (2030)

推進に関する施策

- **人材育成**
- **産地づくり**
- **販売機会の多様化**
- **消費者の理解の増進**
- **技術開発・調査**

みどりの食料システム戦略KPIの2022年実績値

耕地面積に占める有機農業の割合

基準値 (基準年)	2021年実績値	2022年実績値	2030年目標	2050年目標
2.35万ha (2017年)	2.66万ha (0.6%)	3.03万ha (0.7%)	6.3万ha	100万ha (25%)

【2022年実績値】

みどりの食料システム戦略の策定や、みどり交付金による支援が始まったことにより、牧草地、普通畑、田等で増加し、2021年実績値より約3,700ha増加した。

【今後の対応】

地域ぐるみで有機農業の取組を実践するオーガニックビレッジの拡大や、環境保全型農業直接支払の見直し等による有機農業への移行に対する重点支援、都道府県域における有機農業技術の体系化、学校給食における有機農産物の導入、有機加工食品の国産原料の生産・取扱拡大等の取組を推進していく。

有機農業とは

「有機農業の推進に関する法律」による有機農業の定義は以下のとおりです。

- ・ 化学的に合成された肥料及び農薬を使用しない
- ・ 遺伝子組換え技術を利用しない
- ・ 農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減する
農業生産の方法を用いて行われる農業

国際的な有機農業の定義

国際的な委員会（コーデック委員会）が作成した「ガイドライン」において規定した「生産の原則」では、以下のとおりです。

有機農業は、生物の多様性、生物学的循環及び土壌の生物活性等、農業生態系の健全性を促進し強化する全体的な生産管理システムである。

有機農産物とは

- ・ 周辺から使用禁止資材が飛来し又は流入しないように必要な措置を講じている
- ・ は種又は植付け前2年以上化学肥料や化学合成農薬を原則使用しない
- ・ 組換えDNA技術の利用や収穫後の農産物への放射線照射を行わない

など、有機JAS法に位置付けられた「有機農産物の日本農林規格」の基準に従って生産された農産物のことです。

有機食品の認証制度（有機JAS認証）について

有機JAS法に基づき、「有機JAS」に適合した生産が行われていることを登録認証機関が検査し、その結果、認証された事業者のみが有機JASマークを貼ることができます。



有機農業の位置づけ

有機農業

(コーデックス)

- ・ 使用禁止資材の不使用
- ・ 植え付け前等2年以上の化学農薬等不使用 等



有機農業

(JAS法に位置付ける日本農林規格)
有機JAS認証を取得している農地で栽培・格付
※包装等に「有機●●」等表示可

有機農業

有機JAS認証を取得していない農地で栽培
※包装等に「有機」等と表示することはできない

有機農業

(有機農業推進法の取組水準)

化学農薬・化学肥料及び組換えDNA技術不使用

特別栽培農産物の栽培水準

H19 特別栽培農産物に係る表示ガイドライン第3定義における
「特別栽培農産物」の定義に基づくもの。

化学農薬(節減対象農薬)・化学肥料の使用回数・量が慣行レベルの5割以下

環境保全型農業

(土づくり等を通じて化学肥料・農薬の使用等による環境負荷を軽減)

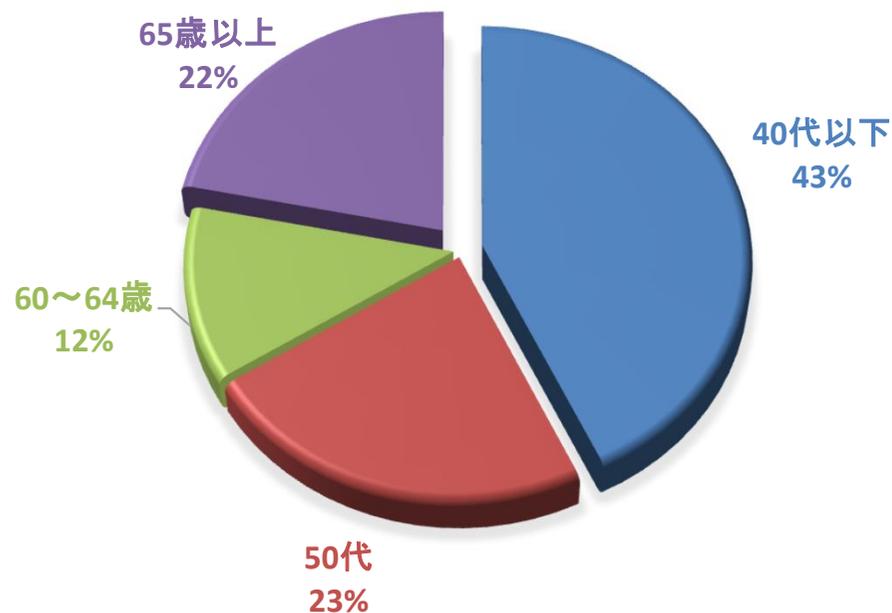
慣行農業

北海道の有機農業の現状【有機農業に取り組む生産状況】

- 農業従事者全体では、平均年齢は58.5歳、65歳以上の割合は41%、40代以下は29%であるのに対して、有機農業者は平均年齢は53.2歳、65歳以上は22%、40代以下の割合は43%と年齢層が低いことがわかる。

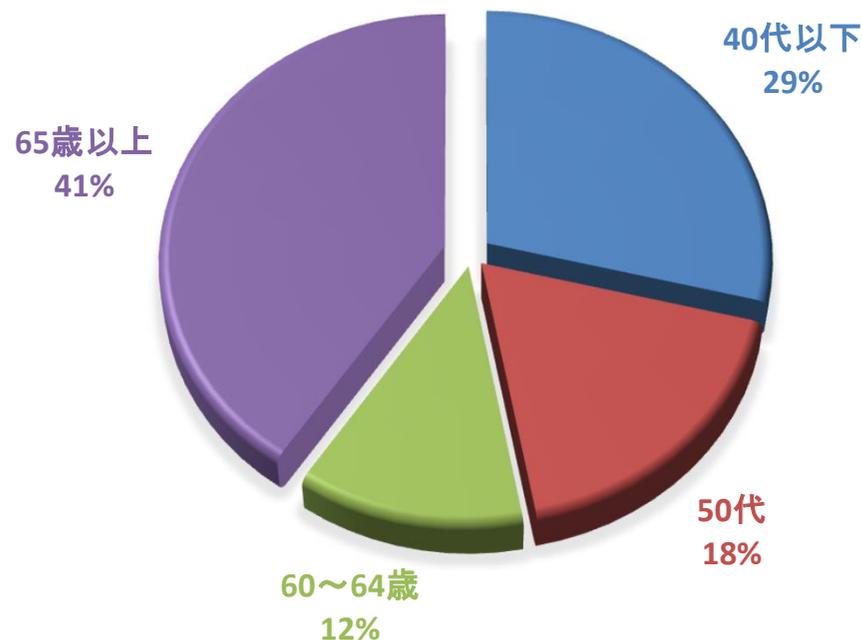
有機農業者の年代別構成

平均年齢 53.2歳



基幹的農業従事者の年代構成

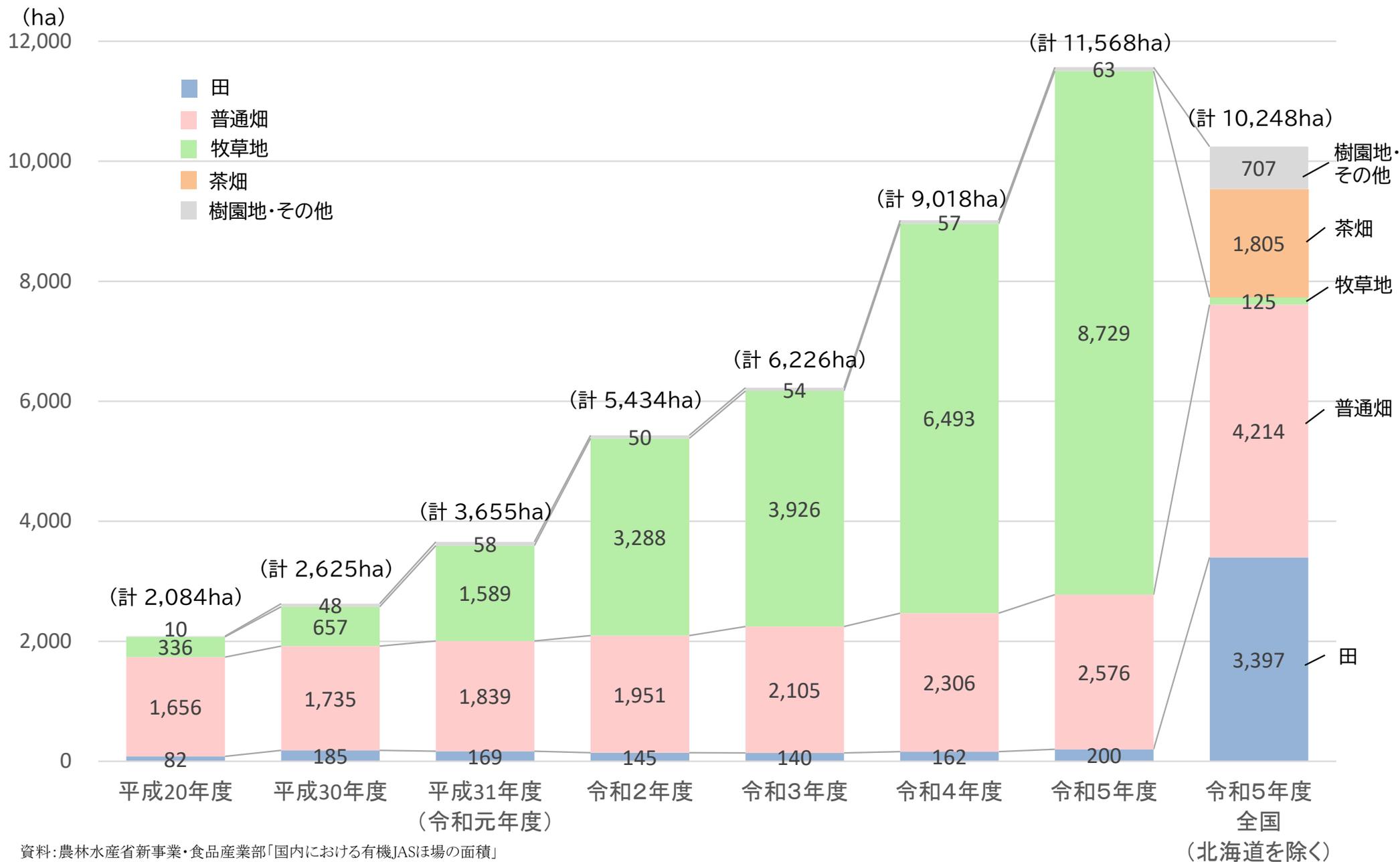
平均年齢 58.5歳



※北海道農政部調べ(市町村への調査結果) <R3年度(2022年3月末)>
後継者割合の全道数値は、農林水産省「農林業センサス」 <R2(2020)年2月1日現在>

北海道における有機JASほ場の面積

- ・国内の登録認証機関の協力を得て、有機JASほ場の面積を取りまとめたもの。
- ・令和3年から、有機飼料及び有機畜産物に係るほ場についても報告を求めており、牧草地等に追加している。
- ・小数点以下は四捨五入しているため、合計と内訳が一致しない場合がある。



資料：農林水産省新事業・食品産業部「国内における有機JASほ場の面積」

有機農業の取組面積が大きい市町村

※令和6年度に実施した「令和5年度における有機農業の推進状況調査（市町村対象）」において、一定程度、有機農業の取組面積を把握していると回答した960市町村のうち、公表について「可」との回答があった市町村のみを掲載。

	市町村	有機農業の取組面積(ha)	耕地面積に占める割合	主に作付けされている品目		市町村	有機農業の取組面積(ha)	耕地面積に占める割合	主に作付けされている品目
1	雄武町（北海道）	1103	11.0%	飼料作物、だったんそば	16	せたな町（北海道）	204	3.5%	水稲、麦類、豆類、ミニトマト、アスパラガス、ブルーベリー、そば、飼料作物
2	標茶町（北海道）	508	1.8%	飼料作物	17	菊池市（熊本県）	203	3.5%	水稲、麦類
3	興部町（北海道）	410	6.5%	飼料作物	18	丹波市（兵庫県）	197	3.6%	水稲、豆類、ニンジン、黒枝豆、ブルーベリー、茶、麦類、黒ごま
4	大野市（福井県）	369	8.8%	水稲、そば	19	剣淵町（北海道）	177	2.7%	豆類、ばれいしょ（食用、加工）、カボチャ、タマネギ、そば、雑穀
5	津別町（北海道）	364	6.4%	豆類、ばれいしょ、タマネギ、カボチャ、飼料作物	20	志布志市（鹿児島県）	173	2.8%	水稲、ピーマン、茶
6	浜中町（北海道）	336	2.3%	飼料作物	21	山都町（熊本県）	164	3.4%	水稲、豆類、ニンジン、ばれいしょ、ベビーリーフ、ユズ、ブルーベリー、栗、茶、そば、飼料作物
7	豊岡市（兵庫県）	313	6.4%	水稲、大豆、そば、小麦、ニンジン	22	登米市（宮城県）	149	0.8%	水稲、麦類、豆類、ばれいしょ、なばな、ホウレンソウ
8	大潟村（秋田県）	298	2.6%	水稲、麦類、豆類、カボチャ、ニンニク、大豆	23	天塩町（北海道）	144	1.4%	飼料作物
9	枝幸町（北海道）	290	2.7%	飼料作物	24	中泊町（青森県）	143	3.9%	水稲、豆類、ダイコン、ニンニク、トマト、ブドウ
10	滝上町（北海道）	280	7.7%	飼料作物	25	福井市（福井県）	126	1.6%	水稲、そば
11	中標津町（北海道）	278	1.1%	飼料作物	26	一関市（岩手県）	123	0.7%	水稲、麦類、豆類、ニンジン、ホウレンソウ、ばれいしょ
12	越前市（福井県）	276	7.7%	水稲、麦類、豆類、キュウリ、ニンジン、キャベツ、そば	27	大蔵村（山形県）	122	10.0%	そば
13	南九州市（鹿児島県）	232	2.6%	茶、野菜、水稲、大麦若葉	28	大田原市（栃木県）	109	1.0%	水稲、麦類、豆類、レンコン、ばれいしょ、葉野菜、梅、ブルーベリー、そば、菜種
14	釧路市（北海道）	223	2.1%	飼料作物	29	あわら市（福井県）	108	3.2%	水稲、そば
15	美瑛町（北海道）	209	1.7%	水稲、麦類、豆類、ばれいしょ、カボチャ、そば	30	新庄市（山形県）	107	2.0%	水稲、豆類、かんしょ、ニンジン、トウモロコシ、リンゴ、そば、飼料作物

有機農業の取組面積が耕地面積に占める割合が高い市町村

※令和6年度に実施した「令和5年度における有機農業の推進状況調査（市町村対象）」において、一定程度、有機農業の取組面積を把握していると回答した960市町村のうち、公表について「可」との回答があった市町村のみを掲載。

	市町村	有機農業の取組面積 (ha)	耕地面積に占める割合	主に作付けされている品目
1	馬路村（高知県）	52	83.9%	ユズ
2	西川町（山形県）	84	17.6%	そば
3	多賀町（滋賀県）	76	15.9%	そば
4	北中城村（沖縄県）	6	12.6%	ハンダマ、バナナ
5	雄武町（北海道）	1103	11.0%	飼料作物、だったんそば
6	様似町（北海道）	105	10.2%	飼料作物
7	尾鷲市（三重県）	7	10.2%	甘夏
8	大蔵村（山形県）	122	10.0%	そば
9	小川町（埼玉県）	58	9.4%	水稲、麦類、豆類、キャベツ、ニンジン、ダイコン、キュウリ、ナス
10	綾町（宮崎県）	63	9.3%	水稲、麦類、豆類、かんしょ、ニンジン、ダイコン、ブルーベリー、ブドウ、日向夏、飼料作物
11	大野市（福井県）	369	8.8%	水稲、そば
12	江津市（島根県）	53	8.8%	桑、ハウレンソウ、ゴボウ、豆類、水稲、麦類、葉菜類
13	川根本町（静岡県）	44	8.7%	茶
14	湯前町（熊本県）	48	8.6%	水稲、麦類、タマネギ、飼料作物
15	小坂町（秋田県）	72	8.5%	豆類

	市町村	有機農業の取組面積 (ha)	耕地面積に占める割合	主に作付けされている品目
16	基山町（佐賀県）	23	8.3%	水稲、イモ類、レンコン、ショウガ
17	越前市（福井県）	276	7.7%	水稲、麦類、豆類、キュウリ、ニンジン、キャベツ、そば
18	滝上町（北海道）	280	7.7%	飼料作物
19	戸沢村（山形県）	104	7.1%	水稲、パプリカ
20	鬼北町（愛媛県）	69	6.8%	ユズ、ばれいしょ、かんしょ、ニンジン
21	興部町（北海道）	410	6.5%	飼料作物
22	豊岡市（兵庫県）	313	6.4%	水稲、大豆、そば、小麦、ニンジン
23	津別町（北海道）	364	6.4%	豆類、ばれいしょ、タマネギ、カボチャ、飼料作物
24	西原町（沖縄県）	7	5.9%	オクラ、インゲン
25	吉賀町（島根県）	50	5.7%	水稲、非結球レタス、トウモロコシ、ピーマン、麦類、豆類
26	赤村（福岡県）	21	5.5%	水稲、セロリ、トマト、ミニトマト
27	南越前町（福井県）	53	5.1%	水稲、そば
28	湧水町（鹿児島県）	86	5.1%	水稲、ニンジン、かんしょ、ばれいしょ、ハウレンソウ、ダイコン、茶
29	南知多町（愛知県）	37	5.0%	豆類、ダイコン、タマネギ、ハーブ
30	赤井川村（北海道）	39	4.9%	アスパラガス、ばれいしょ

（有機農業の取組面積が5 ha以下の市町村は含まず）

北海道における有機農業の取組状況

- ・令和6年の北海道の耕地面積は約113万8,000haであり、このうち、有機JAS認証ほ場面積は11,568ha（約1.0%）となっている。
- ・北海道では、有機JAS認証ほ場面積のうち牧草地の割合が多く全体の約8割を占める。

有機JAS認定農家数 (令和6年3月末現在)	全 国	3,945戸
	北海道	354戸 (全国1位 8.9%)
有機JAS認証ほ場面積 (令和6年3月末現在)	全 国	21,815ha
	北海道	11,568ha (全国1位 53.0%)
環境保全型農業直接支払制度 (令和7年8月現在)	全 国	894市町村 90,615ha (うち有機農業14,631ha)
	北海道	88市町村 22,577ha (うち有機農業 2,433ha)

耕地別有機JAS認証ほ場面積

単位：a

	合計	田	畑					その他
				普通畑	樹園地	牧草地	茶畑	
北海道	1,156,828	20,046	1,136,236	257,569	5,774	872,893	0	546
全国	2,181,512	359,751	1,809,158	678,921	64,405	885,374	180,459	12,604

地域別の有機農業の現状【面積・経営体】

- 全道の有機農業取組経営体数は上川、石狩、十勝、空知、オホーツクの順で多い
取組面積では、オホーツク、十勝、釧路、上川、根室と、牧草地の取組の多い振興局が上位となっている。
- 全道に占める有機農業は、農家の割合で1.6%、面積比では0.76%にとどまる。

■ 振興局別有機農業取組面積 (R4年度 (2023年3月末))

(単位: ha)

	全道	空知	石狩	後志	胆振	日高	渡島	檜山	上川	留萌	宗谷	林-ツク	十勝	釧路	根室
有機栽培面積①	8,637	276	286	200	104	220	609	221	903	156	428	2,258	1,168	1,046	762
うち有機JAS	7,427	206	216	110	55	191	560	213	545	156	428	1,869	1,082	1,033	762
うち非有機JAS有機	1,210	70	70	89	48	30	49	8	358	0	0	389	86	13	0
(有機を含む経営面積計)	12,534	713	536	388	179	220	630	221	1,633	311	447	2,969	2,171	1,123	993
<参考>															
耕地面積②	1,141,800	113,500	40,800	34,600	34,100	38,800	24,000	18,900	130,100	25,800	62,300	165,700	254,600	88,500	110,100
有機割合 (①/②*100)	0.76%	0.24%	0.70%	0.58%	0.30%	0.57%	2.54%	1.17%	0.69%	0.61%	0.69%	1.36%	0.46%	1.18%	0.69%

■ 振興局別有機農業取組経営体数 (R4年度 (2023年3月末))

(単位: 戸)

	全道	空知	石狩	後志	胆振	日高	渡島	檜山	上川	留萌	宗谷	林-ツク	十勝	釧路	根室
有機栽培経営体数①	484	63	70	46	24	5	19	16	80	8	8	56	64	11	14
うち有機JAS	357	38	39	34	16	5	16	11	62	8	8	48	49	9	14
うち非有機JAS有機	127	25	31	12	8	0	3	5	18	0	0	8	15	2	0
①の農業者平均年齢	55	55	52	46	52	53	61	58	54	53	53	56	50	48	51
// 後継者あり	101	13	12	6	2	2	7	5	18	0	0	20	10	1	5
// 後継者確保率	20.9%	20.6%	17.1%	13.0%	8.3%	40.0%	36.8%	31.3%	22.5%	0.0%	0.0%	35.7%	15.6%	9.1%	35.7%
<参考>															
農家戸数②	29,700	5,306	1,910	2,016	1,452	1,116	1,410	940	5,291	664	603	3,361	4,511	923	1,063
有機農家の割合	1.6%	1.2%	3.7%	2.3%	1.7%	0.4%	1.3%	1.7%	1.5%	1.2%	1.3%	1.7%	1.4%	1.2%	1.3%
(後継者確保率)	21.1%	19.6%	19.6%	16.2%	18.3%	19.7%	20.4%	12.7%	17.6%	21.8%	21.6%	25.2%	25.7%	28.8%	27.1%

※「有機栽培面積」「有機栽培経営体数」は北海道農政部調べ(「うち有機JAS」の数値は、報告主体及び調査基準日の違い等により、6ページの農林水産省調べの数値とは異なる)

<参考>の耕地面積: 農林水産省「耕地及び作付面積統計」、農家戸数: 農林水産省「農林業センサス」

地域別の有機農業の現状【1戸あたり面積・専業率】

- 有機農業取組面積は1戸あたり12.1 ha、慣行農業等も含む経営面積は1戸あたり20.2 ha。
- 振興局別の1戸あたりの有機農業の取組面積は、牧草の割合が高い釧路、根室、宗谷、オホーツクの順で大きい。
- 有機農業取組経営体のうち、慣行栽培を併用していない「有機専業率」は全道で55.2%であり、上川、石狩、十勝、空知の順で大きい。

■ 振興局別 1戸あたり有機農業取組面積 (R4年度 (2023年3月末))

(単位：ha)

	全道	空知	石狩	後志	胆振	日高	渡島	檜山	上川	留萌	宗谷	林-ツ	十勝	釧路	根室
1戸当たり有機栽培面積①	12.1	4.3	4.1	4.3	4.3	44.0	32.0	13.8	11.2	19.5	53.5	40.3	18.2	95.0	54.4
うち有機JAS	15.1	5.4	5.5	3.2	3.4	38.2	35.0	19.3	8.7	19.5	53.5	38.9	22.0	114.7	54.4
うち非有機JAS有機	6.9	2.8	2.3	7.4	6.0	-	16.3	1.6	19.8	-	-	48.6	5.7	6.5	-
(有機を含む経営面積計)	20.2	11.3	7.6	8.4	7.4	44.0	33.1	13.8	20.4	38.3	55.8	53.0	33.9	102.0	70.9

■ 有機農業取組経営体の有機専業率 (R4年度 (2023年3月末))

(単位：戸)

	全道	空知	石狩	後志	胆振	日高	渡島	檜山	上川	留萌	宗谷	林-ツ	十勝	釧路	根室
有機栽培経営体数	484	63	70	46	24	5	19	16	80	8	8	56	64	11	14
うち有機専業	267	48	51	33	20	5	15	16	45	4	7	27	37	10	13
有機専業率	55.2%	76.2%	72.9%	71.7%	83.3%	100.0%	78.9%	100.0%	56.3%	50.0%	87.5%	48.2%	57.8%	90.9%	92.9%

※北海道農政部調べ (市町村への調査結果)

地域別の有機農業の現状【品目別】

- 品目別有機農業取組面積は、牧草（6,255ha）、そば（832ha）、大豆（526ha）、小麦（365ha）、かぼちゃ（271ha）、水稻（201ha）、ばれいしょ（179ha）、飼料用とうもろこし（121ha）の順に大きい。
- 麦・豆類は、960haで、このうち大豆（526ha）が半分以上を占める。
- 野菜類は、892haで、このうちかぼちゃ（271ha）、ばれいしょ（179ha）、たまねぎ（118ha）で6割を占める。

■ 振興局別品目別有機農業取組面積(R5年度(2024年3月末))

(単位: ha)

	全道	空知	石狩	後志	胆振	日高	渡島	檜山	上川	留萌	宗谷	オホーツク	十勝	釧路	根室
水稻	200.5	66.2	18.2	8.5	2.0	0.0	27.0	17.4	61.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
麦・豆類	959.8	126.9	48.5	37.7	71.8	0.0	0.2	15.2	311.8	0.1	0.0	85.7	250.0	11.8	0.0
秋まき小麦	296.6	14.6	15.2	14.5	20.1	0.0	0.0	0.0	107.5	0.0	0.0	46.7	78.0	0.0	0.0
春まき小麦	68.4	1.3	4.9	0.0	9.8	0.0	0.0	1.3	33.2	0.0	0.0	7.7	10.3	0.0	0.0
その他(麦類)	19.6	0.8	0.0	0.0	2.2	0.0	0.0	0.0	9.0	0.0	0.0	1.6	5.9	0.0	0.0
大豆	526.3	108.7	26.2	22.9	36.1	0.0	0.2	13.3	149.0	0.1	0.0	25.9	133.3	10.7	0.0
小豆	39.2	1.5	0.4	0.3	1.7	0.0	0.0	0.6	12.1	0.0	0.0	3.1	18.3	1.1	0.0
その他(豆類)	9.8	0.0	1.8	0.0	1.9	0.0	0.0	0.0	1.1	0.0	0.0	0.7	4.2	0.0	0.0
野菜	891.5	89.6	108.2	84.0	15.8	0.0	79.8	8.7	208.7	9.5	0.0	149.7	136.1	1.7	0.0
馬鈴しょ	179.2	6.5	11.4	5.3	1.3	0.0	0.1	0.7	65.1	0.0	0.0	37.7	49.6	1.6	0.0
だいこん	16.5	3.4	7.1	2.4	0.2	0.0	0.8	0.0	0.3	0.0	0.0	0.3	2.0	0.1	0.0
にんじん	50.4	5.4	6.0	2.4	0.7	0.0	0.0	0.0	17.0	0.0	0.0	13.3	5.6	0.0	0.0
ながいも	2.5	1.0	0.0	0.0	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	0.0	0.0
キャベツ	4.8	0.0	0.0	2.1	0.3	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	2.2	0.0	0.0
ほうれんそう	3.3	0.2	0.0	0.0	0.2	0.0	1.1	0.0	0.3	1.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
アスパラガス	33.1	2.4	2.6	22.3	0.2	0.0	0.2	2.0	2.9	0.0	0.0	0.1	0.4	0.0	0.0
ブロッコリー	7.3	0.0	4.3	2.2	0.1	0.0	0.1	0.0	0.2	0.0	0.0	0.2	0.3	0.0	0.0
たまねぎ	117.9	32.4	6.4	4.6	1.0	0.0	0.0	0.6	28.1	0.0	0.0	42.5	2.1	0.0	0.0
かぼちゃ	270.6	15.2	29.2	7.2	6.1	0.0	67.9	0.5	68.2	8.0	0.0	29.9	38.4	0.0	0.0
トマト	25.6	3.1	6.2	4.2	0.9	0.0	2.2	0.4	6.5	0.0	0.0	1.9	0.3	0.0	0.0
スイートコーン	28.8	5.6	5.0	6.5	0.1	0.0	0.0	0.4	5.4	0.0	0.0	1.0	4.8	0.0	0.0
えだまめ	5.2	0.0	2.6	2.4	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
メロン	4.2	1.2	0.2	1.3	0.0	0.0	0.0	0.0	1.1	0.0	0.0	0.5	0.0	0.0	0.0
その他(野菜)	141.9	13.0	27.4	21.0	4.3	0.0	7.5	4.0	13.4	0.0	0.0	22.2	29.3	0.0	0.0
果樹	94.2	13.6	8.9	47.6	4.3	0.0	0.1	0.3	11.3	0.0	0.0	0.4	7.7	0.0	0.0
りんご	1.2	0.1	0.0	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8	0.0	0.0
ぶどう	52.7	8.2	0.0	28.5	1.2	0.0	0.0	0.0	11.3	0.0	0.0	0.0	3.4	0.0	0.0
おうとう	0.2	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他(果樹)	40.1	5.3	8.9	18.5	3.1	0.0	0.1	0.3	0.0	0.0	0.0	0.4	3.5	0.0	0.0
茶	1.5	0.0	0.0	1.5	0.0	0.0	0.0	0.0							
その他	7,239.5	25.8	100.4	31.0	35.7	200.6	498.0	180.5	386.3	146.3	319.3	2,204.4	844.6	1,120.2	1,146.8
そば	831.5	20.1	23.4	25.4	1.4	0.0	0.0	5.8	272.8	0.0	0.0	376.8	105.9	0.0	0.0
牧草	6,254.9	0.0	75.0	0.0	30.1	200.6	498.0	174.7	102.0	144.3	319.3	1,714.8	730.2	1,119.5	1,146.6
自給	6,134.9	0.0	75.0	0.0	30.1	200.6	498.0	174.7	102.0	144.3	319.3	1,714.8	730.2	1,119.5	1,026.6
販売	120.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	120.0
飼料用とうもろこし	120.5	5.0	1.5	5.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	108.5	0.0	0.0	0.0
その他(飼料作物)	1.1	0.0	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7	0.0
その他	31.6	0.7	0.1	0.0	4.2	0.0	0.0	0.0	11.7	1.9	0.0	4.4	8.5	0.0	0.2
合計	9,386.9	322.0	284.2	239.0	129.6	200.6	605.0	222.1	979.3	155.8	319.3	2,440.1	1,238.4	1,133.7	1,146.8

※北海道農政部調べ(市町村への調査結果)

なぜオーガニックビレッジの取組を始めたのか

- 2006年に有機農業推進法が制定され、2021年にはみどりの食料システム戦略が策定。2022年にはオーガニックビレッジの支援を開始。
- 2030年に向けて、より多くの農業者が、持続可能な農業・有機農業に取り組みやすくするため、個々の農業者の点の取組から、幅広い関係者と協力した面的な取組への展開を進めていくことが重要。

有機農業面積 2009年：1.63万ha → 2022年：2.66万ha → 2024年：3.45万ha

2006年 有機農業推進法制定

全国各地に有機農業者、
有機農業者グループが点在。

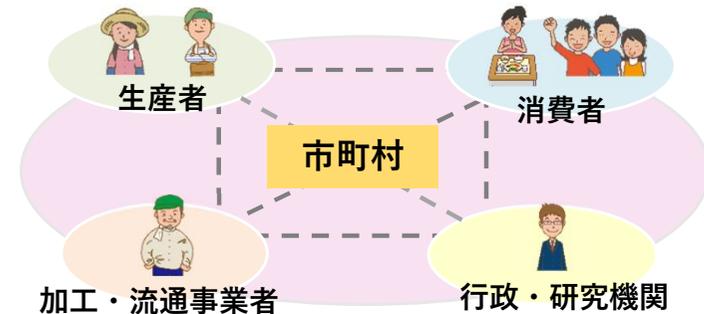


2021年

みどりの食料
システム戦略
策定

2022年～ オーガニックビレッジの取組を開始

- ・市町村のリーダーシップのもと有機農業の産地づくり
- ・地域内で生産から消費まで取組む体制を構築



▼オーガニックビレッジの取組内容のイメージ

生産

- ・講習会の開催
- ・有機ほ場の団地化
- ・栽培品目や規格の調整
- ・集出荷作業の効率化

加工・流通

- ・新たな販路の開拓
- ・流通の効率化
- ・加工品の開発
- ・安定した販路の確保

消費

- ・消費者との交流
- ・学校給食への導入
- ・環境活動との連携
- ・域外の消費地との連携

オーガニックビレッジの現状

- 令和7年度までに46都道府県150市区町村がオーガニックビレッジの取組を開始。
- 150市区町村のうち、9割の135市区町村において学校給食に関する取組を実施するなど、各地で有機食品の活用の取組が拡大。

オーガニックビレッジ市区町村数



▼オーガニックビレッジの取組事例▼

【技術実証】

データに基づく有機栽培技術の実践や除草作業を中心とした省力化機械（水田除草機）の導入等により、地域全体で有機農業に取り組みやすい体制を整備し、大幅な面積拡大を目指す。（越前市）



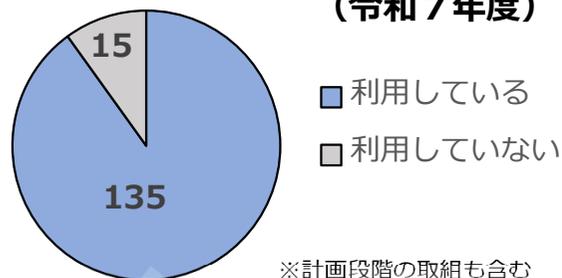
【加工・販売】

有機米を使った米菓製造販売や、有機酒米を使って新たな日本酒づくりを行うなど、市内の事業者が連携して付加価値の高い商品を作り、ブランド化を目指す。（南砺市）



オーガニックビレッジ市町村における学校給食での有機食品の利用状況

（令和7年度）



9割のオーガニックビレッジが給食の取組を実施

▼自治体の連携事例

【全国オーガニック給食フォーラム】 （令和5年度～）

令和5年6月に、オーガニック給食の実現を目指す自治体、農業関係団体、流通事業者、市民団体等の多様な主体で構成された**全国オーガニック給食協議会**が設立された。

【参考】学校給食で有機食品を利用している市区町村数（全国）



学校給食における有機農産物等の活用に取り組む市町村の状況

- 令和5年度末時点で278市区町村が学校給食で有機食品を利用しており、令和4年度末から85市区町村増加。
- 品目別の取組自治体数では、野菜の利用が最も多く（189市区町村）、次いで米飯の利用が多い（127市区町村）。

学校給食で有機食品を利用している市区町村数
(令和2年度～5年度)



出典：農業環境対策課「令和2年度、令和3年度、令和4年度、令和5年度における有機農業の推進状況調査（市区町村対象）」

オーガニックビレッジ取組市町村における学校給食に関する取組状況（令和6年度）

※計画ベースの取組を含む



9割以上のオーガニックビレッジで給食の取組を実施

- 学校給食で有機食品を利用している又は学校給食に関する取組に関する計画がある
- 学校給食で有機食品を利用しておらず、学校給食に関する取組に関する計画がない

【取組市町村における主な品目】

- ・ コメ（38市区町村）
- ・ 野菜（53市区町村）
- ・ 果物（4市区町村）
- ・ 豆類（4市区町村）
- ・ お茶（1市区町村）

119市区町村のうち既に学校給食で有機食品を利用している71市区町村への聞き取り結果^{※2}を集計

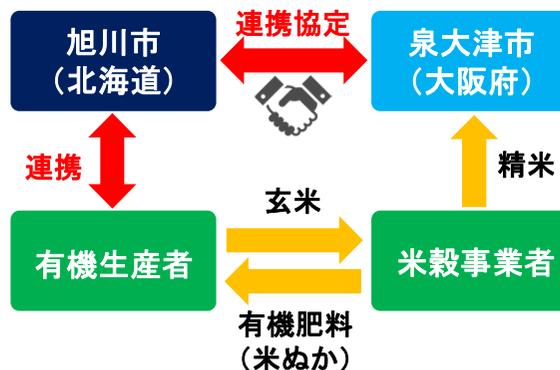
※ 農業環境対策課「令和4年度における有機農業の推進状況調査（市町村対象）」

学校給食における有機農産物の導入の取組事例

大阪府泉大津市 × 北海道旭川市

- 令和4年度から泉大津市は「ときめき給食」として他地域からの有機食材を給食に提供する取組を実施。
- 令和5年8月、泉大津市と旭川市の間で有機農産物の供給等に係る連携協定を締結※。令和5年度に旭川市産有機JAS米「ゆめぴりか」を約20t購入し、令和6年7月から学校給食にて提供。

※ 令和5年3月、泉大津市は「安全・安心な食糧の安定的確保に関する構想」を策定し、生産地と消費地の“共存共生”の考えに立ち、互いの課題解決に向けた独自の食のサプライチェーン構築を進めている。



有機農作物を使用した給食
の両市の目指す姿



有機農産物を使用した
給食の様子

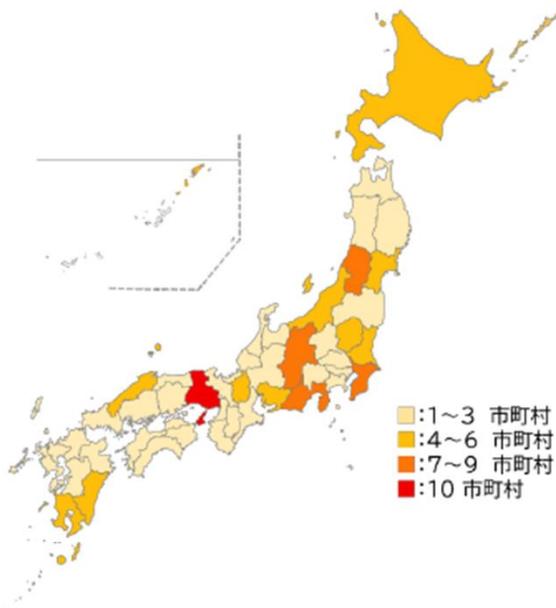
オーガニックビレッジ実施地区

【R7. 08. 29時点】

○有機農業の面積拡大に向けて、地域ぐるみで有機農業の生産から消費まで一貫して取り組む『オーガニックビレッジ』を2025年までに100市町村、2030年までに200市町村創出することを目標に、全国各地での産地づくりを推進。

○令和3年度補正予算からみどりの食料システム戦略推進総合対策により支援を開始し、現時点で46都道府県150市町村で取組開始。

【実施市町村】



都道府県	市町村
北海道	(5) 安平町、旭川市、新十津川町、赤井川村、浦幌町
青森県	(2) 黒石市、五戸町
岩手県	(3) 花巻市、一関市、遠野市
宮城県	(4) 登米市、栗原市、大崎市、加美町
秋田県	(1) 大潟村
山形県	(7) 米沢市、鶴岡市、新庄市、川西町、山形市、酒田市、高島町
福島県	(3) 二本松市、喜多方市、会津若松市
茨城県	(4) 常陸大宮市、石岡市、笠間市、かすみがうら市
栃木県	(5) 小山市、市貝町、塩谷町、栃木市、大田原市
群馬県	(3) 甘楽町、高山村、みなかみ町
埼玉県	(3) 小川町、所沢市、さいたま市
千葉県	(7) 木更津市、佐倉市、神崎町、成田市、いすみ市、多古町、匝瑳市
東京都	(1) 台東区
神奈川県	(2) 相模原市、小田原市
山梨県	(1) 北杜市
長野県	(7) 辰野町、松川町、飯田市、飯綱町、伊那市、佐久市、長和町
静岡県	(8) 掛川市、藤枝市、川根本町、静岡市、富士宮市、島田市、伊豆の国市、小山町
新潟県	(5) 佐渡市、新発田市、五泉市、阿賀野市、津南町
富山県	(2) 南砺市、富山市
石川県	(3) 珠洲市、羽咋市、白山市
福井県	(1) 越前市
岐阜県	(2) 白川町、飛騨市
愛知県	(6) 東郷町、南知多町、岡崎市、大府市、美浜町・武豊町

都道府県	市町村
三重県	(3) 尾鷲市、名張市、伊賀市
滋賀県	(4) 甲賀市、近江八幡市、日野町、東近江市
京都府	(2) 亀岡市、京丹後市
大阪府	(2) 堺市、泉大津市
兵庫県	(10) 豊岡市、丹波篠山市、養父市、丹波市、淡路市、神戸市、朝来市、加東市、上郡町、稲美町
奈良県	(3) 宇陀市、天理市、山添村
和歌山県	(1) かつらぎ町
鳥取県	(2) 日南町、八頭町
島根県	(5) 浜田市、大田市、邑南町、吉賀町、江津市
岡山県	(2) 和気町、新庄村
広島県	(1) 神石高原町
山口県	(1) 長門市
徳島県	(2) 小松島市、海陽町
香川県	(1) 三豊市
愛媛県	(1) 今治市
高知県	(1) 馬路村
福岡県	(2) うきは市、篠栗町
佐賀県	(2) 上峰町・みやき町
長崎県	(3) 南島原市、雲仙市、五島市
熊本県	(3) 南阿蘇村、山都町、菊池市
大分県	(3) 佐伯市、臼杵市、豊後高田市
宮崎県	(6) 綾町、高鍋町・木城町、えびの市、宮崎市、高千穂町
鹿児島県	(5) 南さつま市、湧水町、南種子町、徳之島町、始良市

※下線は令和7年度開始地区

令和6年度131市町村



新たに19市町村
で取組を開始

令和7年度150市町村

北海道のオーガニックビレッジ実施地区

- 我が国では、2030年までに全国の1割以上の市町村(200)での「オーガニックビレッジ」の創出を目指して、「みどり推進交付金」により、生産から消費まで一貫して有機農業を推進する取組の試行や産地づくり、産地と消費地が連携した取組等を支援。
- 北海道では、「有機農業拠点創出・拡大加速化事業（旧：有機農業産地づくり）」を活用して、これまで5市町村で取り組んでおり、うち「安平町」、「旭川市」では「オーガニックビレッジ宣言」がなされている。なお、全国では、150を超える市町村で取り組んでいる。

「オーガニックビレッジ」に取り組まれている道内市町村

町内生産有機米加工品を使用したPR！

町内生産有機米を使用したパックご飯を製造。町内イベント等で配布し、有機農産物のPRを実施。有機農業への取組者増加や販路開拓に取り組む。

新十津川町

旭川市・ 泉大津市

〔令和6年7月宣言〕

全国初！「産地×消費地」の連携による取組拡大！

旭川産有機米を大阪府泉大津市の学校給食に提供するほか、両市において市民向けのイベント等を行い、旭川産有機農産物の消費及び認知度向上を図る。また、泉大津市の親子が「こども特派員」として旭川市を訪問し、有機農業体験や農業者へ取材するなど、「農」を通じた地域交流に取り組む。



作付拡大に向けた共同出荷体制の整備！

作付品種や品質を統一するための有機栽培マニュアルを作成するとともに、育苗から出荷までを通じた共同出荷体制を整備し、生産規模の拡大に取り組む。

赤井川村

安平町

〔令和5年4月宣言〕

消費者向けの啓発活動を軸とした取組！

有機野菜を学校給食へ提供するほか、夏と秋にオーガニックイベントを実施。消費者に向けた有機農業、有機野菜などの啓発に取り組む。

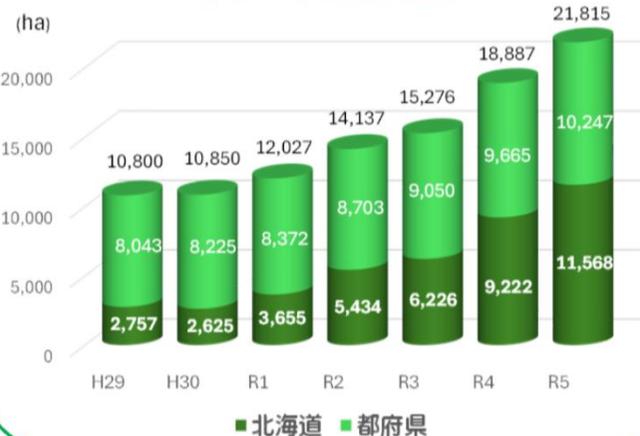


浦幌町

生産面積拡大に向けた機械共同利用！

有機栽培用の農作業機械を導入し、共同利用を実施。個人のコスト負担軽減を図り、生産面積拡大に取り組む。

有機JASほ場面積の推移



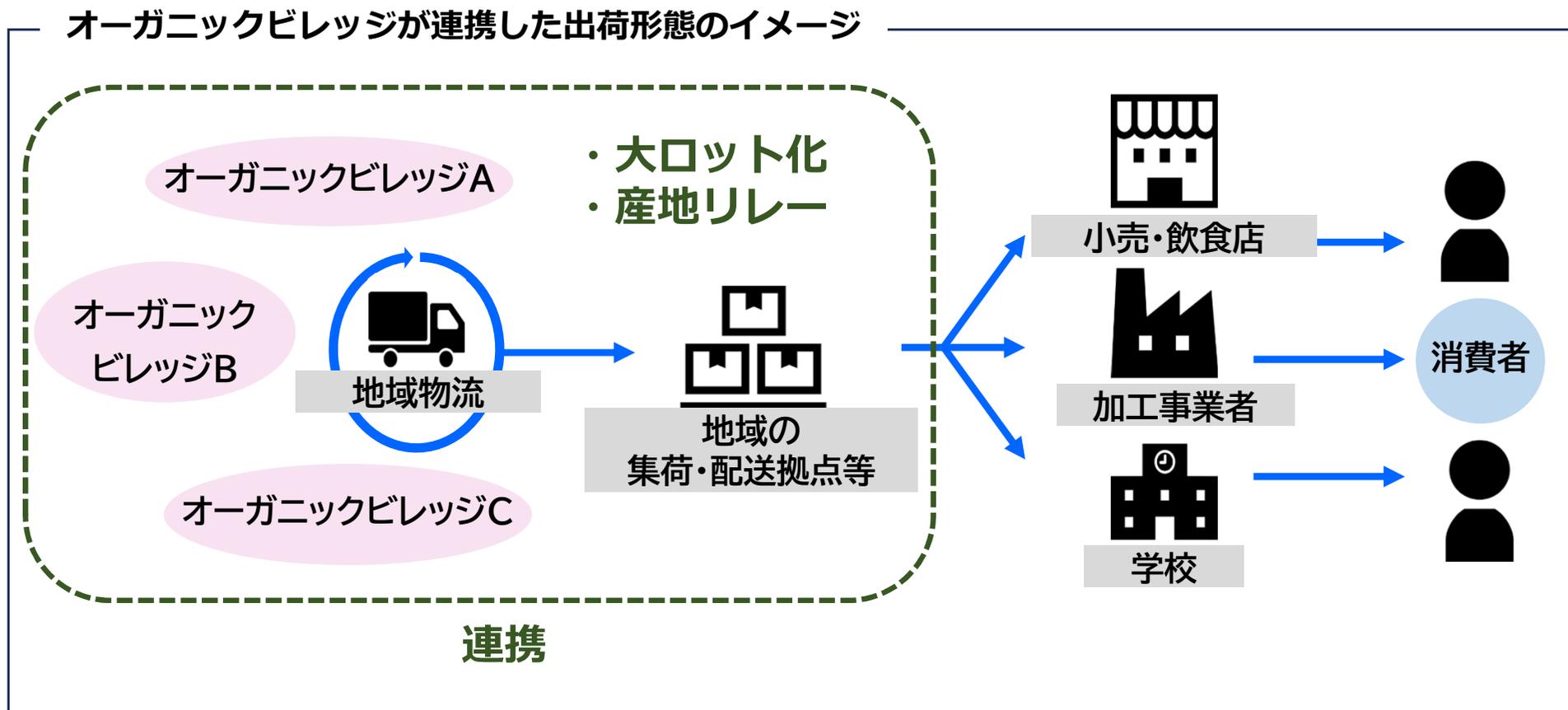
※ なお、各市町村の取組内容については、令和7年度時点のものです。



農林水産省HP「オーガニックビレッジ」のサイト
https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/yuuki/organic_village.html

オーガニックビレッジ間の連携による広域的な流通体制の構築

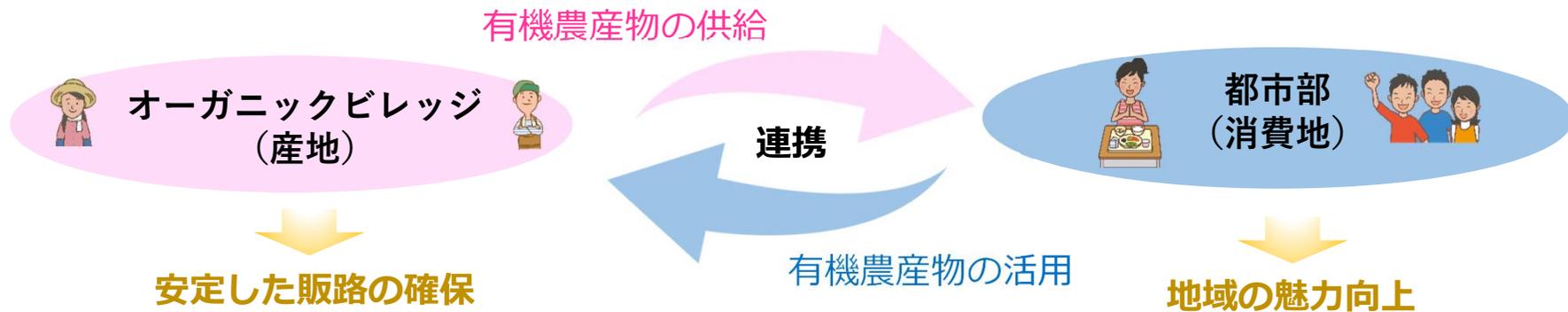
- 有機農産物の取組を更に拡大していくためには、大手小売り店や全国チェーンの飲食店等大口の販路への販売を進めていく必要がある。
- 大口の販路へ販売していくためには、オーガニックビレッジ同士が連携して大ロット化や産地リレーに取り組むことが重要。



これからのオーガニックビレッジと発展②

オーガニックビレッジ（産地）と都市部（消費地）との連携の拡大

- オーガニックビレッジの取組を更に拡大していくためには、地域内だけでなく、地域外にも安定した販路を確保する必要がある。
- 特に、学校給食等で有機農産物を活用したい都市部の消費地との連携は、双方にメリットのある取組であり、取組事例が増加傾向にある。



【取組事例】北海道旭川市×大阪府泉大津市

- 令和5年8月、旭川市と泉大津市の間で有機農産物の供給等に係る連携協定を締結
- 令和5年度に旭川市産有機JAS米「ゆめぴりか」を約20t購入し、令和6年7月から学校給食にて提供



【新たな取組事例】

- 宮城県大崎市×台東区（両方オガビレ）
- 福井県越前市×東京都荒川区・長野県軽井沢町
- 新潟県津南町×世田谷区

etc

増加中!!



スモールステップからはじめる
学校給食での地場産物等
活用のためのガイドブック



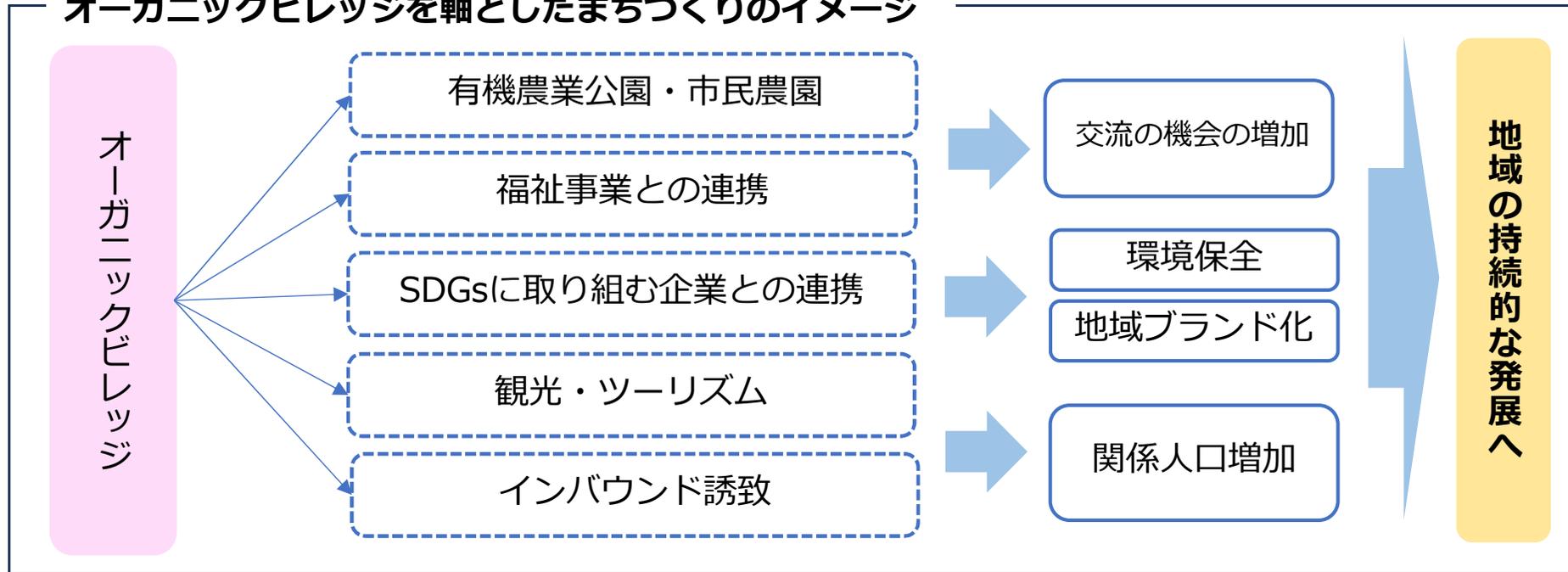
有機農業の地域づくりのヒント
オーガニックビレッジの考え方進め方
事例・質問集

これからのオーガニックビレッジと発展③

オーガニックビレッジを軸としたまちづくり

➤ オーガニックビレッジを軸として、様々な関係者や地域住民をとともに、市民農園での交流や環境保全等に取り組むことで、関係人口の増加につながり、地域の持続的な発展を可能とする。

オーガニックビレッジを軸としたまちづくりのイメージ



【取組事例】

- 地域おこし協力隊制度を利用した新規就農希望者の受け入れを行う。（高山村）
- 「有機農業を核とした有機的な繋がりが広がるまちの実現」を提案し「SDGs 未来都市」に選定。（山都町）
- 有機農業の拠点として、市民農園やイベントの開催等で活用できる「オーガニックビレッジパーク」を創設予定。（亀岡市）

みどりの食料システム戦略推進総合対策

令和8年度予算概算決定額 574百万円（前年度 612百万円）
（令和7年度補正予算額 4,000百万円）

<対策のポイント>

地球温暖化等の気候変動や生産資材の海外依存による農林漁業への影響が顕在化している中で、みどりの食料システム戦略に基づき、環境と調和のとれた食料システムを確立するため、調達から生産、加工・流通、消費に至るまでの環境負荷低減等の取組やそれらを広げるための環境づくりを推進します。

<事業目標>

化学農薬・化学肥料の使用量低減等、みどりの食料システム戦略に掲げたKPIの達成 [令和12年]

<事業の内容>

<事業イメージ>

地球温暖化や生産資材調達の不安定化が深刻化する中、環境と調和のとれた食料システムの確立の重要性は増大

調達

- 地域資源・再生可能エネルギーの活用
- 家畜排せつ物、食品残渣などを活用したバイオマスの地産地消など



生産

- 有機農業のスマート化
- 化学農薬・化学肥料の低減
- 施設園芸省エネルギー化
- 生分解性マルチの導入など



みどりの食料システム戦略

消費

- 環境負荷低減の取組の「見える化」
- 有機農産物のマルシェの開催や学校給食での利用など



加工・流通

- 環境負荷を低減した農産物の加工・流通の合理化
- 有機農産物専用加工設備の導入など



環境負荷低減と生産性向上を両立した食料・農林水産業を実現

[お問い合わせ先]

大臣官房みどりの食料システム戦略グループ (03-6744-7186) 59

1. 環境負荷低減や地域資源・エネルギー利用に向けたモデル的取組への支援

① 地域の関係者が集まった協議会に対し、以下の技術実証等を支援します。

- ア 化学農薬・化学肥料の使用量低減、高温等の気候変動への適応、アミノ酸バランス改善飼料の導入、先端技術による省力化等
- イ 収量・品質等を低下させずエネルギー投入量を低減できる施設園芸における栽培体系への転換
- ウ 農業由来廃プラスチックの新たなリサイクル技術等の資源循環や排出抑制のモデル的取組
- エ 営農型太陽光発電、次世代型太陽電池のモデル的取組

② 都道府県や市町村に対し、以下の体制づくり等を支援します。

- ア みどり認定者の生産面・販売面の課題解決をサポートするみどりトータルサポートチームの整備
- イ 地域の資源・再生可能エネルギーを循環利用する地域づくり（農林漁業循環経済先導計画）
- ウ 生産から消費まで一貫して有機農業を推進する有機農業推進拠点（オーガニックビレッジ）づくり

③ 農業者や事業者に対し、以下の取組にかかる経費等を支援します。

- ア 有機農業の拡大に向けたスマート農機の導入や販路確保等 【みどり法の認定を受けた農業者】
- イ 慣行農業から有機農業への転換、有機農業での就農 【みどり法の認定を受けた農業者】
- ウ 除草機や堆肥舎などの機械・施設の導入 【みどり法の特定認定を受けた農林漁業者】
- エ 堆肥プラントや物流・加工施設の導入等 【みどり法の認定を受けた事業者】
- オ バイオマスプラントの導入等 【地域のバイオマスを活用する事業者等】

2. 食料システム全体で取組を広げるための環境づくり

民間団体への委託または補助により、以下の取組を推進します。

- ア 関係者の理解促進やJ-クレジット創出拡大、環境負荷低減の取組の「見える化」の推進
- イ 有機農産物等の共同調達の取組や地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進に向けた専門家による相談対応などの支援
- ウ 新たな環境直接支払交付金創設に向けた事務効率化の検証、農林水産省の全事業に対する環境配慮のチェック・要件化の本格実施に向けた検証など

<事業の流れ>



<対策のポイント>

みどり認定農業者等による環境負荷低減の取組の拡大・定着に向け、都道府県が行う、みどり認定農業者等のサポート体制（みどりトータルサポートチーム）の構築と人材育成、みどりトータルサポートチーム等が行う、課題解決サポートと取組拡大に向けた意識醸成等を推進します。

<事業目標>

化学農薬・化学肥料の使用量低減等、みどりの食料システム戦略に掲げたKPIの達成〔令和12年〕

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. みどりトータルサポートチームの体制整備

① みどりトータルサポートチームの構築及び運営

みどりの食料システム法に基づく計画の認定を受けた農業者（みどり認定農業者）等による環境負荷低減の取組を拡大・定着させるための、生産から販売、経営までの課題解決を目的とした、都道府県が行う関係自治体や関係事業者、専門家等で構成されるみどりトータルサポートチームの構築及びその運営を支援します。

② 専門技術を持つ指導者の育成

都道府県が行う有機農業等の技術指導者の人材育成を支援します。

2. 環境負荷低減による先進的な産地構築の推進

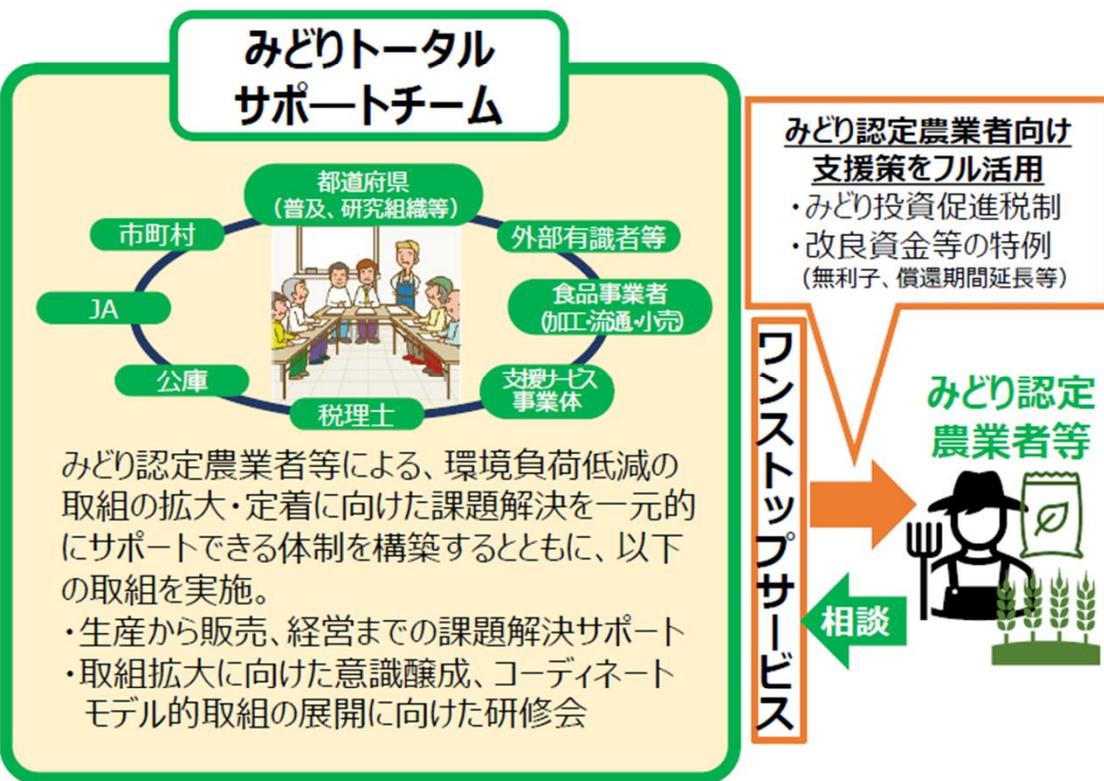
みどりトータルサポートチーム等がみどり認定農業者等に対して行う以下の取組を支援します。

① 生産から販売、経営までの課題解決サポート

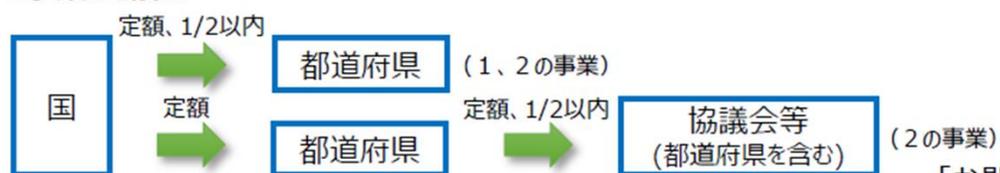
- ア 環境と調和した栽培を行うための助言や指導、検討会、展示ほの設置
- イ 堆肥などの資材調達に必要な事業者とのマッチング
- ウ 農産物等の販路拡大に向けた小売・流通・加工事業者とのマッチング
- エ 消費者に対する理解醸成の活動

② 取組拡大に向けた活動

- ア みどりの食料システム法に基づく特定計画の認定・有機協定の締結に向けた地域の農業者や地権者の意識醸成、合意形成のためのコーディネート
- イ 有機農業等のモデル的取組を都道府県内に展開するための研修会



<事業の流れ>



<対策のポイント>

みどりの食料システム法に基づき基盤確立事業実施計画の認定を受けた事業者が行う、環境負荷低減に資する資材の生産・販売や環境負荷低減の取組を通じて生産された農林水産物を用いた新商品の生産・販売、流通の合理化に必要な機械・施設の導入等を支援します。また、みどりの食料システム法に基づき特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた農林漁業者等が行う計画の実施に必要な機械・施設の導入を支援します。

<事業目標>

化学農薬・化学肥料の使用量低減等、みどりの食料システム戦略に掲げたKPIの達成〔令和12年〕

<事業の内容>

1. 基盤確立事業の認定者が行う機械・施設導入支援等

環境負荷低減に資する取組を行う事業者が、みどりの食料システム法に基づく基盤確立事業実施計画の認定を受けて行う機械・施設の導入等を支援します。

① 支援対象となる基盤確立事業の認定取組

資材の生産・販売の取組、新商品の生産・販売の取組、流通の合理化の取組

② 支援内容

(ハード支援) 認定を受けた取組の実施に必要な機械・施設の導入

(ソフト支援) 農林水産物の調達先の調査、効果検証、情報発信の取組等

※ソフト支援については、基盤確立事業の認定見込み者を含む。

2. 特定計画の認定者等が行う機械・施設導入支援

地域ぐるみで環境負荷低減に取り組む農林漁業者等が、みどりの食料システム法に基づく特定環境負荷低減事業活動実施計画(特定計画)等の認定を受けて行う機械・施設の導入を支援します。

① 支援対象者

ア 特定計画の認定を受けた農林漁業者

イ 特定計画で関連措置実施者（農林漁業者へ資材・機械等の提供を行う者）に位置づけられた事業者

ウ みどり認定を受けた大規模有機農業者

② 支援内容

認定を受けた取組の実施に必要な機械・施設の導入

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 基盤確立事業の認定者が行う機械・施設導入支援等

<ハード支援のイメージ>



ペレット堆肥の製造に係る機械導入



食品加工施設の整備



区分管理のための小規模貯蔵施設の整備

(ハード支援)
交付率：1/2
交付金額の上限：2億円
※総事業費が1億円以上の事業が対象

(ソフト支援)
交付率：定額
交付金額の上限：650万円

<ソフト支援のイメージ>



適用作物の拡大に向けた栽培実証



PRのための展示会への出展



生産者の合意形成のための打合せ

2. 特定計画の認定者等が行う機械・施設導入支援

みどり認定者

うち特定計画の認定者・関連措置実施者又は大規模有機農業者

認定を受けた取組の実施に必要な機械・施設を導入



地域におけるモデル的な取組



水田除草機



堆肥舎

交付率：1/2
交付金額の上限
※1経営体で導入する場合
(機械導入支援)：200万円
(施設整備支援)：1,000万円

みどりの食料システム戦略推進交付金のうち
グリーンな生産体系加速化事業

令和8年度予算概算決定額 574百万円（前年度 612百万円）の内数
 （令和7年度補正予算額 4,000百万円（前年度 3,828百万円）の内数）

<対策のポイント>

産地に適した「環境にやさしい生産技術」と「省力化に資する技術」を取り入れるなど、**グリーンな生産体系への転換**を加速化するため、農業者、地方公共団体、民間団体等の地域の関係者が集まった協議会等が農産・畜産の産地に適した技術を検証し、定着を図る取組を支援します。

<事業目標>

- 化学農薬使用量（リスク換算）の低減（10%低減）
- 化学肥料使用量の低減（20%低減）
- 有機農業の面積（6.3万ha）
[令和12年]
- 農林水産業のCO₂ゼロエミッション化（1,484万t-CO₂）
- 畜産関連GHGの低減（29万t-CO₂）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. グリーンな栽培体系加速化事業

環境にやさしい栽培技術※¹や気候変動適応技術※²とともに省力化に資する技術を取り入れたグリーンな栽培体系の検証や、検証に必要なスマート農業機械等の導入等を支援します。

- ※1 ア 検証・普及を加速化すべき環境にやさしい栽培技術（病害虫等の発生予察・予測、可変施肥、局所施肥、水稻有機栽培における先進的な除草技術、プラスチック被覆肥料の代替技術 等）
- イ 複数の産地が連携して実施する環境にやさしい栽培技術
- ※2 高温等の影響を回避・軽減する栽培管理等の技術（遮光資材の導入等）

2. グリーンな飼養体系加速化事業

環境にやさしい飼養技術※³を取り入れたグリーンな飼養体系の検証を支援します。

- ※3 アミノ酸バランス改善飼料、ゲップ抑制に資する飼料添加物、バイパスアミノ酸によるGHG削減技術
- 〔支援内容〕
- ① 検討会の開催
 - ② **グリーンな生産体系**の検証
 - ③ ②に必要な**スマート農業機械等の導入等**（1の事業のみ）
 - ④ グリーンな栽培・飼養体系の実践に向けた**栽培・飼養マニュアルの作成、産地戦略（指針・計画）の策定、情報発信（HP掲載等）**

※以下の場合に優先的に採択します。

- ・みどりの食料システム法に基づく**特定区域**において取組を行う場合
- ・事業実施主体の構成員（農業者、民間団体等）が「**みどり認定**」を受けている場合 等

<事業の流れ>



以下の1又は2を検証

検討会の開催（環境負荷低減に向けた取組方針の検討等）

1. グリーンな栽培体系の検証

環境にやさしい栽培技術(例)



省力化に資する技術(例)



気候変動適応技術(例)



検証に必要な
 スマート農業機械等の導入



2. グリーンな飼養体系の検証



栽培・飼養マニュアル・産地戦略（指針・計画）の策定

グリーンな生産体系の全国展開の加速化

〔お問い合わせ先〕 (1の事業) 農産局技術普及課 (03-6744-2107)
 (2の事業) 畜産局総務課畜産総合推進室 (03-6744-0568)

みどりの食料システム戦略推進交付金のうち
有機農業拠点創出・拡大加速化事業

令和8年度予算概算決定額 574百万円（前年度 612百万円）の内数
 （令和7年度補正予算額 4,000百万円（前年度 3,828百万円）の内数）

<対策のポイント>

地域ぐるみで有機農業の取組を推進するため、みどりの食料システム法に基づく特定区域の設定等に向けて取り組む市町村等が行う、生産から消費まで一貫して有機農業を推進する取組の試行や産地づくりに加え、産地と消費地が連携した取組等を支援し、有機農業の推進拠点となる地域（オーガニックビレッジ）を創出します。

<事業目標>

有機農業の面積（6.3万ha [令和12年]）

<事業の内容>

地域ぐるみで有機農業の取組を推進するため、みどりの食料システム法に基づく**特定区域の設定等**に向けて取り組む市町村等が行う、**生産から消費まで一貫した有機農業**を推進する取組の試行等を支援します。

1. 有機農業実施計画の策定

有機農業実施計画の策定及び特定区域の設定等に向けた検討会の開催や試行的な取組の実施等を支援

2. 有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践

有機農業実施計画の実現に向けた取組の実践や課題解決に向けた調査等を支援

3. 飛躍的な拡大産地の創出

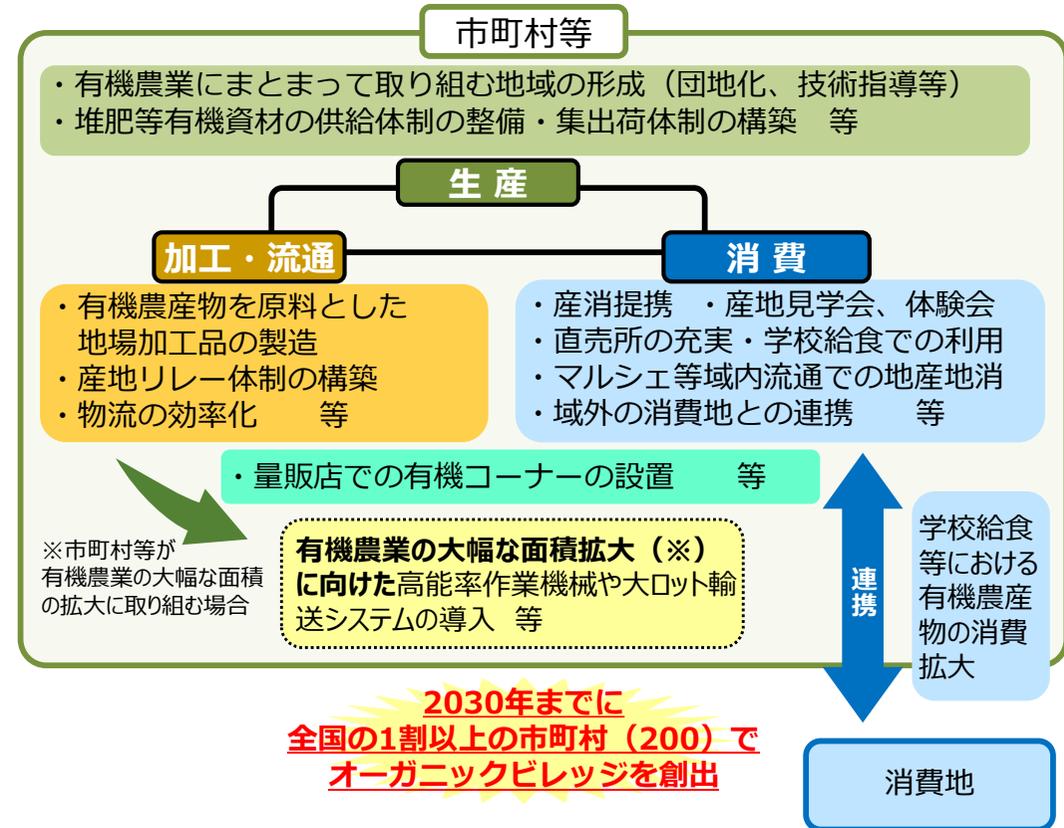
2の取組を開始した翌年度以降に、有機農業の取組面積の大幅な拡大に向けて取り組む地域を支援

※1、2について、産地と消費地が連携して消費拡大に取り組む場合に上限を加算します。

※以下の場合に優先的に採択します。

- ・事業実施主体の構成員がみどり認定等を受けている場合
- ・事業実施地域内の有機農業の取組が、地域計画に位置付けられている場合
- ・事業実施計画においてフラッグシップ輸出産地と同一の対象地域・対象品目に関する取組が位置付けられている場合 等

<事業イメージ>



<事業の流れ>



オーガニックビレッジを拠点として、有機農業の取組を広域に展開

【お問い合わせ先】 農産局農業環境対策課（03-6744-2114）

みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち
有機農業推進総合対策事業

令和8年度予算概算決定額 574百万円（前年度 612百万円）の内数
 （令和7年度補正予算額 4,000百万円の内数）

<対策のポイント>

有機農業の拡大に向けた環境づくりを推進するため、民間団体が行う、**産地販売戦略の企画助言・新規就農者の農用地確保の支援**や、**農業者の技術習得等による人材育成**、有機農業の栽培技術を広域的に指導する**活動等**を**一体的に行う取組**や、有機農産物等の**通年供給とロット拡大**に向けた**共同調達・共同利用**、消費拡大に資する**消費者理解醸成**の取組等を支援します。

<事業目標>

- 有機農業の面積拡大（6.3万ha [令和12年]）
- 有機農業者数の増加（3.6万人 [令和12年]）
- 有機食品の国産シェア拡大（84% [令和12年]）
- 国内の有機食品市場の拡大（3,280億円 [令和12年]）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 有機農業新規参入促進事業

農業者が有機農業に新規参入しやすい環境を一体的に整備するため、以下の取組を支援します。

- ①オーガニックプロデューサーによる産地販売戦略の企画助言や新規就農者の農用地確保の支援等
- ②新たに有機農業に取り組む農業者に対する、有機JASに関する講習受講等の支援
- ③有機農業の現地指導・研修を広域的に行う団体等の指導活動

2. 有機農産物等の共同調達・共同利用等支援事業

(1) 有機農産物の利用拡大を推進するため、以下の取組を支援します。

- ①有機農産物等の産地間連携実証
- ②生産規模・ニーズに応じた販売戦略の策定

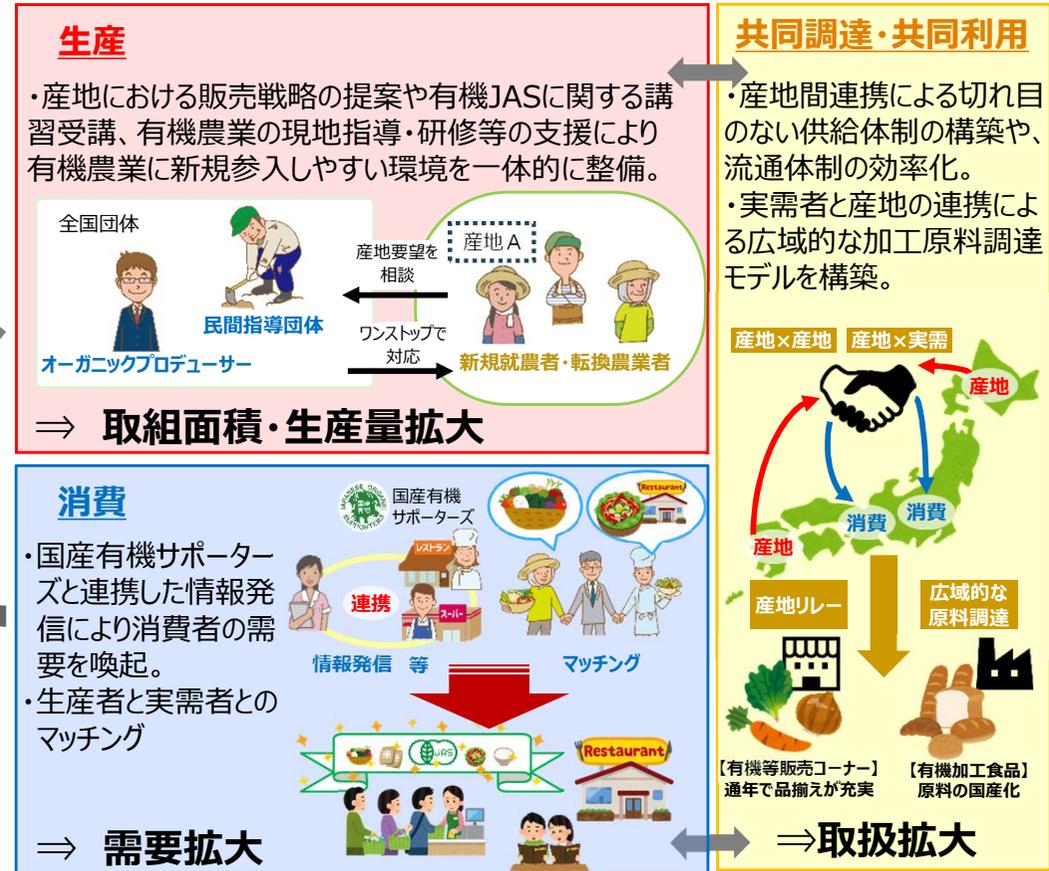
(2) 国産原料を使用した有機加工食品の取扱いを拡大するため、以下の取組を支援します。

- ①実需者と産地が連携した加工原料の共同調達
- ②有機JAS認証取得や商品開発等
- ③流通・加工事業者に向けた事例紹介等の情報発信

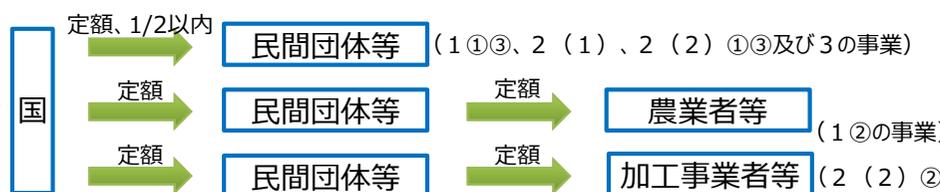
3. 国産有機農産物等需要拡大支援事業

国産有機食品に対する需要を拡大するため、以下の取組を支援します。

- ①小売等の事業者（国産有機サポーターズ）と連携した消費者への情報発信
- ②生産者と小売事業者、外食・中食事業者等とのマッチング



<事業の流れ>



みどりの食料システム戦略推進交付金のうち
有機転換推進事業

令和8年度予算概算決定額 574百万円（前年度 612百万円）の内数
（令和7年度補正予算額 4,000百万円（前年度 3,828百万円）の内数）

<対策のポイント>

有機農業の面積拡大に向けて、慣行農業からの転換等により新たに有機農業を開始する農業者に対し、取組面積に応じて支援します。

<事業目標>

有機農業の面積（6.3万ha [令和12年]）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 有機農業への転換推進

新たに有機農業への転換等に取り組む農業者に対し、有機種苗の購入や土づくり、病害虫が発生しにくいほ場環境の整備といった有機農業の生産開始に必要な経費相当額を支援します。

① 対象者：ア 有機農業に取り組む新規就農者（就農後3年以内）
イ 慣行農業から有機農業への転換に取り組む農業者
（※）これまでに本事業による支援を受けていない者であること

② 対象農地：慣行農業から有機農業への転換初年度となる農地

③ 単価：10aあたり2万円以内

（本事業は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。）

④ 要件：ア 将来的に国際水準の有機農業に取り組むこと
イ みどり認定を受けている、又は受ける予定があること
ウ 有機農業での新規就農者の場合、
地域における国際水準の有機農業の平均的な収量とおおむね同等以上の収量実績があること

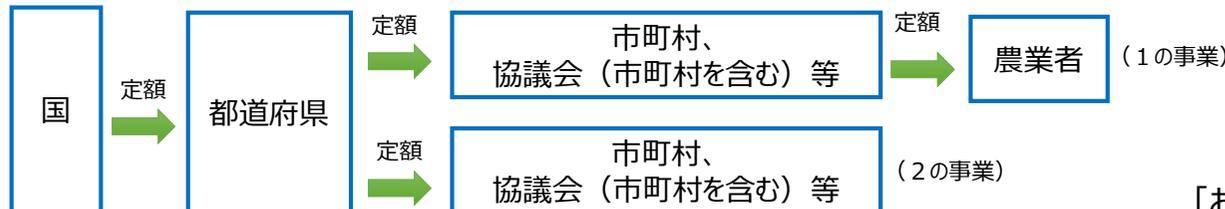
等



2. 推進事務

都道府県、市町村等に対し、有機転換推進事業の推進事務費を支援します。

<事業の流れ>



慣行農業から有機農業への転換

<対策のポイント>

肥料の国産化に向けて、畜産由来の堆肥や下水汚泥資源などの国内資源の肥料利用を推進するため、**肥料の原料供給事業者、肥料製造事業者、肥料利用者の連携づくりや施設整備等を支援**するとともに、**価格転嫁が間に合わない場合に必要となる肥料価格急騰対策に関する調査等**を実施します。

<事業目標>

肥料の使用量（リンベース）に占める国内資源の利用割合を拡大（40% [令和12年度まで]）

<事業の内容>

1. 施設整備等への支援

- ①堆肥等の高品質化・ペレット化など、広域流通等に必要な施設整備等を支援します。【補助上限額：20億円（畜産局事業は補助上限額なし）】
- ②温室効果ガスの排出削減に資する家畜排せつ物の管理方法への変更を行うための施設整備等を支援します。

2. 国内資源の肥料利用拡大等の取組への支援

- ①ほ場での効果検証の取組、成分分析、検討会開催、機械導入等を支援します。【補助上限額：肥料の試作2百万円、それ以外3千万円（農産局事業のみ）】
- ②関係事業者間のマッチングや理解醸成等の取組を支援します。

3. 肥料価格急騰対策に関する調査

国内外の肥料原料価格等の動向を把握する調査を行います。

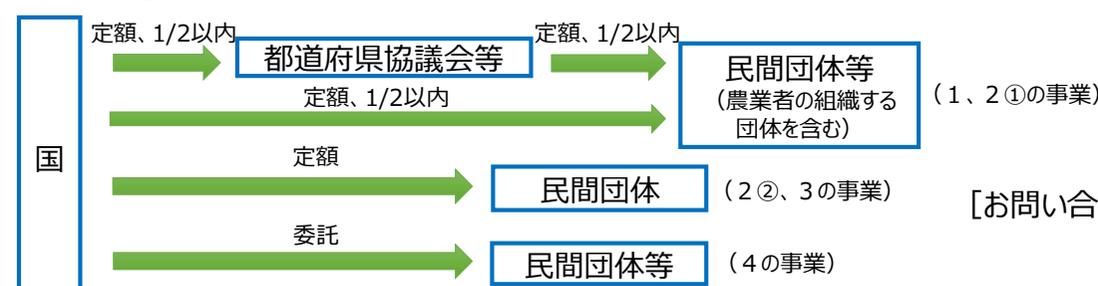
4. 国内資源の肥料利用拡大に向けた調査

国内資源の肥料利用の効率化に必要な全国の土壌養分等の状況を調査します。

<事業イメージ>



<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 (1①、2、3の事業) 農産局技術普及課 (03-6744-2107)
 (2①、4の事業) 農業環境対策課 (03-3593-6495)
 (1、2の事業) 畜産局畜産振興課 (03-6744-7189)

<対策のポイント>

農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るとともに、みどりの食料システム戦略の実現に向けて、農業生産に由来する環境負荷を低減する取組と合わせて行う**地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動**を支援します。

<事業目標>

温室効果ガス排出削減への貢献、生物多様性保全の推進

※令和9年度を目標に創設する新たな環境直接支払交付金については、本事業を見直し、みどりの食料システム法認定農業者による先進的な環境負荷低減の取組を支援することを検討します。

<事業の内容>

1. 環境保全型農業直接支払交付金 2,686百万円（前年度2,686百万円）

- ① 対象者：農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等
- ② 対象となる農業者の要件
 - ア 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
 - イ 環境負荷低減のチェックシートによる自己点検に取り組むこと
 - ウ 環境保全型農業の取組を広げる活動（技術向上や理解促進に係る活動等）に取り組むこと
- ③ 支援対象活動

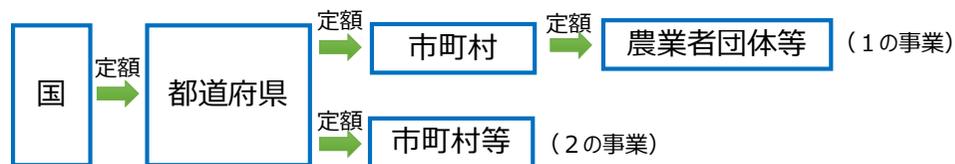
化学肥料、化学農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動
- ④ 取組拡大加算

有機農業の新規取組者の受入れ・定着に向けた活動を支援

2. 環境保全型農業直接支払推進交付金 118百万円（前年度118百万円）

都道府県、市町村等による環境保全型農業直接支払交付金事業の推進を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【支援対象取組・交付単価】

化学肥料、化学農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う以下の取組

▶ 全国共通取組 国が定めた全国を対象とする取組

全国共通取組		取組内容	交付単価 (円/10a)
有機農業	そば等雑穀、飼料作物以外 ^{注1}	国際水準の有機農業を実施する移行期の取組 (有機JAS認証取得を求めるものではありません。)	14,000
	そば等雑穀、飼料作物		3,000
堆肥の施用 ^{注2}		主作物の栽培期間の前後のいずれかに堆肥を農地へ施用（0.5t（水稻）又は1t（水稻以外）/10a以上）する取組	3,600
緑肥の施用 ^{注2}		カバークロープ、リビングマルチ、草生栽培のいずれかを実施する取組	5,000
総合防除 ^{注2}	そば等雑穀、飼料作物以外	総合防除実践指標の6割以上を達成するとともに、畦畔除草管理や交信攪乱剤の利用等の活動を実施する取組	4,000
	そば等雑穀、飼料作物		2,000
炭の投入		炭を農地へ施用（50kg又は500L/10a以上）する取組	5,000

注1 このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合（土壌診断を実施した上で、堆肥の施用、緑肥の施用、炭の投入のいずれかを実施する場合）に限り、2,000円/10aを加算。

注2 主作物が水稻の場合、長期中干しや秋耕等のメタン排出削減対策をセットで実施。

▶ 地域特認取組 地域の環境や農業の実態等を踏まえ、都道府県が申請し、国が承認した、地域を限定した取組

※交付単価は、都道府県が設定します。
※全国共通取組或多面的機能支払での支援対象となっていない取組が対象

【取組拡大加算】

有機農業に新たに取り組む農業者の受入れ・定着に向けて、栽培技術の指導等の活動を実施する農業者団体に対し、活動によって増加した新規取組面積に応じて支援（交付単価：4,000円/10a）

※本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みであり、交付金が減額されることがあります。

【お問い合わせ先】 農産局農業環境対策課（03-6744-0499） 67

現行制度を踏まえた新たな環境直接支払交付金の見直しの方向性

- **現行の環境保全型農業直接支払交付金**は、多面法の計画認定に基づき、地球温暖化防止や生物多様性保全等の**自然環境保全に資する営農活動を支援**。
- **新たな環境直接支払交付金**は、食料・農業・農村基本計画に基づき、現行環直の実施内容を踏まえ、**みどり法の認定農業者を対象**とし、**導入リスク等も考慮した支援**にするとともに、支援対象取組や支援水準を定期的に見直す方向で検討。

環境保全型農業直接支払交付金 (現行対策)

- ① 対象者：多面法に基づき計画認定を受けた**農業者団体等**
- ② 支援対象活動：
化学肥料、農薬を原則 5 割以上低減する取組と合わせて行う、**地球温暖化防止や生物多様性保全等の自然環境保全に資する営農活動**

【支援対象取組】



- ③ 交付単価：**営農活動の掛かり増しコストに着目して設定**
- ④ 負担割合：国 1 / 2、県 1 / 4、市 1 / 4
- ⑤ 交付ルート：国→都道府県→市町村→農業者団体等

新たな環境直接支払交付金の検討方向

新たな環境直接支払交付金については、令和7年4月に閣議決定された、食料・農業・農村基本計画に基づき、以下の方向性で検討

- クロスコンプライアンスの取組よりも更に進んだ環境負荷低減を図る持続的な生産体系への転換について、現行の環境保全型農業直接支払制度を見直し、2027年度を目標に新たな環境直接支払交付金を創設
- 具体的には、みどりの食料システム法の認定を受けた農業者を対象として、
 - ・ 導入リスク等に応じた仕組みとすること、
 - ・ 支援対象となる環境負荷低減の取組及び支援水準は、その取組の普及状況や技術開発等に応じて定期的に見直しを行うことを考慮しつつ検討

グローバル産地生産流通基盤強化緊急対策のうち 有機JAS認証、GAP認証取得等の支援

令和7年度補正予算額 45百万円

<対策のポイント>

国際的に市場規模・取引量が拡大している中、輸出の機会を逸さないよう**有機JAS認証及びGAP等認証の取得や商談の実施等、GAP認証審査員等を対象とした研修会の開催**を支援するとともに、新規市場の開拓・輸出先の多角化のため**有機食品の市場動向調査**を実施します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

有機農畜産物・加工品等やGAP認証農産物の輸出拡大に向け、以下の取組を支援します。

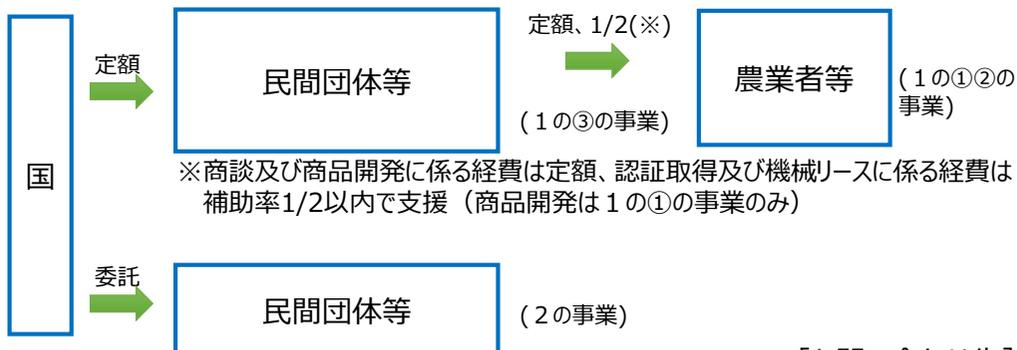
1. 有機JAS認証、GAP認証取得等支援事業

- ① 有機JAS認証の取得、商談の実施等
- ② GAP等認証（GLOBALG.A.P.、JGAP、MPS等）の取得、商談の実施
- ③ GAP認証審査員等を対象とした研修会の開催

2. 有機食品の市場動向調査

輸出が期待される国や品目等の調査を実施

<事業の流れ>



[お問い合わせ先] (1の①、2の事業) 農産局農業環境対策課有機農業推進班 (03-6744-2494)
(1の②③の事業) 農産局農業環境対策課GAP推進グループ (03-6744-7188)

<事業イメージ>

1 有機JAS認証、GAP認証取得等支援事業

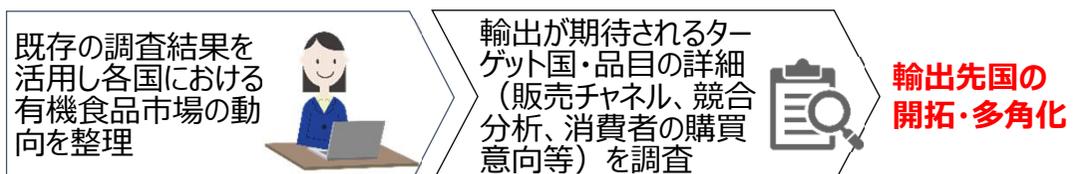
有機JAS認証、GAP等認証取得等支援（①②）



GAP認証審査員等を対象とした研修会開催（③）



2 有機食品の市場動向調査



<対策のポイント>

有機農業の更なる面的拡大を促進するため、スマート農業技術等の導入による地域の実情に応じた生産性向上や、有機農産物の保管や加工のための設備導入等を通じた販路の確保に取り組む農業者等を支援します。

<事業目標>

- 有機農業の面積 (6.3万ha [令和12年])
- スマート農業技術を活用した面積の割合 (50% [令和12年])

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. スマート農業技術等を活用した有機農業の拡大

有機農業の拡大に意欲的に取り組む農業者等に対して、スマート農業技術等を活用した生産、加工、流通・販売の取組を支援します。

【支援内容】

- ① スマート農業技術等に関する機械等の導入
(自動走行農機、高能率水田除草機・抑草ロボット、専用保管設備、スマート選別機等)
- ② 有機農業の拡大に向けた取組
(ほ場での試験栽培、専用保管設備等の活用による流通体制の効率化、有機加工品の開発等を通じた販路拡大等)

【支援要件】

- ① スマート農業技術等の導入により有機農業の生産拡大に取り組むこと
- ② 地域計画に位置付けられた農業者等であること
- ③ みどり認定を受けている、又は申請を行っていること等の全ての要件を満たすこと

2. 有機農業拡大支援

1の支援対象者を含む地域一体の取組をサポートするため、都道府県、市町村等による専門家の派遣や講習会、販売促進活動等の取組を支援します。

<事業の流れ>



1. スマート農業技術等を活用した有機農業の拡大

生産

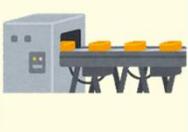
スマート農業技術等の導入・活用





加工

加工品の試作、有機JAS対応加工設備の導入・活用

流通・販売

専用保管設備、スマート選別機等の導入






有機農業の更なる拡大

生産面における効率化、省力化

流通体制の効率化、加工品開発等による販路拡大

2. 有機農業拡大支援



1の支援対象者等



行政面からの支援イメージ



講習会の実施



専門家の派遣



販売促進活動

<対策のポイント>

地域の関係者が集まった協議会等が行う、地域の再生可能エネルギー資源を活用した地域循環型エネルギーシステムの構築のための再生可能エネルギー利用のモデル的取組及び資源作物（ソルガム、ヤナギ等）や未利用資源（稲わら、もみ殻、竹、廃菌床等）のエネルギー利用に向けた実証を支援します。

<事業目標>

- 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入〔令和12年〕
- バイオマスの利用率（80%）〔令和12年〕

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 営農型太陽光発電のモデル的取組支援

1. 営農型太陽光発電のモデル的取組支援

地域ぐるみの話し合いによって、適切な営農と発電を両立する営農型太陽光発電のモデルを策定し、導入実証を行う取組を支援します。



地域で最適な作物、設備設計、電力供給等について検討し、モデルを策定



策定したモデルに基づいて、地域に最適な営農型太陽光発電設備を導入

2. 次世代型太陽電池（ペロブスカイト）のモデル的取組支援

2. 次世代型太陽電池（ペロブスカイト）のモデル的取組支援

農林漁業関連施設等への次世代型太陽電池（ペロブスカイト）と蓄電池の導入実証を支援します。



ペロブスカイトのイメージ（積水化学提供）

既存のシリコン系太陽光パネルの導入が難しい農林漁業関連施設等に、次世代型太陽電池を導入



導入手法、導入効果、課題（経済性、安全性、耐久性等）等の検証を行い、検証結果をとりまとめ

3. 未利用資源等のエネルギー利用促進への実証支援

3. 未利用資源等のエネルギー利用促進への実証支援

① バイオ燃料等製造に係る資源作物の栽培実証

① バイオ燃料等製造に係る資源作物の栽培実証

国産バイオマスの一層の活用に向け、荒廃農地等を活用した資源作物由来のバイオ燃料等製造に係る検討、栽培実証、既存ボイラーにおける燃焼実証を支援します。

検討会開催 荒廃農地等を活用した栽培実証 栽培体系の分析



ソルガム

ヤナギ

② 未利用資源の混合利用促進

② 未利用資源の混合利用促進

木質バイオマス施設等における未利用資源の混合利用を促進するため、既存ボイラー形式等の仕様・運用実態等の調査や炉への影響や混合利用による効果の検証等を支援します。



地域で課題となっている未利用資源

既存施設の燃料材

エネルギー化



木質バイオマス発電所等

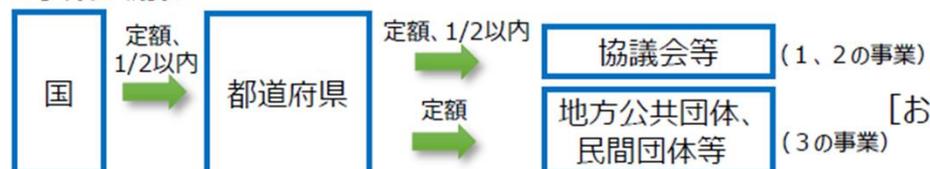
- ① 資源作物の燃焼実証
- ② 未利用資源の混焼実証

※以下の場合に優先的に採択します。

- ・みどりの食料システム法に基づく特定区域において取組を行う場合
- ・事業実施主体の構成員（農業者、民間団体等）が「みどり認定」等を受けている場合
- ・農林漁業循環経済先導計画に基づく取組を行う場合

等

<事業の流れ>



資源作物や未利用資源の利活用による再生可能エネルギーの導入推進

【お問い合わせ先】（1、2の事業）大臣官房環境バイオマス政策課（03-6744-1508）

（3の事業）大臣官房環境バイオマス政策課（03-6738-6479）

バイオマスの地産地消

令和8年度予算概算決定額 574百万円（前年度 612百万円）の内数
〔令和7年度補正予算額 4,000百万円（前年度 3,828百万円）の内数〕

<対策のポイント>

地域のバイオマスを活用したエネルギー地産地消に取り組む事業者等が行う、バイオマスプラント等の調査、設計、実証、施設整備を支援するとともに、バイオ液肥散布車等の導入やバイオ液肥の利用促進のための取組等を支援します。

<事業目標>

- 化学肥料使用量の低減（72万トン（20%低減））〔令和12年〕
- 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入〔令和12年〕
- バイオマスの利用率（80%）〔令和12年〕

<事業の内容>

1. 地産地消型バイオマスプラント等の導入（事業化の推進・施設整備）

家畜排せつ物、食品廃棄物、農作物残渣等の地域資源を活用し、売電に留まることなく、熱利用、地域レジリエンス強化を含めた、エネルギー地産地消の実現に向けて、調査、設計、実証、施設整備（マテリアル製造設備を含む）、施設の機能強化対策、効果促進対策等を支援します。

2. バイオ液肥散布車等の導入（機械導入）

メタン発酵後の副産物（バイオ液肥）の肥料利用を促進するため、バイオ液肥散布車等の導入を支援します。

3. バイオ液肥の利用促進

- ① 散布機材や実証ほ場を用意し、バイオ液肥をほ場に散布します。（散布実証）
- ② 散布実証の結果に加え、バイオ液肥の成分や農作物の生育状況を調査・分析し、肥料効果を検証します。（肥効分析）
- ③ 普及啓発資料や研修会等により利用拡大を図ります。（普及啓発）

※以下の場合に優先的に採択します。

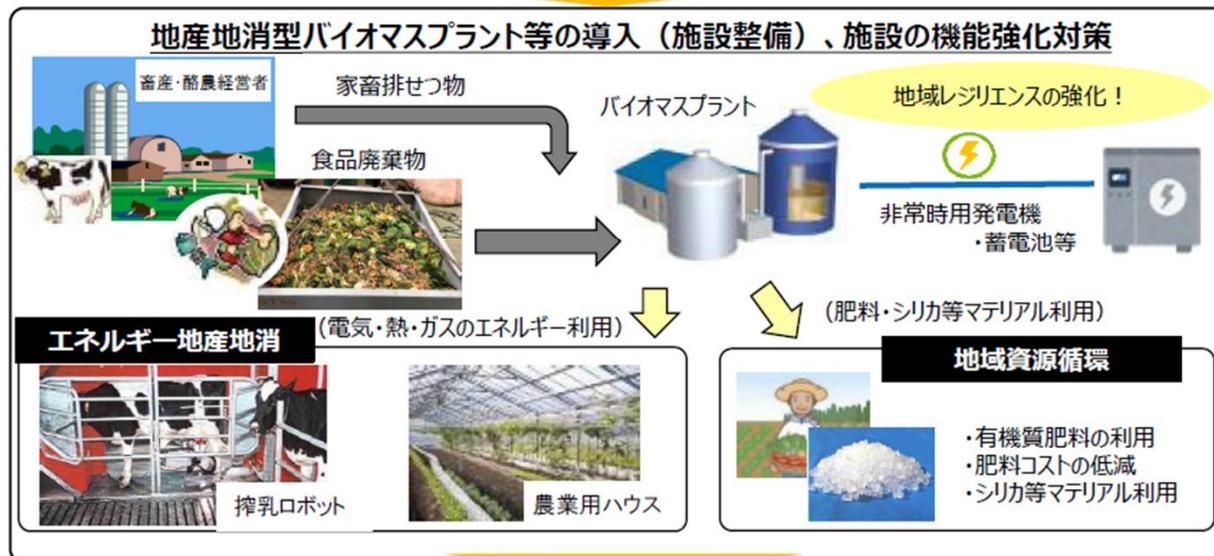
- ・みどりの食料システム法に基づく特定区域において取組を行う場合
- ・事業実施主体の構成員（農業者、民間団体等）が「みどり認定」等を受けている場合
- ・農林漁業循環経済先導計画に基づく取組を行う場合

<事業の流れ>



<事業イメージ>

事業化の推進（調査・設計・実証）



バイオ液肥散布車等の導入



副産物の有効利用！

バイオ液肥の利用促進

- ① 散布実証
- ② 肥効分析
- ③ 普及啓発